

骨粗鬆症治療薬の薬剤料の推移等について

保険局調査課
(平成31年3月)

2013年4月～2018年3月調剤分(2013年5月～2018年4月審査分の調剤レセプト(電算処理分)を分析し、骨粗鬆症治療薬の薬剤料の推移、投薬日数の分布等を集計した。本分析に関する詳細データについては、下記URLにて公表する。

(https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/database/zenpan/xls/cyouzai_doukou_topics_h31_03-2.xls)

目次

P2～4 集計対象、集計方法などについて

P5～9 骨粗鬆症治療薬の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P10～15 ビスホスホネートの薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P16～21 SERMの薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P22～27 活性型ビタミンD製剤の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P28～33 ビタミンK製剤の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P34～39 Ca製剤の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P40～45 副甲状腺ホルモン製剤の薬剤料の推移、地域差指数(年齢調整後)などについて

P46～57 骨粗鬆症治療薬の後発医薬品割合(数量ベース、新指標)などについて

P57～72 骨粗鬆症治療薬の投薬日数の分布について

P73～75 骨粗鬆症治療薬の薬剤種類数の分布について

P76 詳細データについて

集計対象、集計方法などについて

(1) 集計対象

2013年4月～2018年3月調剤分(2013年5月～2018年4月審査分)の調剤レセプト

(2) 集計方法

- ① 骨粗鬆症治療薬の種類毎に調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から薬剤料及び規格単位数量を集計。これを年齢階級別^(※1)、都道府県別に処方箋枚数(受付回数)^(※2)で除し、処方箋1枚当たり薬剤料を算出。
- ② 処方箋枚数(受付回数)を用いて行った年齢調整後の処方箋1枚当たり薬剤料を算出。年齢調整前と後の地域差指数を算出。骨粗鬆症治療薬の種類毎に、地域差指数の全国平均からの乖離(地域差指数-1)に対する寄与度を算出。
- ③ 骨粗鬆症治療薬の種類毎に、薬価基準告示上の規格単位毎に数えた数量で薬剤料を除し、平均薬価を算出。
- ④ 骨粗鬆症治療薬の種類毎に、投薬日数^(※3)の分布及び推移を算出。
- ⑤ 調剤された医薬品の薬剤種類数^(※4,5)の分布の推移を算出^(※6)。また、都道府県別、年齢階級別の値を算出。

※1 値の欠損等を考慮して、本分析においては一部を除いて0歳以上20歳未満の値は合計して1つの年齢階級としている。

※2 調剤報酬明細書の「受付回数」欄に記録された処方箋受付回数をいう。

※3 投薬日数の算出にあたっては、内服薬のみを集計の対象としている。

※4 薬剤種類数は、医薬品コード毎に剤形・薬効分類・一般名の一致する場合を同一種類として数えて集計を行っている。

※5 本資料における薬剤種類数はあくまで調剤1回(処方箋1枚(受付1回))当たりの薬剤種類数に関するものであり、患者が服用している全ての薬剤種類数ではないことに留意が必要。

※6 この部分では、同一レセプトにおける調剤情報レコードの調剤年月日が同一の場合の調剤を1回の調剤と見なして集計している。

集計対象、集計方法などについて

(3) 骨粗鬆症治療薬の集計対象範囲、各種類の内訳

薬剤料等の集計においては、各種類を下表の通り分類して集計した。

種類	対象
ビスホスホネート	○ 薬効中分類399に該当する医薬品のうち、一般名がエチドロン酸二ナトリウム、パミドロン酸二ナトリウム水和物、アレンドロン酸ナトリウム水和物、リセドロン酸ナトリウム水和物、ゾレドロン酸水和物、ミノドロン酸水和物、イバンドロン酸ナトリウム水和物のいずれかに該当するもの
SERM	○ 薬効中分類399に該当する医薬品のうち、一般名がラロキシフェン塩酸塩、バゼドキシフェン酢酸塩のいずれかに該当するもの
活性型ビタミンD製剤	○ 薬効中分類311に該当する医薬品のうち、一般名がアルファカルシドール、カルシトリオール、マキサカルシトール、ファレカルシトリオール、エルデカルシトールのいずれかに該当するもの
ビタミンK製剤	○ 薬効中分類316に該当する医薬品のうち、一般名がメナテレンオンに該当するもの
Ca製剤	○ 薬効中分類321に該当する医薬品のうち、L-アスパラギン酸カルシウム水和物、リン酸水素カルシウム水和物のいずれかに該当するもの
副甲状腺ホルモン製剤	○ 薬効中分類124に該当する医薬品のうち、一般名がテリパラチド酢酸塩、テリパラチド(遺伝子組換え)のいずれかに該当するもの
その他	○ 薬効中分類399に該当する医薬品のうち、一般名がイブリフラボン、エルカトニン、カルシトニン(サケ)、デノスマブ(遺伝子組換え)のいずれかに該当するもの

※ 投薬日数の分布・推移においては、医薬品コードを用いてビスホスホネートを「1日1回」「1週1回」「1月1回(4週1回を含む。)」に分けて集計した。なお、リセドロン酸水和物17.5mgは1日1回の用法・用量(骨ページェット病の場合)もあるが、「1週1回」に分類した。

集計対象、集計方法などについて

(4) 処方箋枚数(受付回数)を用いた年齢調整の方法

N_i : 全国の年齢階級 i の処方箋枚数(受付回数)

N : 全国の処方箋枚数(受付回数)

a_{ij} : 各都道府県の年齢階級 i 、薬剤種類 j の処方箋1枚当たり薬剤料

A_{ij} : 全国の年齢階級 i 、薬剤種類 j の処方箋1枚当たり薬剤料

(年齢調整後の処方箋1枚当たり薬剤料)

= (仮に当該地域の処方箋枚数の構成が全国平均と同じだとした場合の処方箋1枚当たり薬剤料)

$$= \frac{(\sum_{i,j} N_i \cdot a_{ij})}{N}$$

(地域差指数(年齢調整後))

$$= \frac{(\text{年齢調整後の処方箋1枚当たり薬剤料})}{(\text{全国平均の処方箋1枚当たり薬剤料})} = \frac{(\sum_{i,j} N_i \cdot a_{ij})/N}{(\sum_{i,j} N_i \cdot A_{ij})/N} = \frac{\sum_{i,j} N_i \cdot a_{ij}}{\sum_{i,j} N_i \cdot A_{ij}} \quad (\text{薬剤種類 } j = k \text{ については } = \frac{\sum_i N_i \cdot a_{ik}}{\sum_i N_i \cdot A_{ik}})$$

(地域差指数の全国平均からの乖離(地域差指数-1)に対する薬剤種類 j の寄与度(年齢調整後))

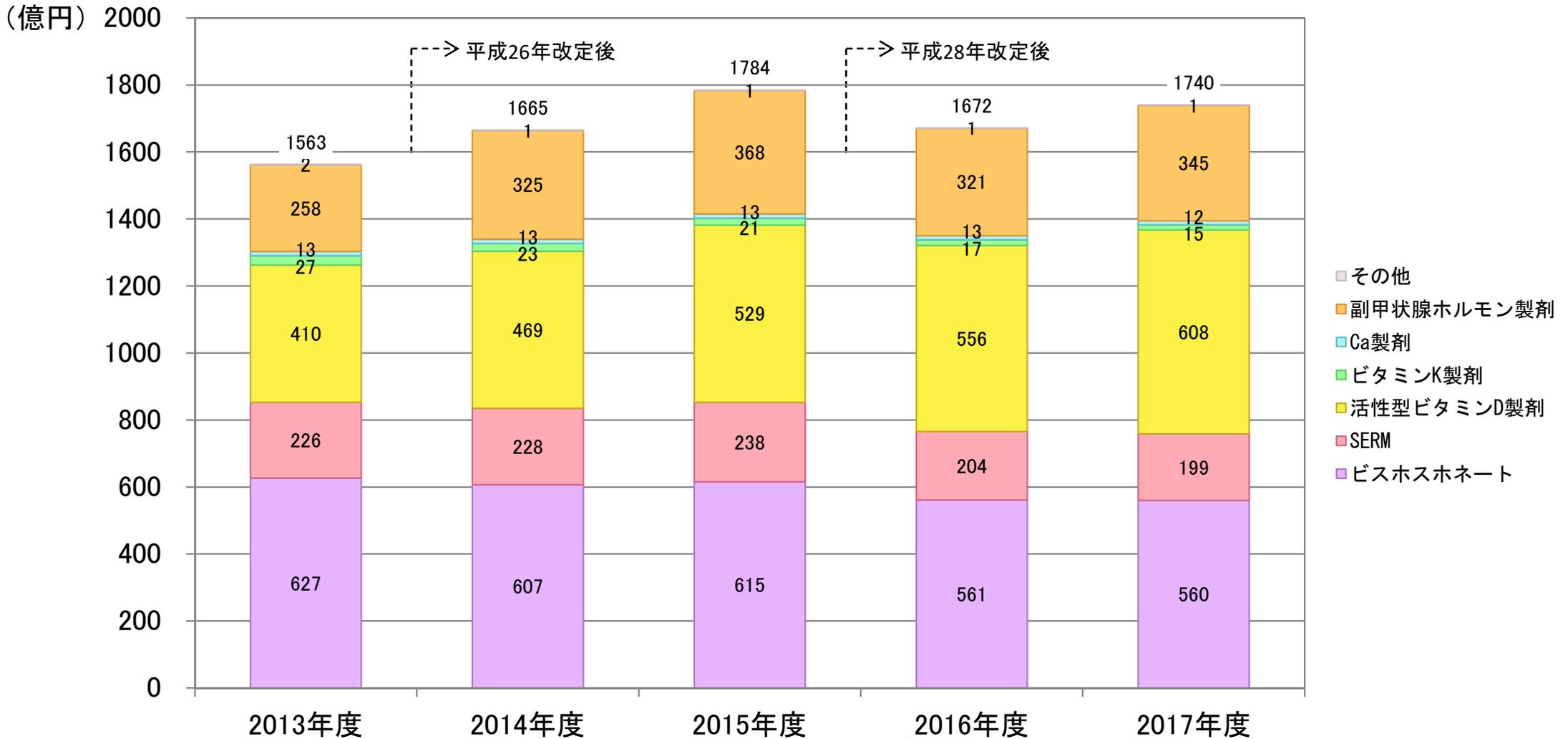
$$= \frac{(\sum_i N_i \cdot a_{ij} - \sum_i N_i \cdot A_{ij})}{\sum_{i,j} N_i \cdot A_{ij}}$$

(5) 注意事項

- ・ 次ページ以降に記載されている「改定」とは、二年に一度行うこととされている診療報酬点数等の改定を指す。
- ・ 「後発医薬品」には、先発医薬品と同額又は薬価が高いものや、昭和42年以前に承認・薬価収載された医薬品は含まれていない。詳細は、厚生労働省HPIにおける『薬価基準収載品目リスト及び後発医薬品に関する情報について』を参照すること。

骨粗鬆症治療薬の薬剤料の推移

○ 2013年度以降の骨粗鬆症治療薬の薬剤料は、一年ごとに上下しており、近年は活性型ビタミンD製剤、副甲状腺ホルモン製剤の割合が徐々に大きくなっている。

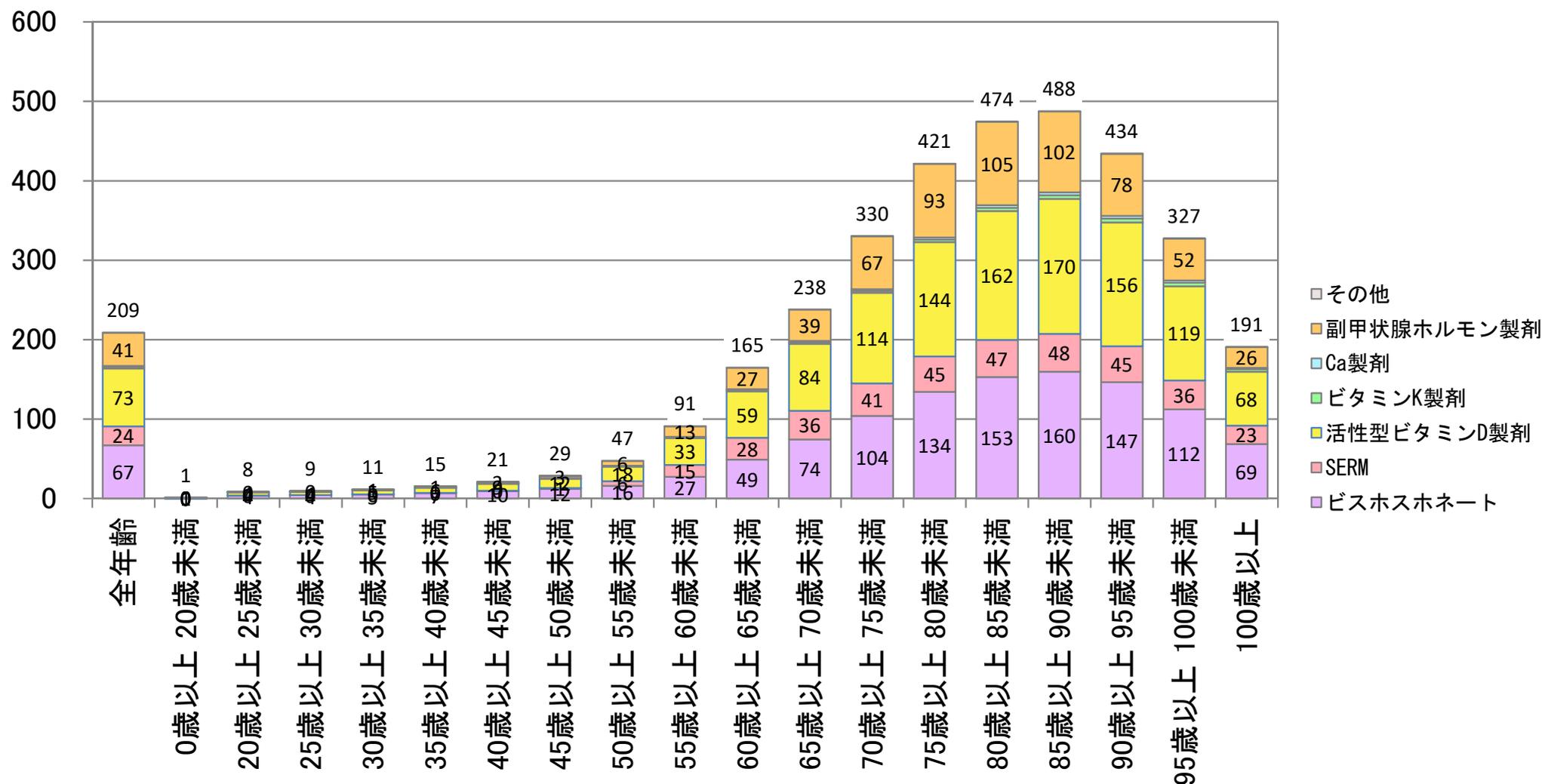


注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

年齢階級別処方箋1枚当たり骨粗鬆症治療薬の薬剤料（2017年度）

○ 処方箋1枚当たり骨粗鬆症治療薬の薬剤料を年齢階級別に見ると、どの種類も85歳以上90歳未満前後がピークとなっている。

(円)



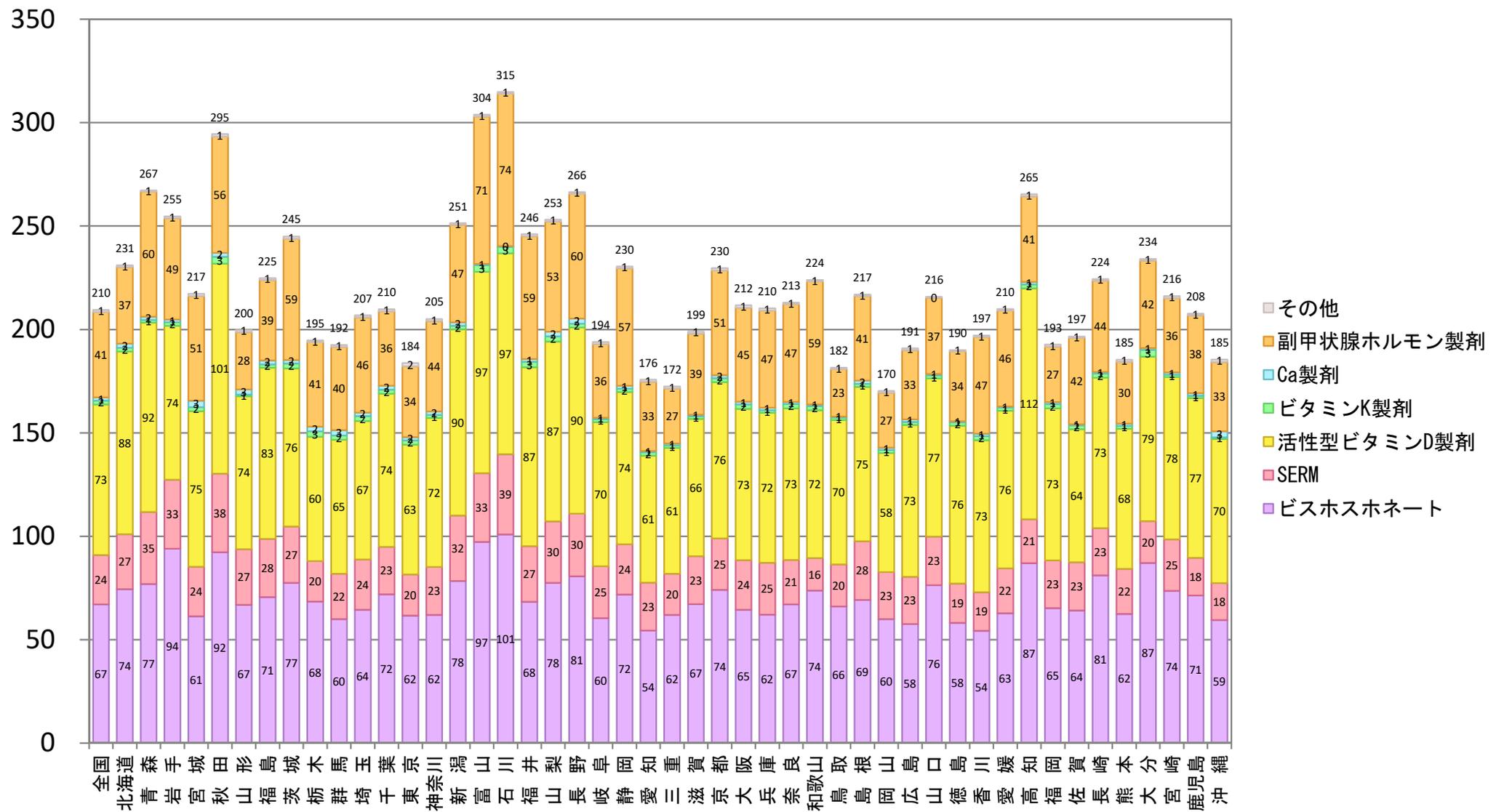
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、骨粗鬆症治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たり骨粗鬆症治療薬の薬剤料 (2017年度)

(円)

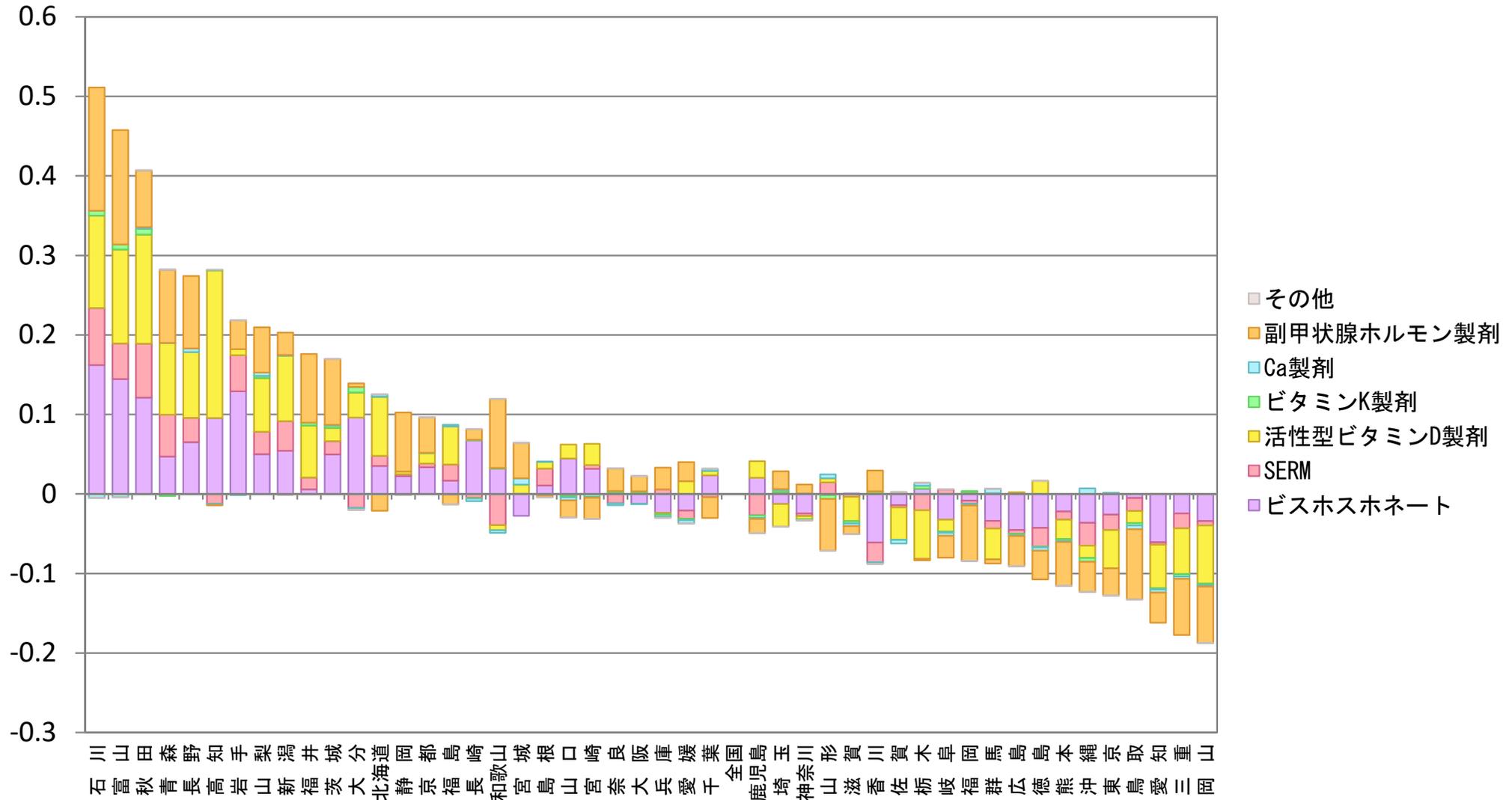


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、骨粗鬆症治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たり骨粗鬆症治療薬の薬剤料の 地域差指数（年齢調整前）の薬剤種類別の寄与度（2017年度）



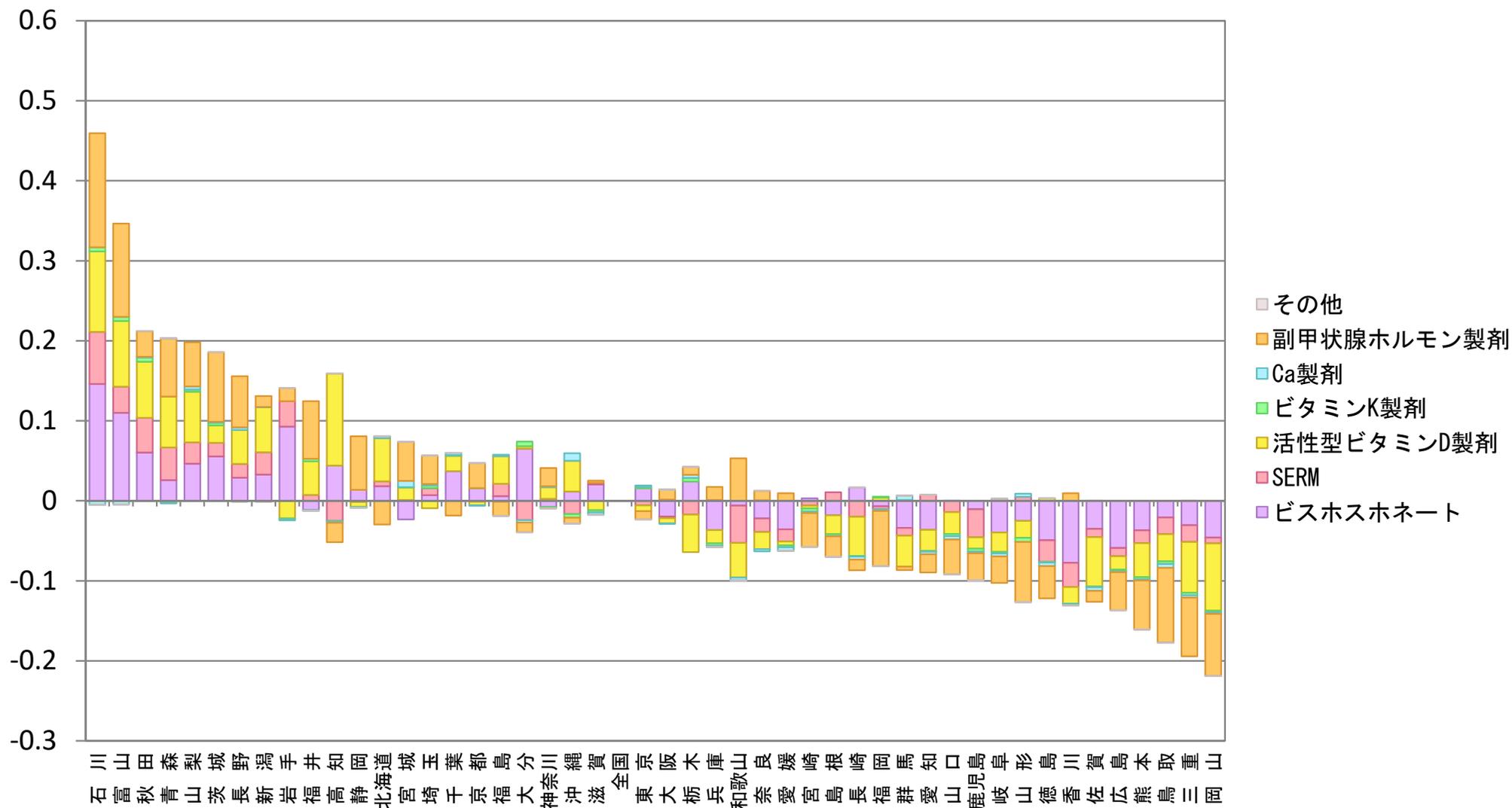
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、骨粗鬆症治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」を薬剤種類別に分解したものを表示している。

都道府県別処方箋 1 枚当たり骨粗鬆症治療薬の薬剤料の 地域差指数（年齢調整後）の薬剤種類別の寄与度（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

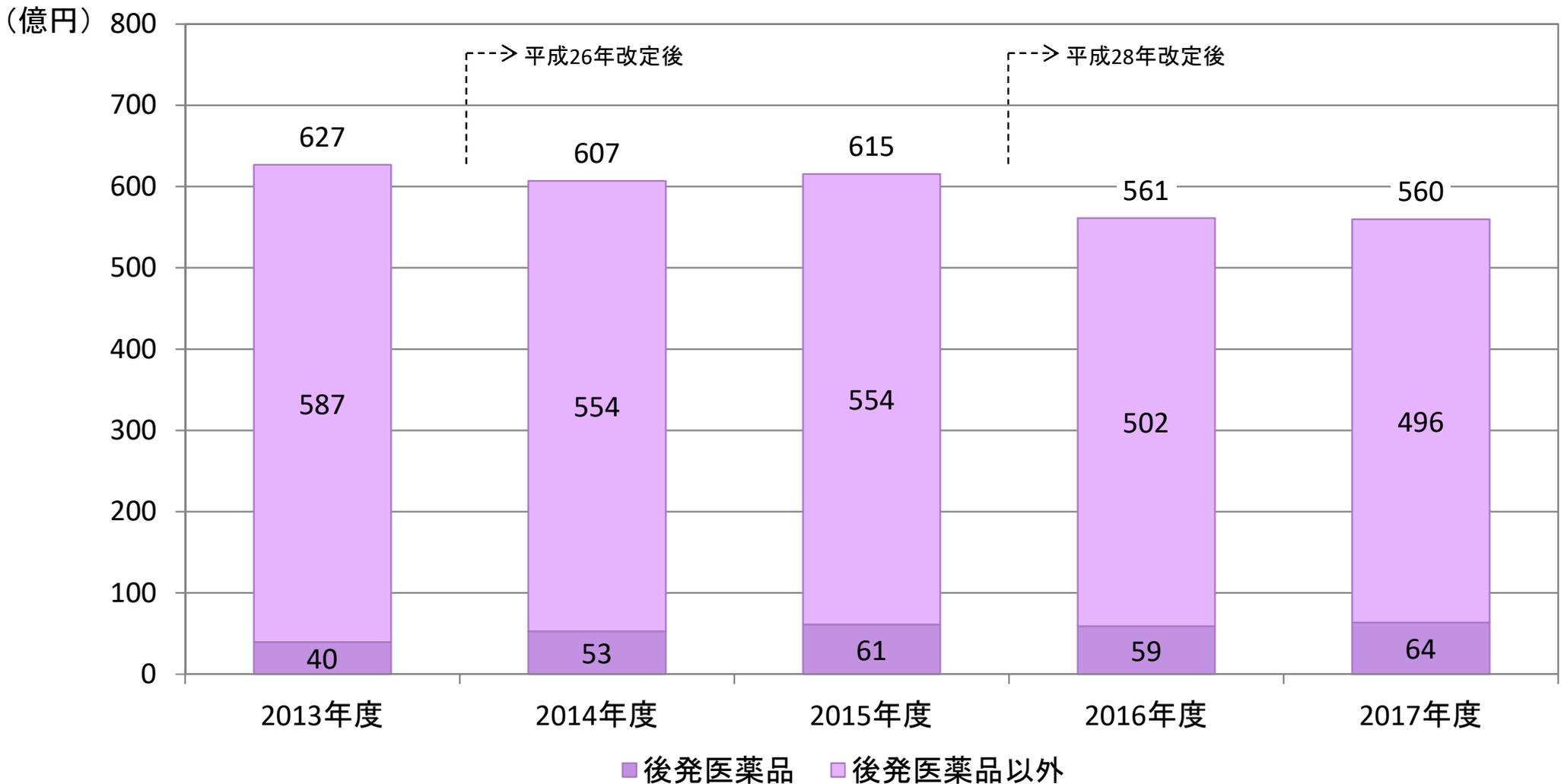
注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、骨粗鬆症治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 各都道府県の地域差指数(年齢調整後)の全国平均からの乖離「地域差指数(年齢調整後) - 1」を薬剤種類別に分解したものを表示している。

ビスホスホネートの薬剤料の推移

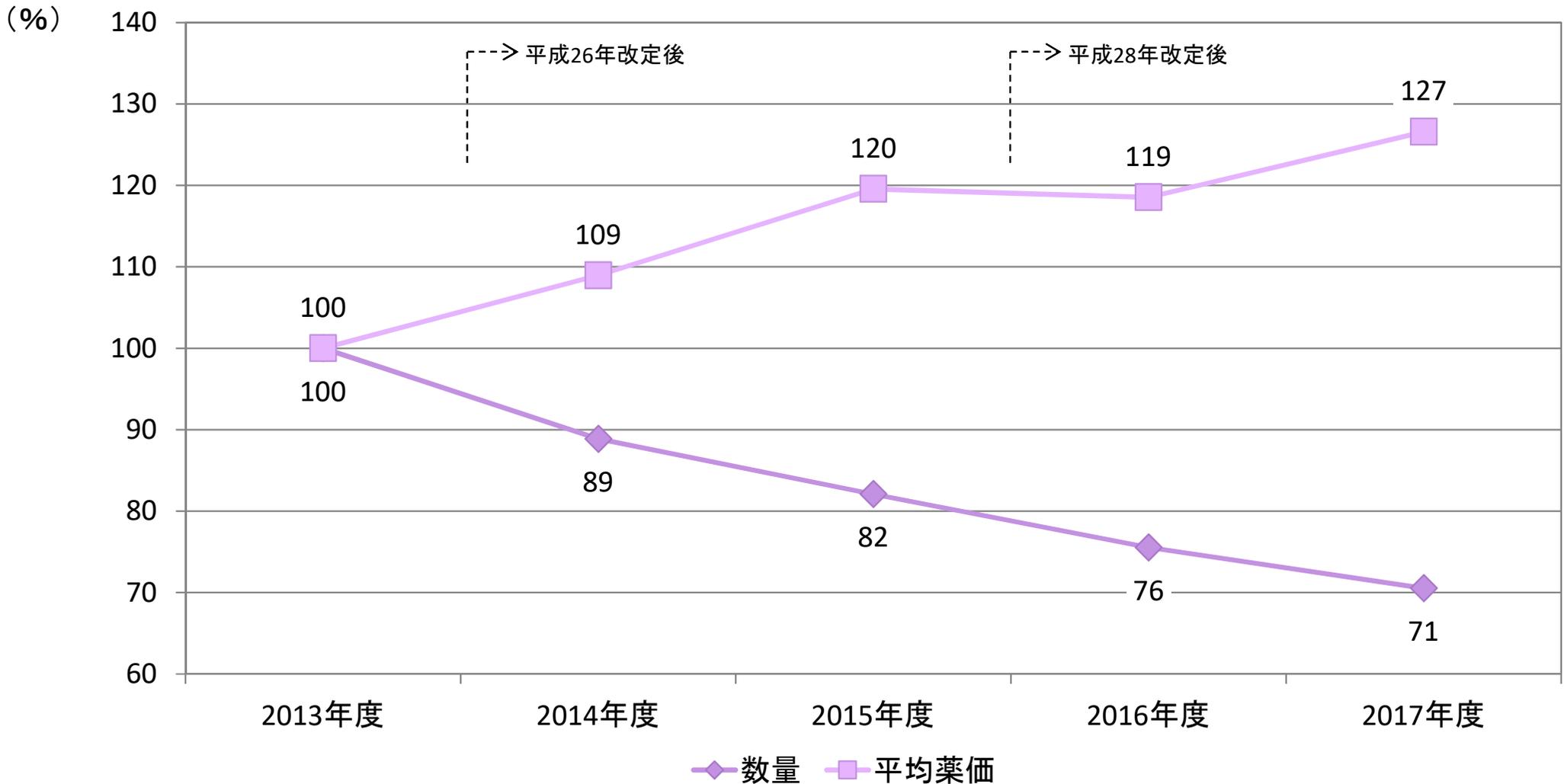
○ 2013年度以降のビスホスホネートの薬剤料の推移を見ると、後発医薬品はやや増加傾向にあり、全体としてはやや減少傾向にある。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

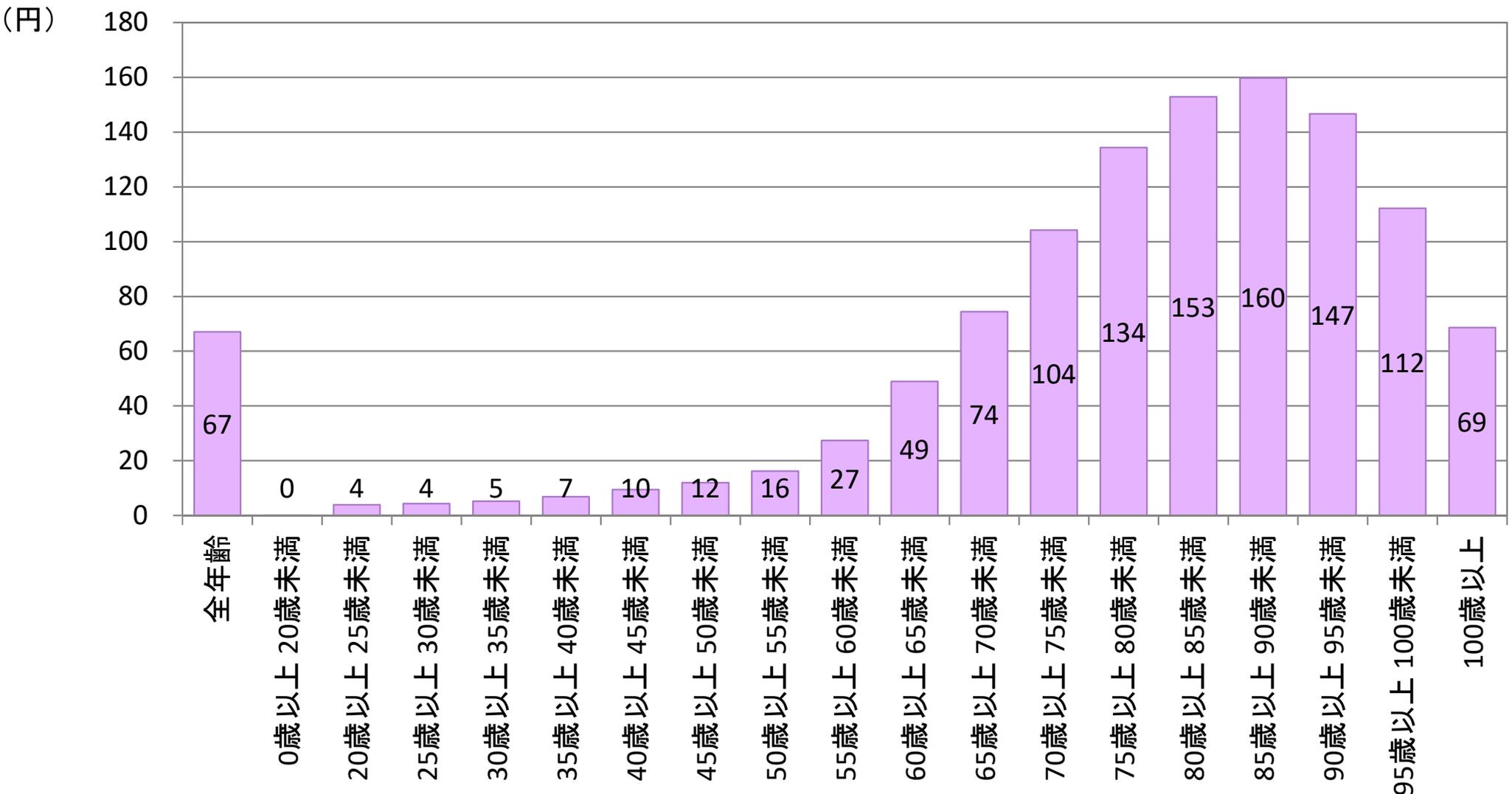
ビスホスホネートの数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降のビスホスホネートの数量と平均薬価の推移を見ると、数量は低下傾向にあるが、平均薬価は上昇傾向にある。



注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
注2) 「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。
注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋 1枚当たりビスホスホネートの薬剤料（2017年度）



注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。
 注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、骨粗鬆症治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

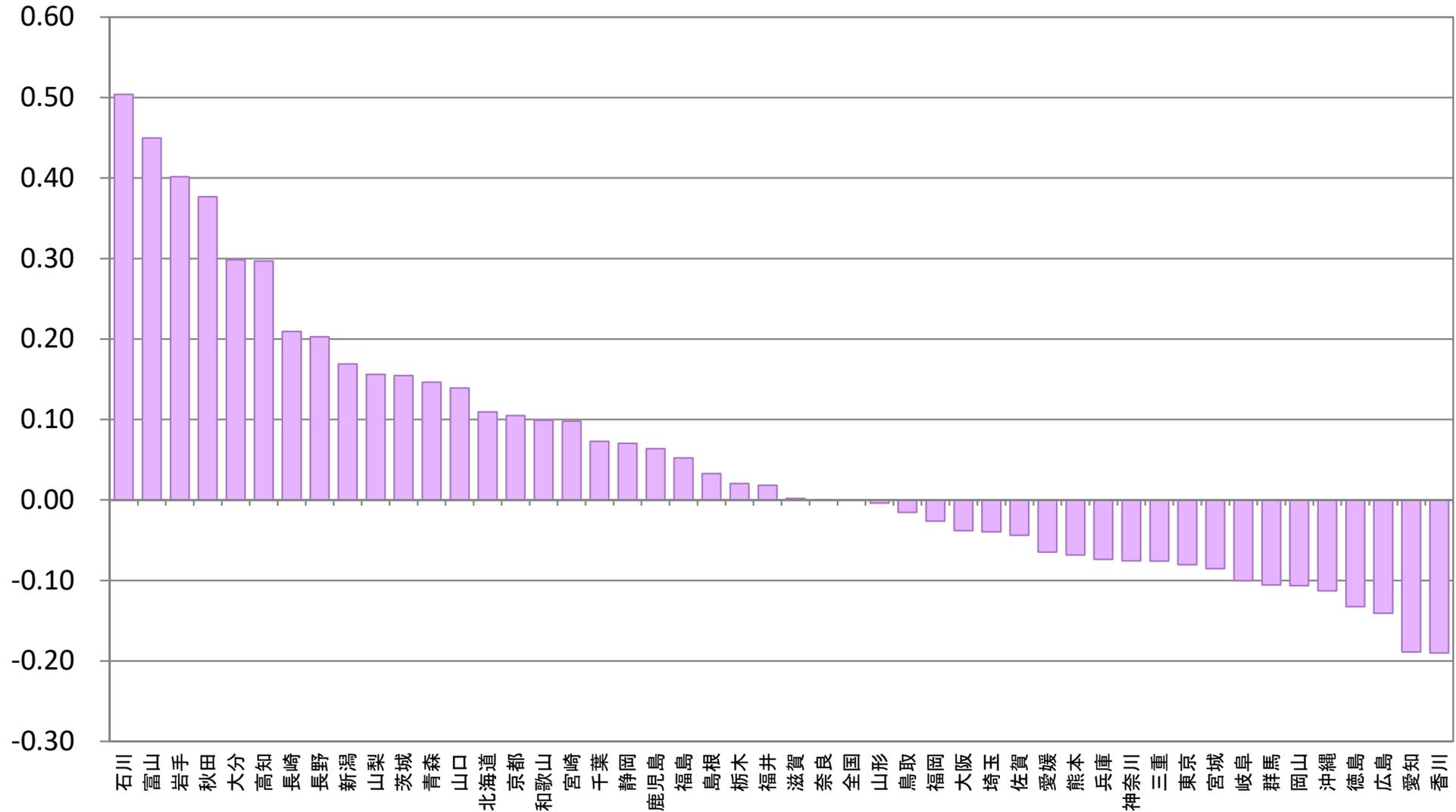
都道府県別処方箋 1 枚当たりビスホスホネートの薬剤料（2017年度）

(円)



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
 注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、骨粗鬆症治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含まれていることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たりビスホスホネートの 薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



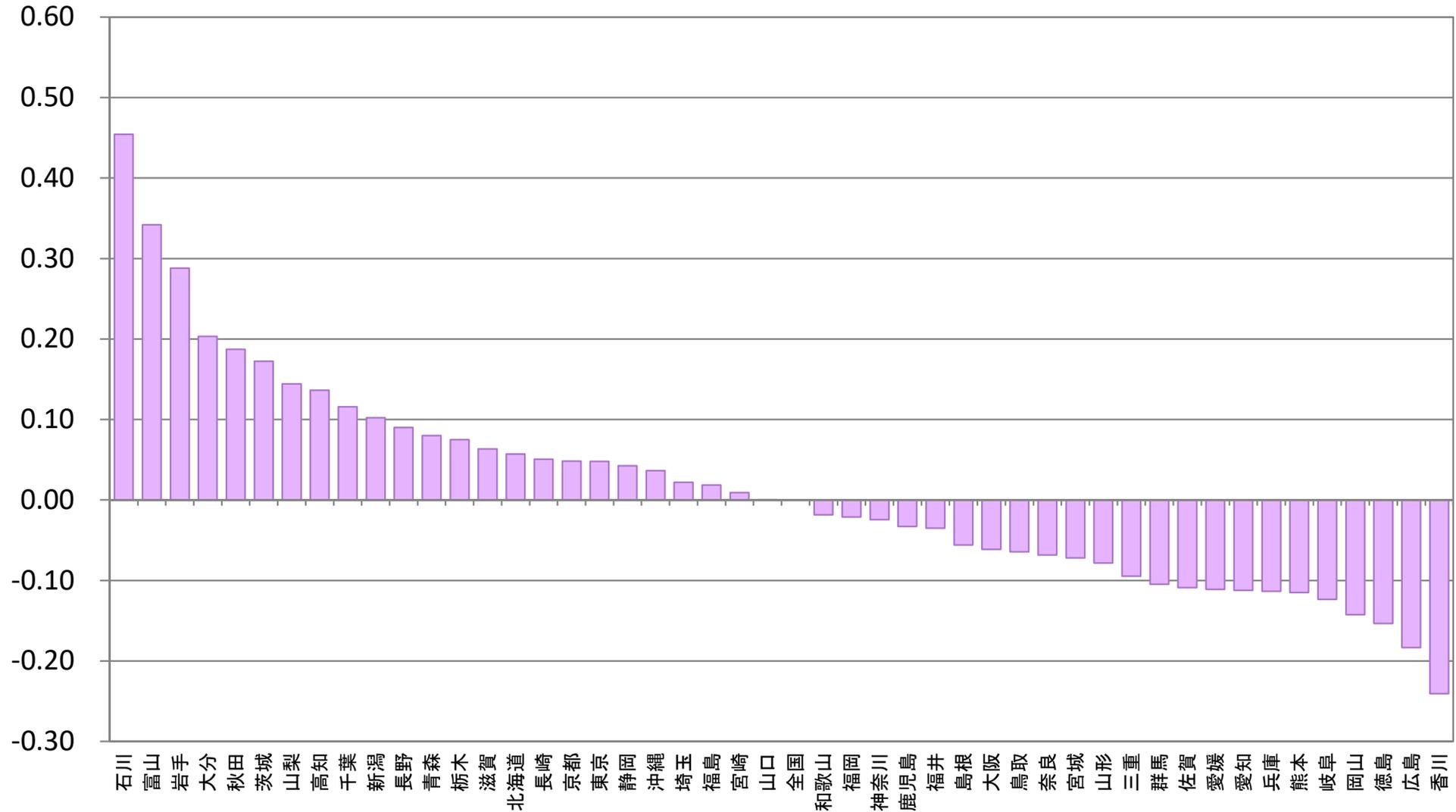
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、骨粗鬆症治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」を表示している。

都道府県別処方箋1枚当たりビスホスホネートの 薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

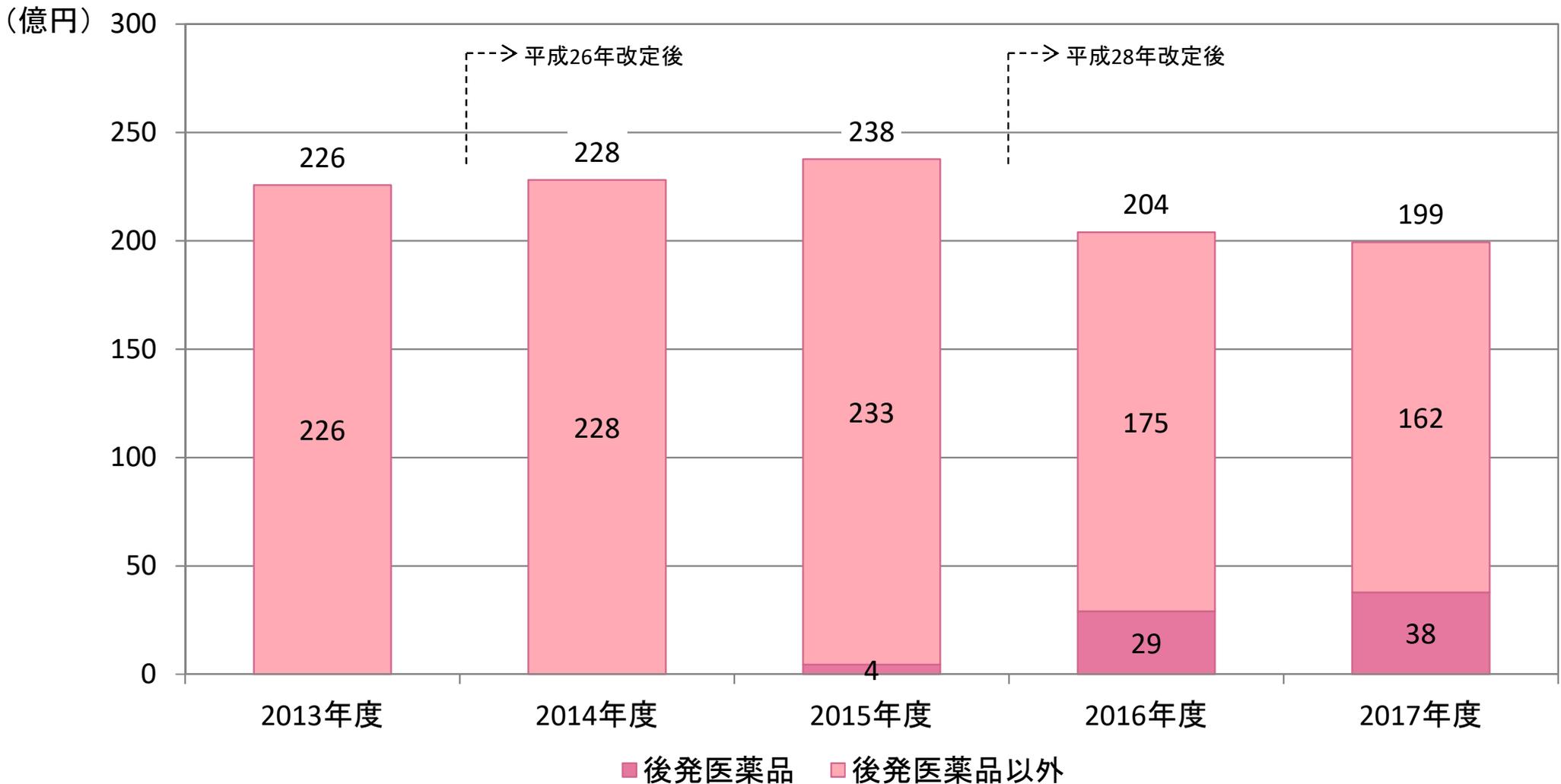
注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、骨粗鬆症治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」の年齢調整後の「(地域差指数) - 1」を表示している。

SERMの薬剤料の推移

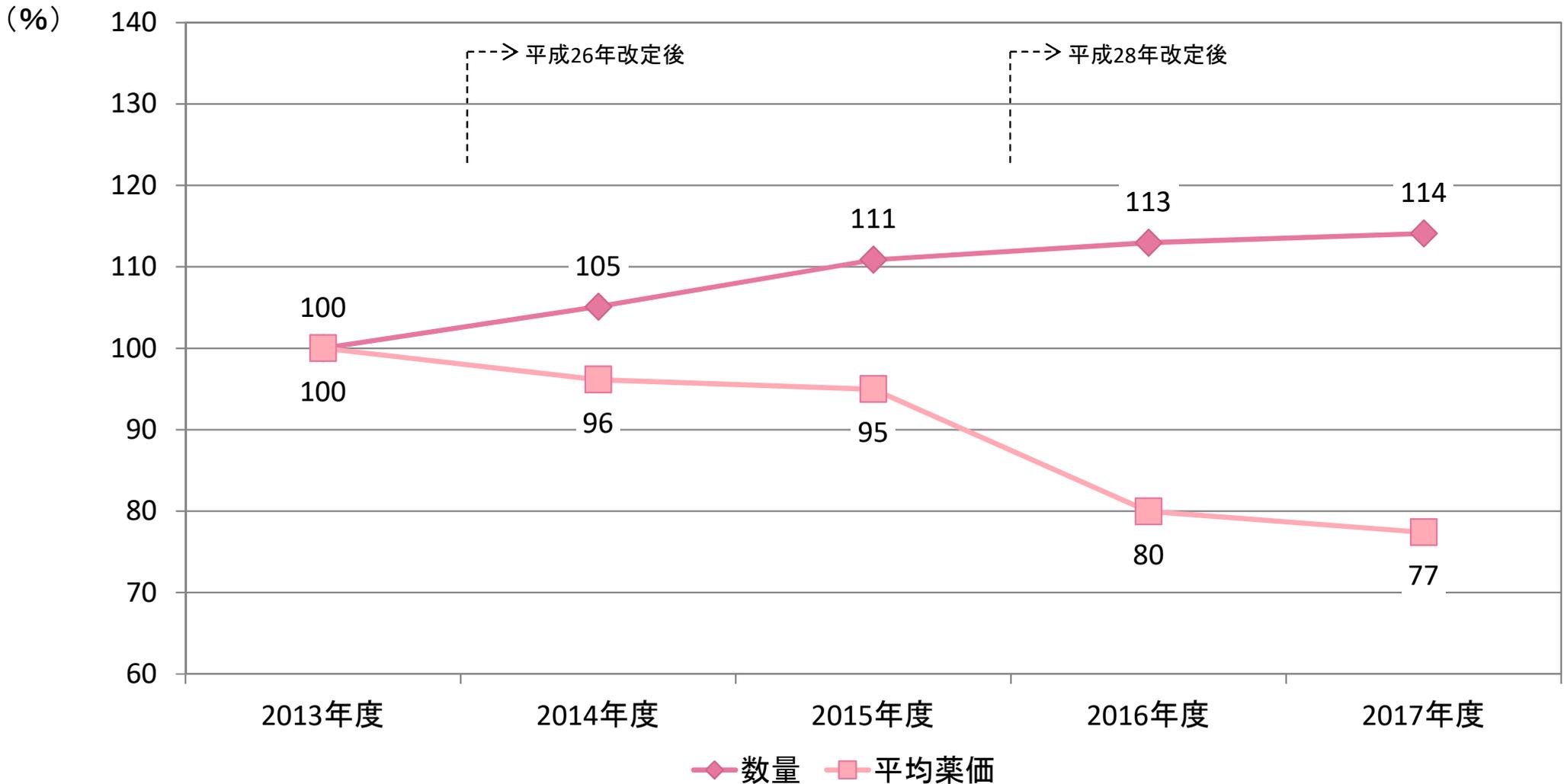
○ 2013年度以降のSERMの薬剤料の推移を見ると、後発医薬品は増加傾向にあり、全体としては2016年度に増加傾向から横ばいに転じている。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

SERMの数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降のSERMの数量と平均薬価の推移を見ると、数量は上昇傾向にあり、平均薬価は低下傾向にある。



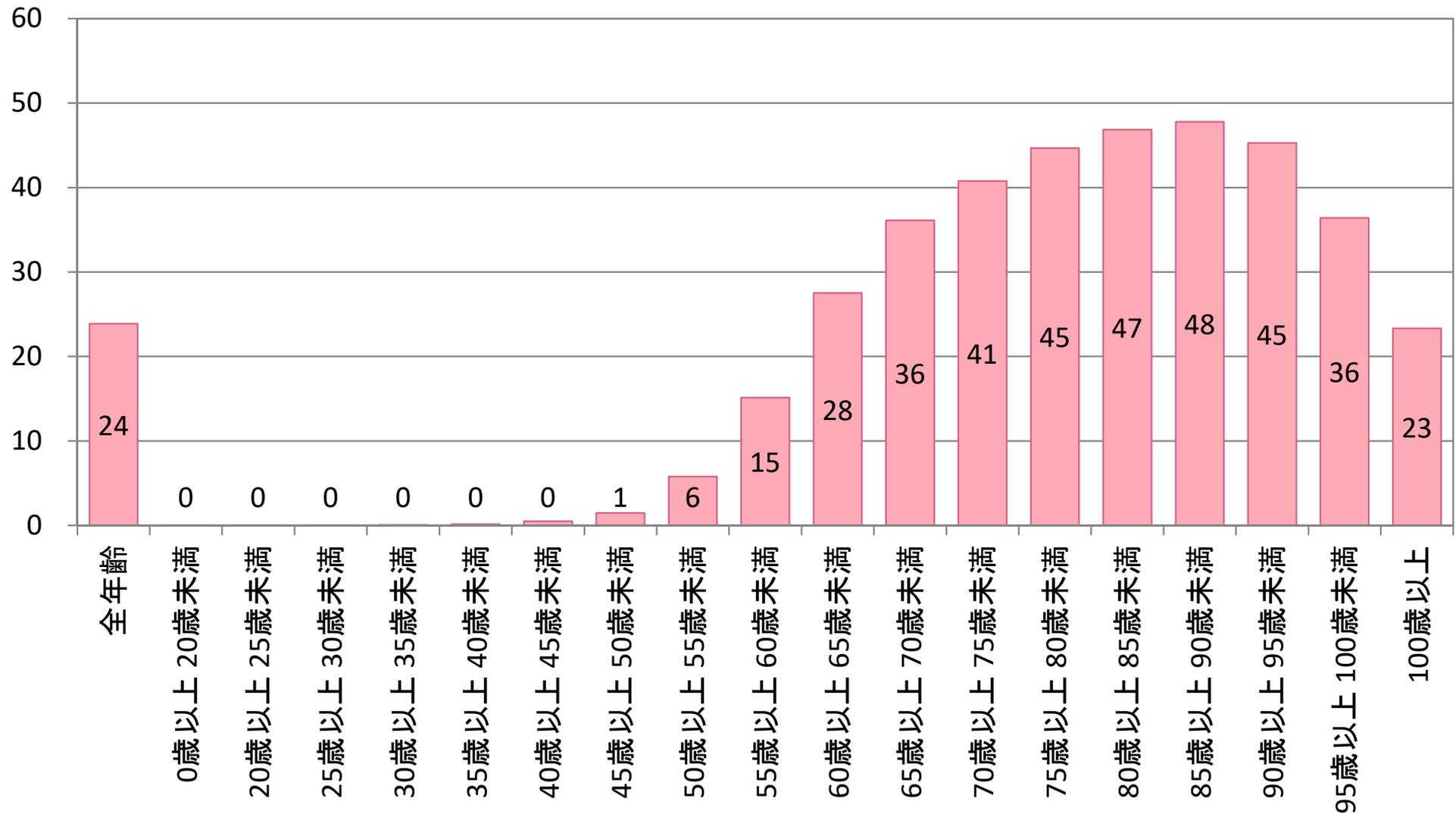
注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。

注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋 1 枚当たりSERMの薬剤料（2017年度）

(円)



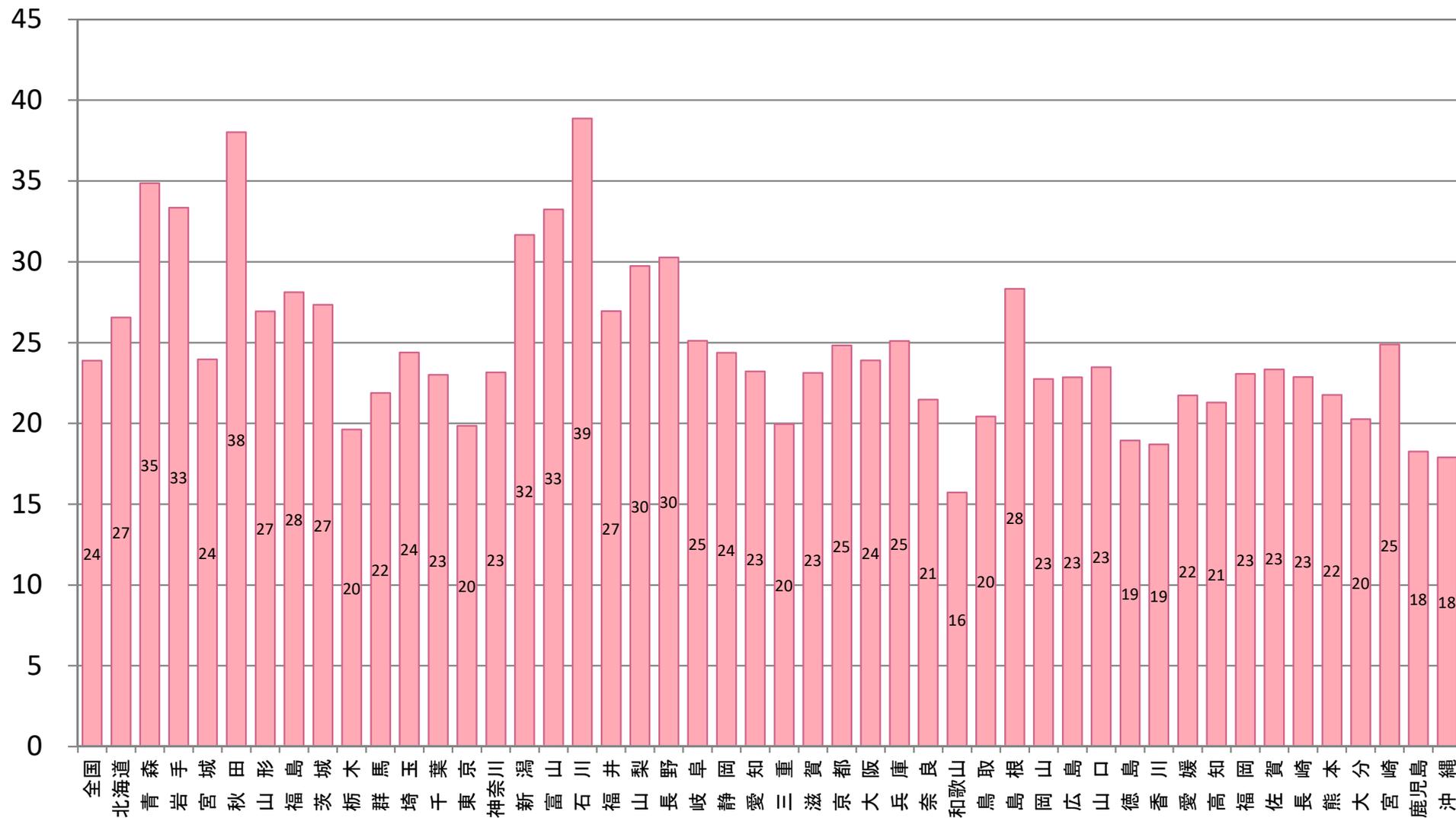
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、骨粗鬆症治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含まれていることに注意が必要である。

都道府県別処方箋 1 枚当たりSERMの薬剤料 (2017年度)

(円)

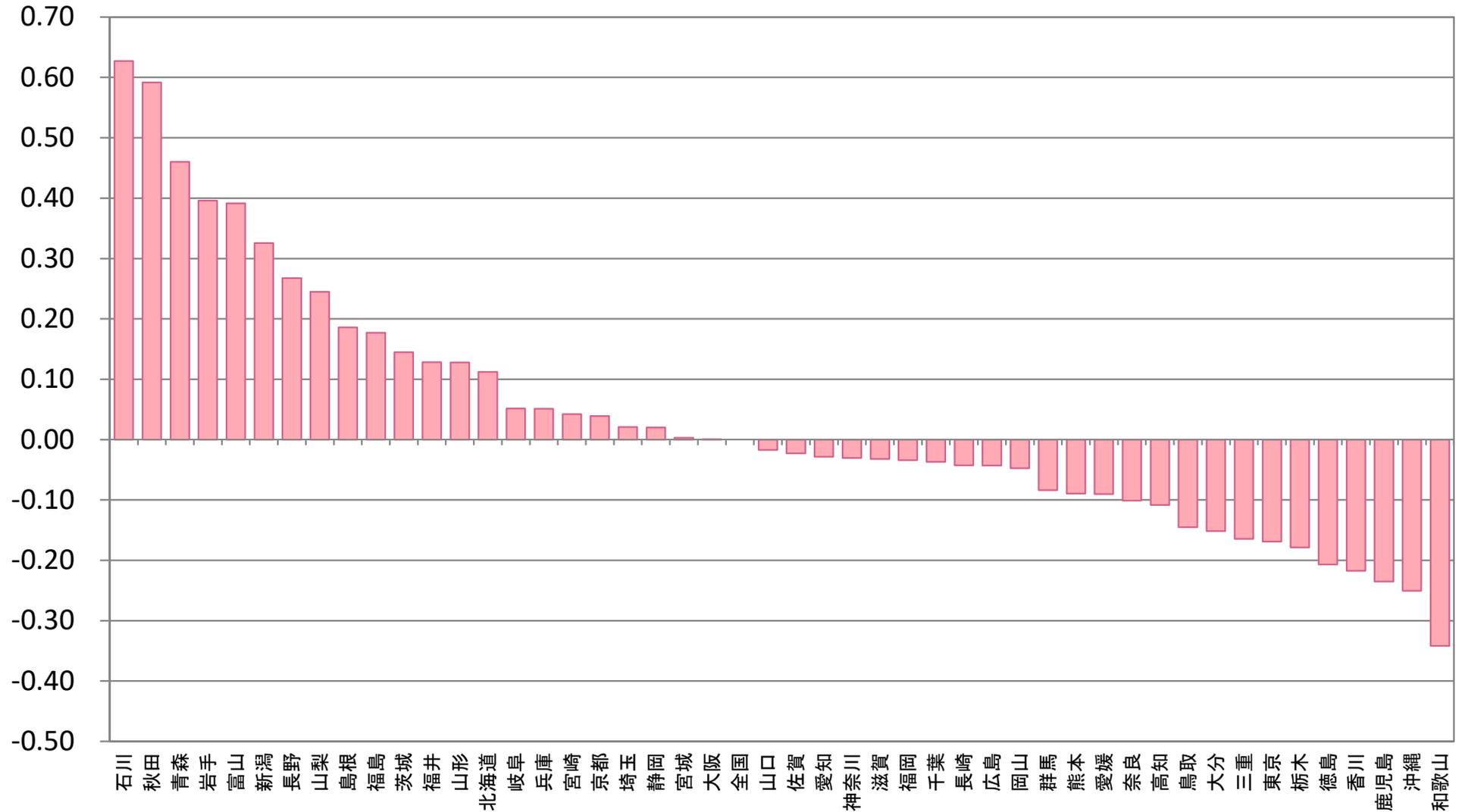


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、骨粗鬆症治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たりSERMの 薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



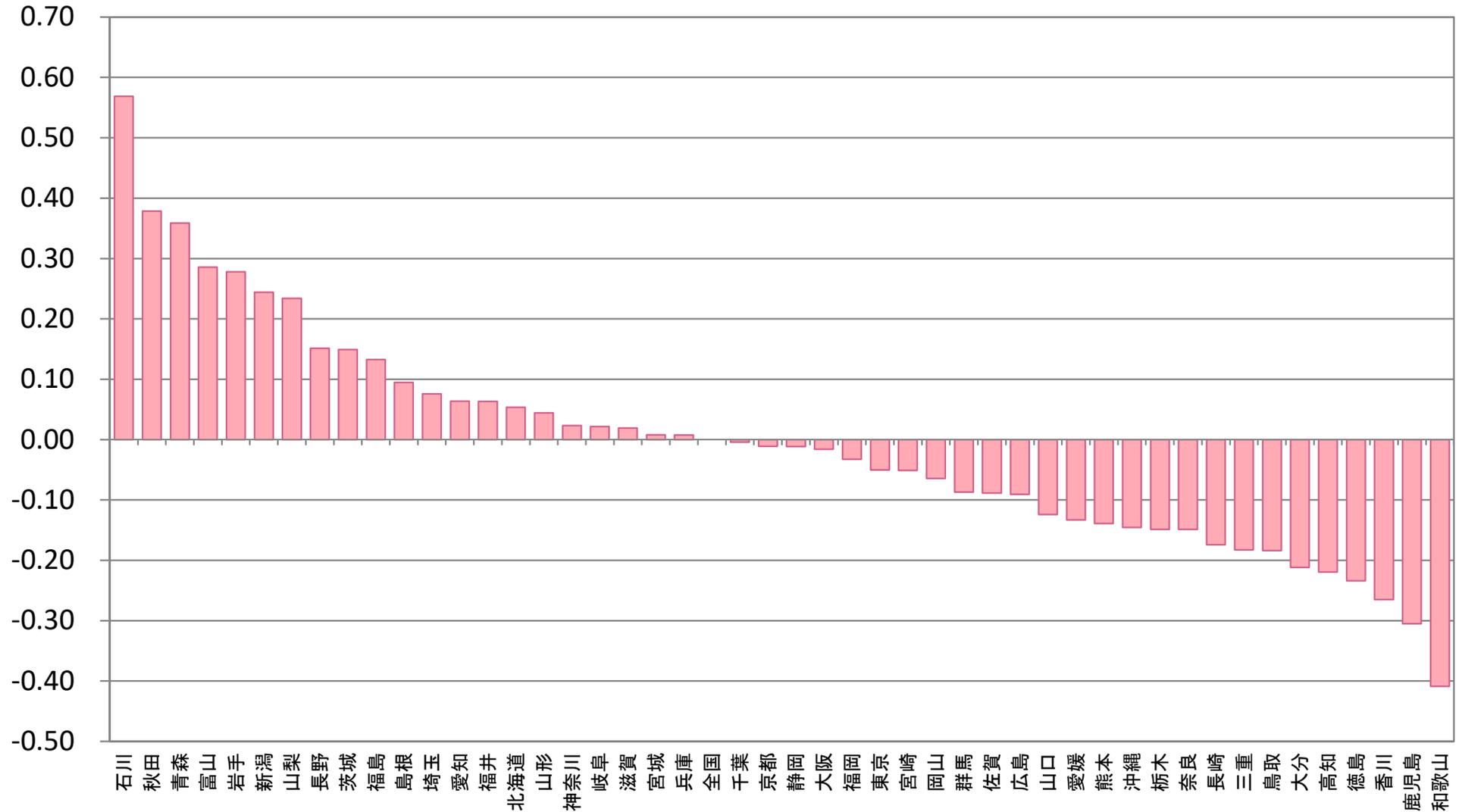
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、骨粗鬆症治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」を表示している。

都道府県別処方箋 1 枚当たりSERMの 薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

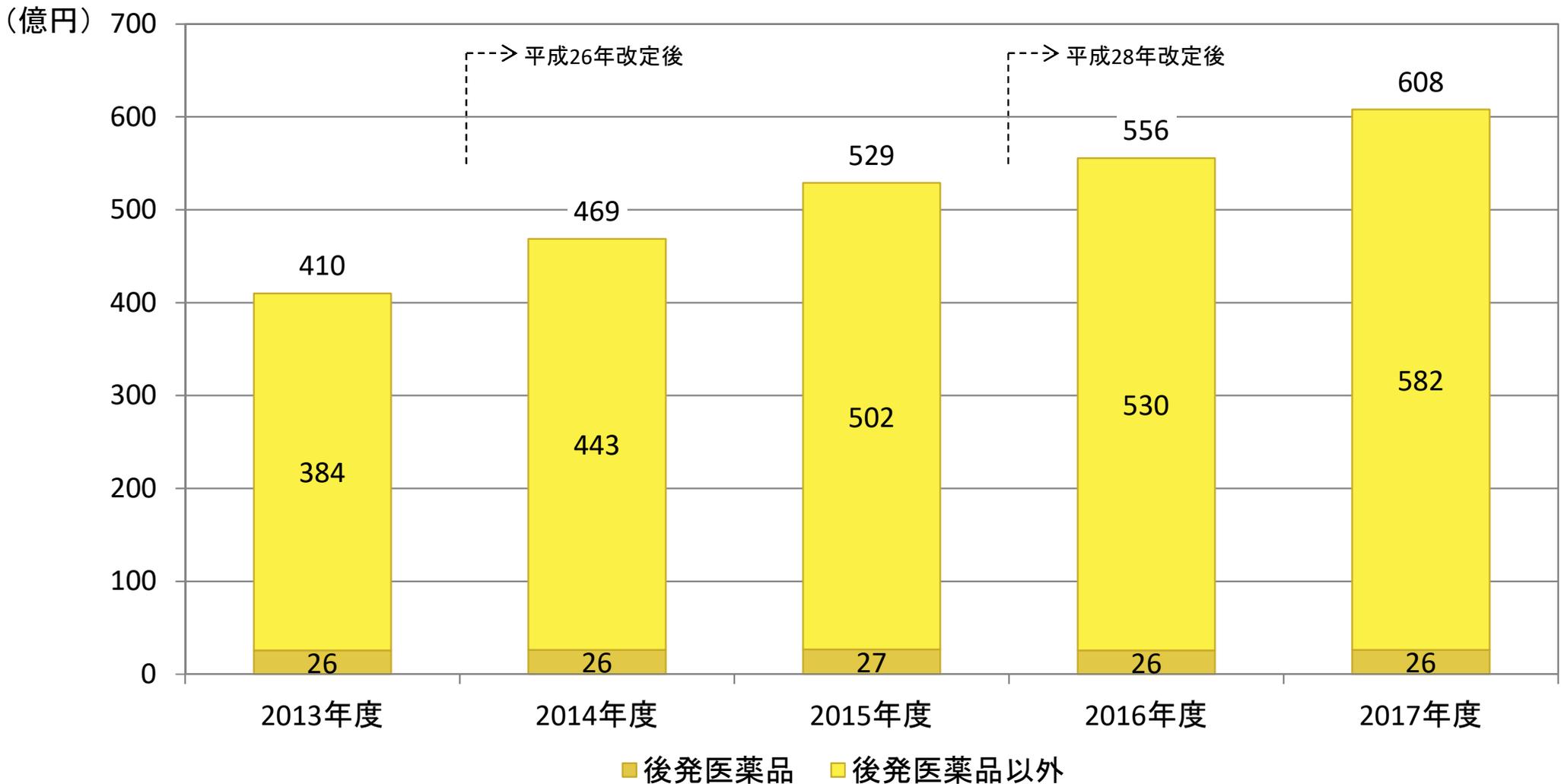
注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、骨粗鬆症治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」の年齢調整後の「(地域差指数) - 1」を表示している。

活性型ビタミンD製剤の薬剤料の推移

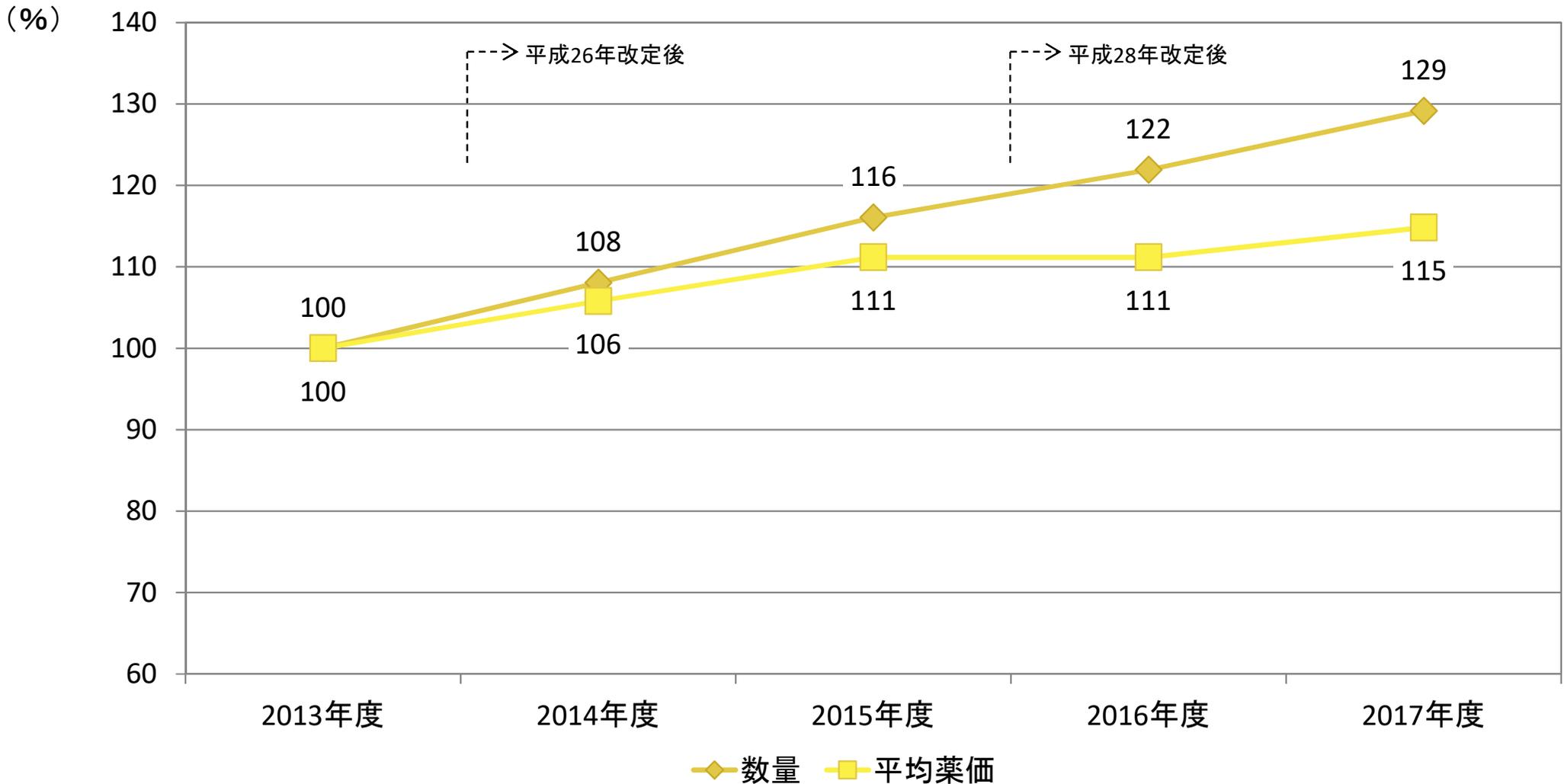
○ 2013年度以降の活性型ビタミンD製剤の薬剤料を見ると、後発医薬品はおおむね一定となっており、全体としては増加傾向にある。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

活性型ビタミンD製剤の数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降の活性型ビタミンD製剤の数量と平均薬価の推移を見ると、数量、平均薬価のどちらも上昇傾向にある。



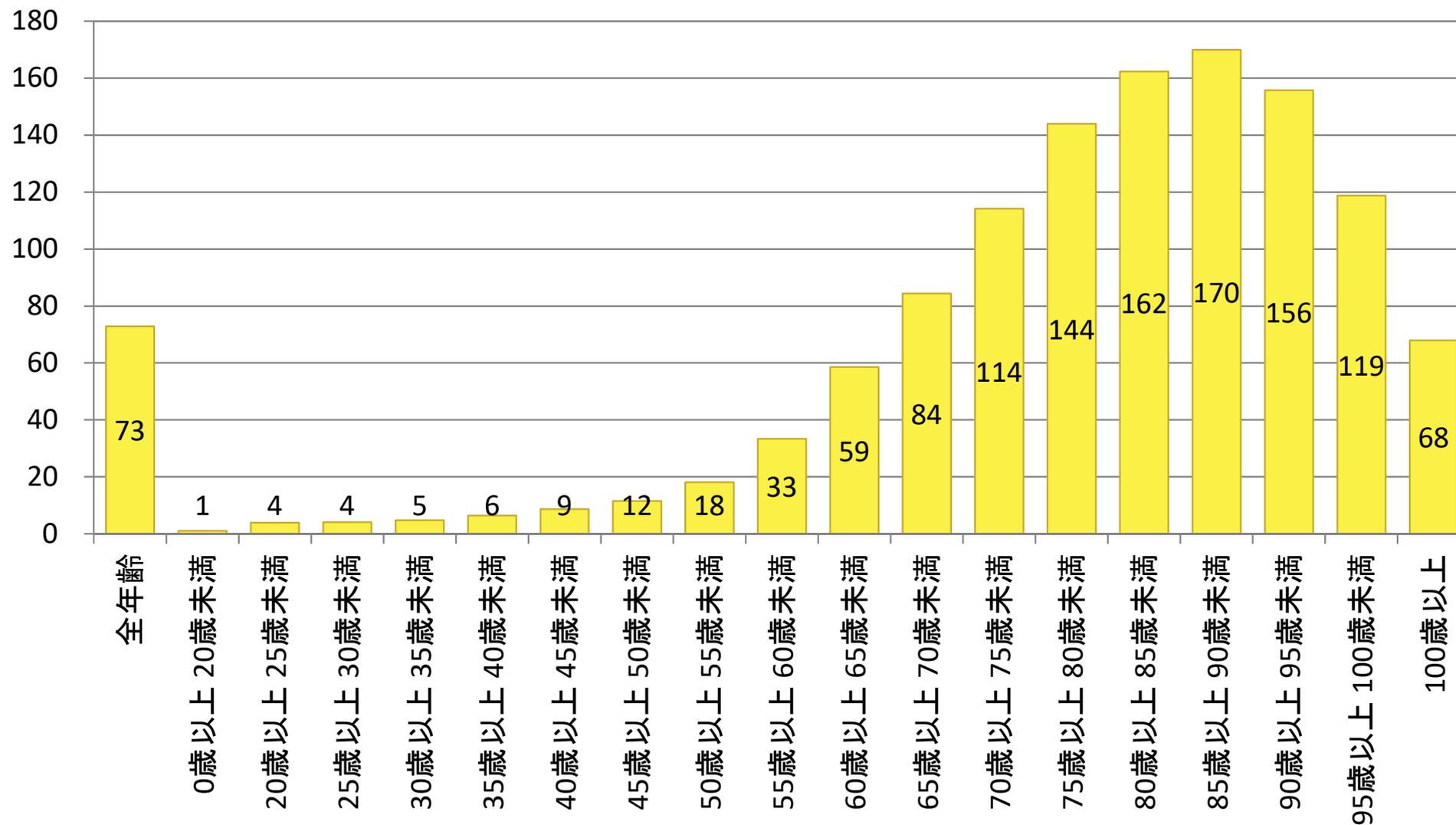
注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。

注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋1枚当たり活性型ビタミンD製剤の薬剤料（2017年度）

(円)



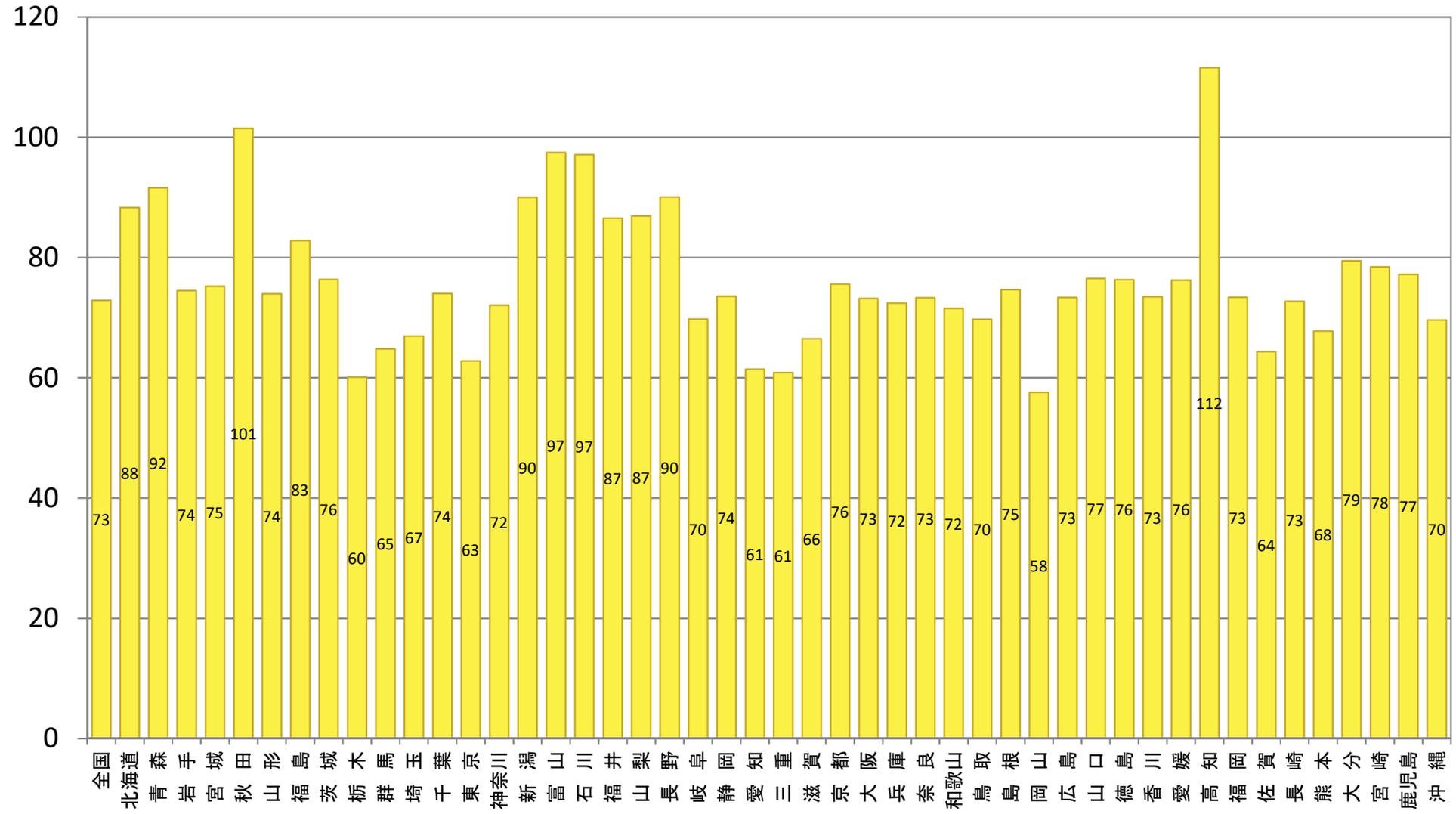
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、骨粗鬆症治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

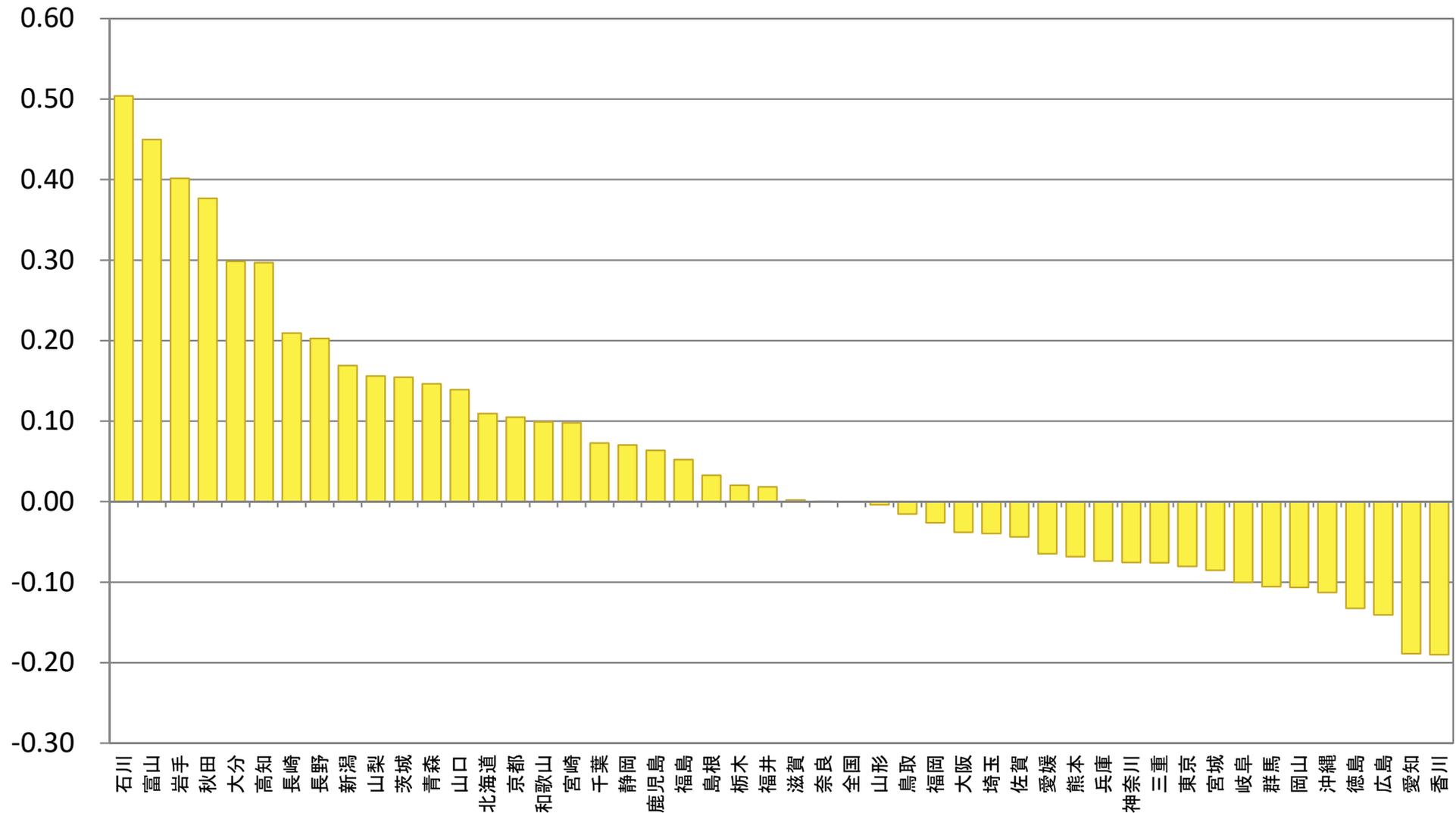
都道府県別処方箋1枚当たり活性型ビタミンD製剤の薬剤料（2017年度）

(円)



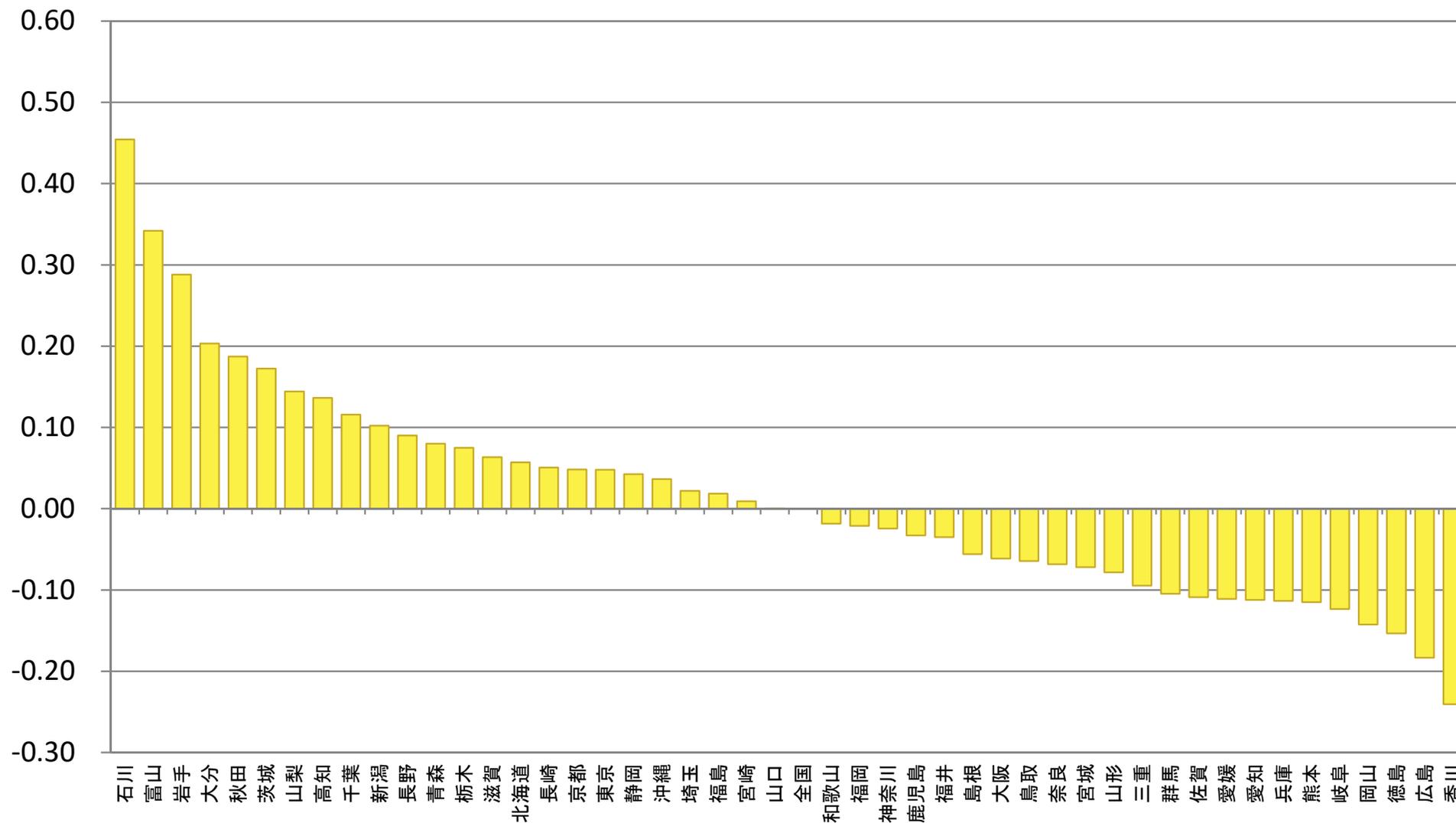
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
 注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、骨粗鬆症治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たり活性型ビタミンD製剤の 薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。
 注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。
 注3) 処方箋枚数(受付回数)には、骨粗鬆症治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。
 注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」を表示している。

都道府県別処方箋1枚当たり活性型ビタミンD製剤の 薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

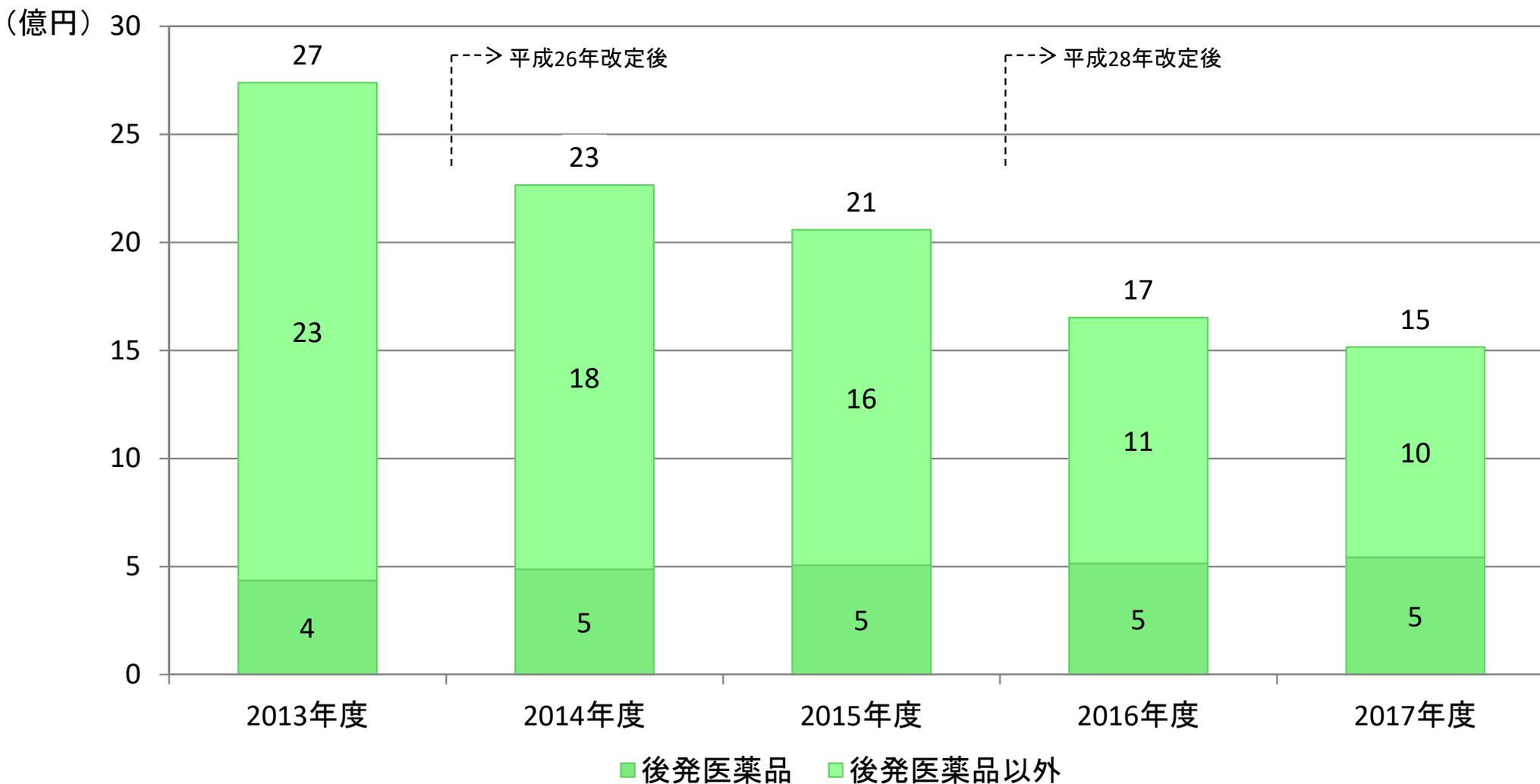
注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、骨粗鬆症治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」の年齢調整後の「(地域差指数) - 1」を表示している。

ビタミンK製剤の薬剤料の推移

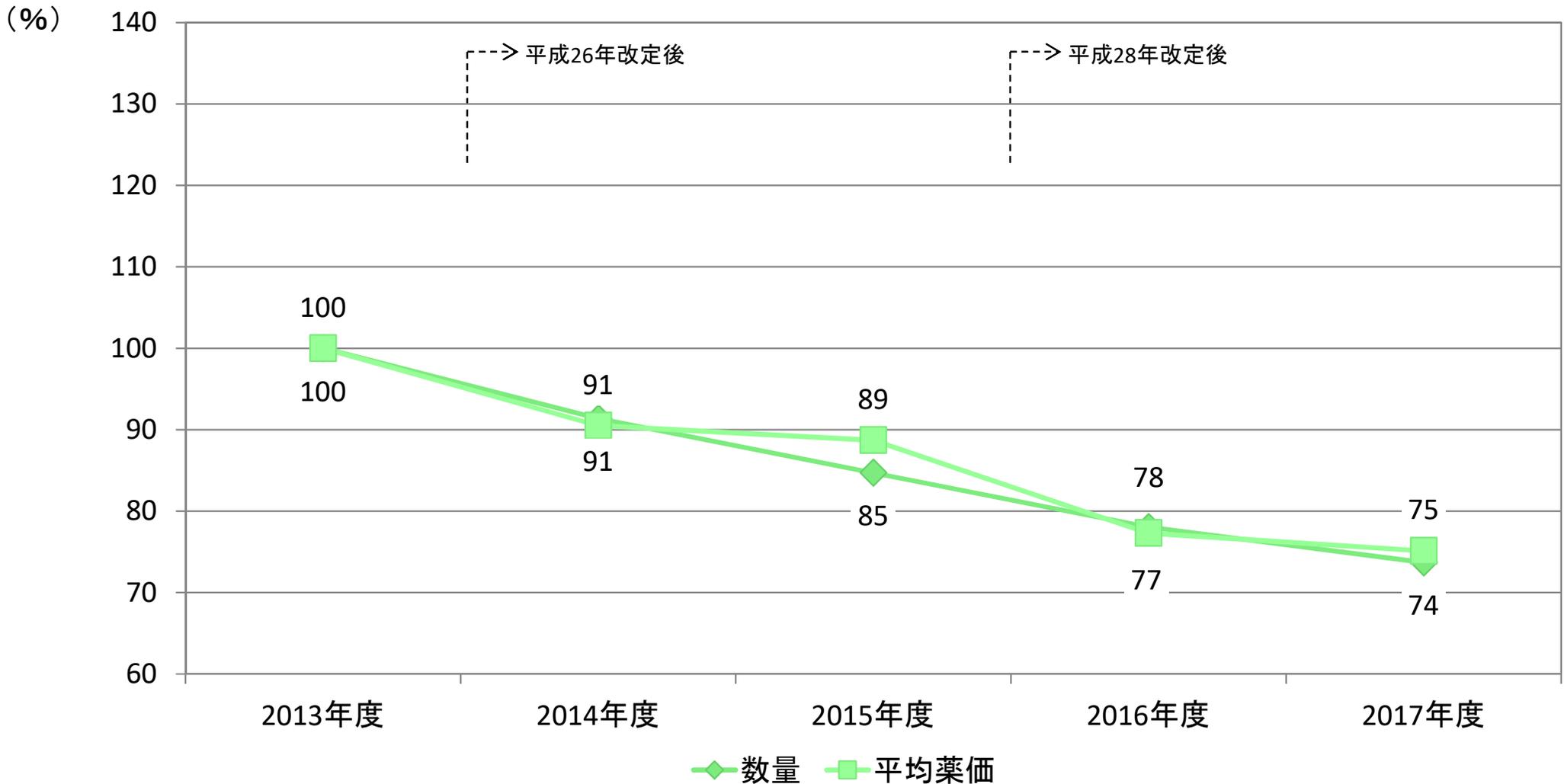
○ 2013年度以降のビタミンK製剤の薬剤料を見ると、後発医薬品はおおむね一定となっており、全体としては減少傾向となっている。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

ビタミンK製剤の数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降のビタミンK製剤の数量と平均薬価の推移を見ると、数量、平均薬価のどちらも低下傾向にある。



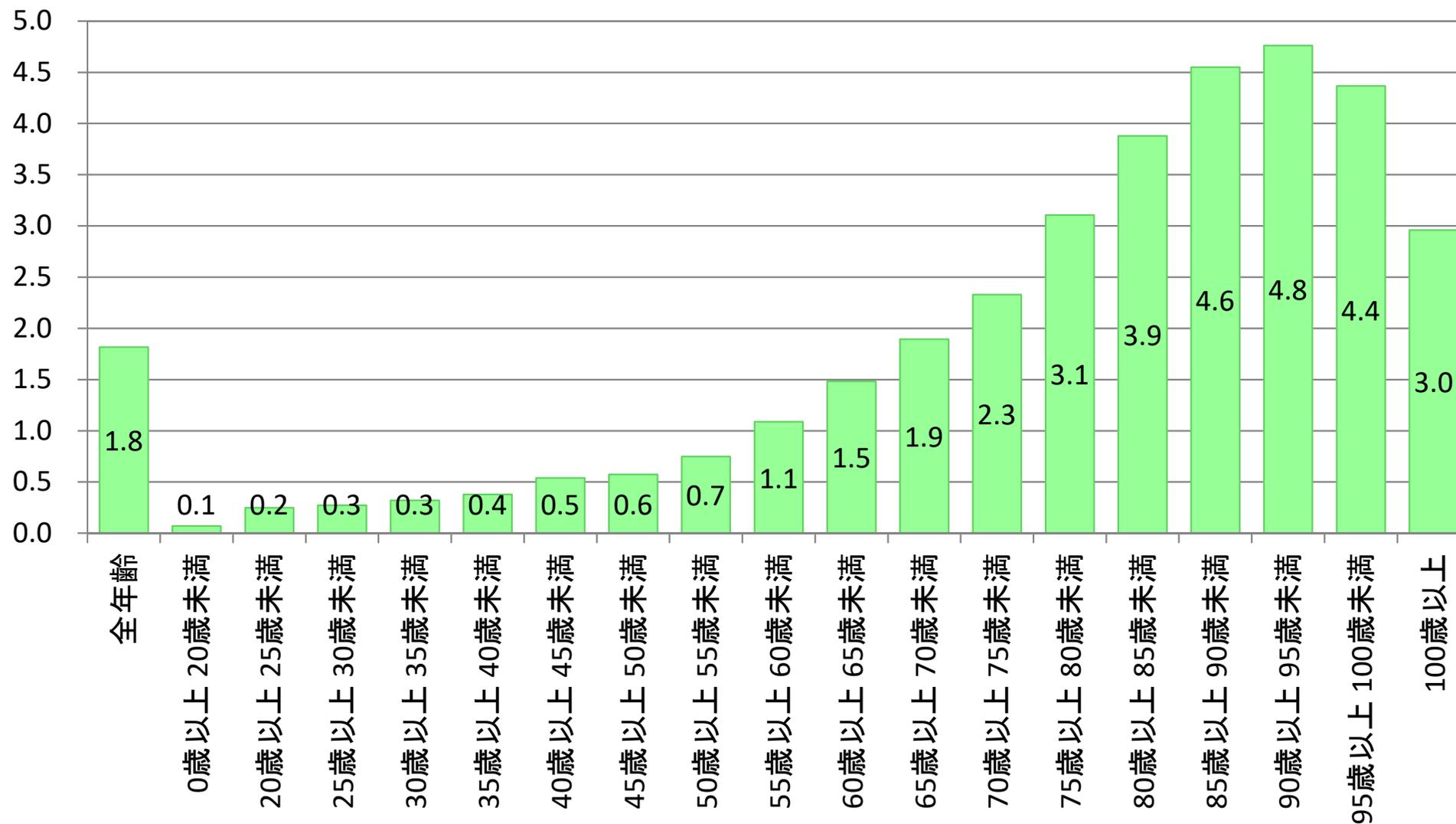
注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。

注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋1枚当たりビタミンK製剤の薬剤料（2017年度）

(円)



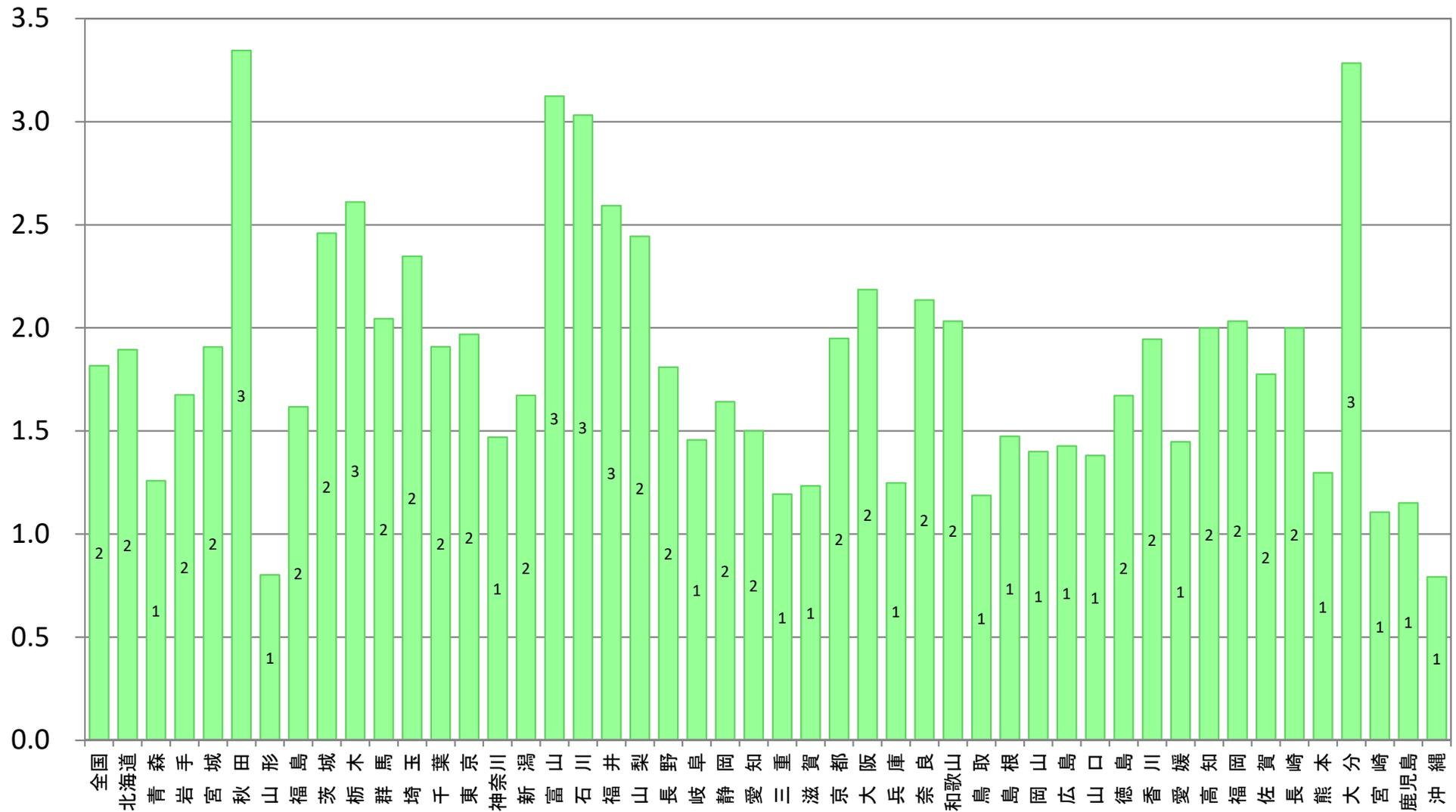
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、骨粗鬆症治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たりビタミンK製剤の薬剤料（2017年度）

(円)

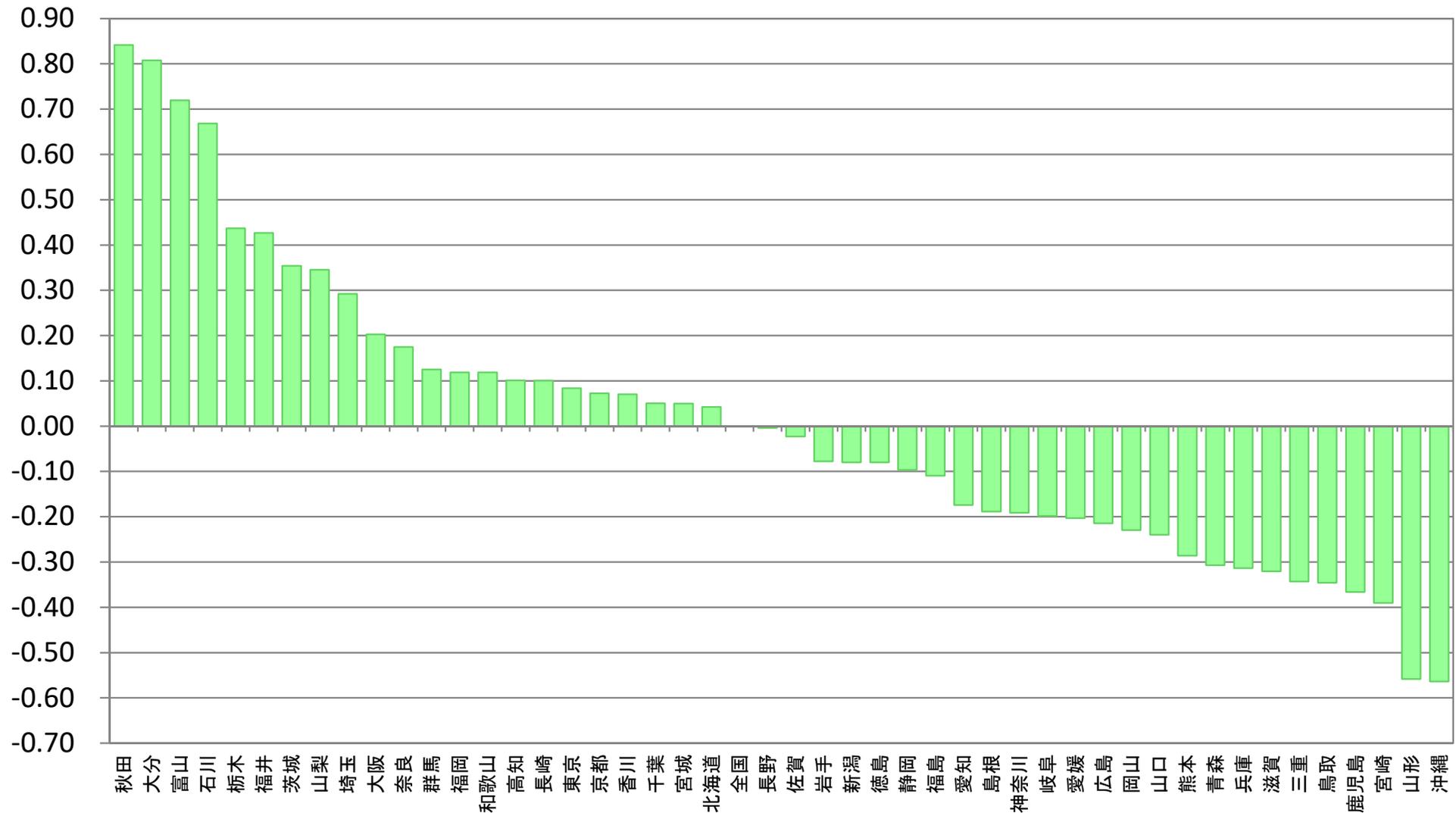


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、骨粗鬆症治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たりビタミンK製剤の 薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



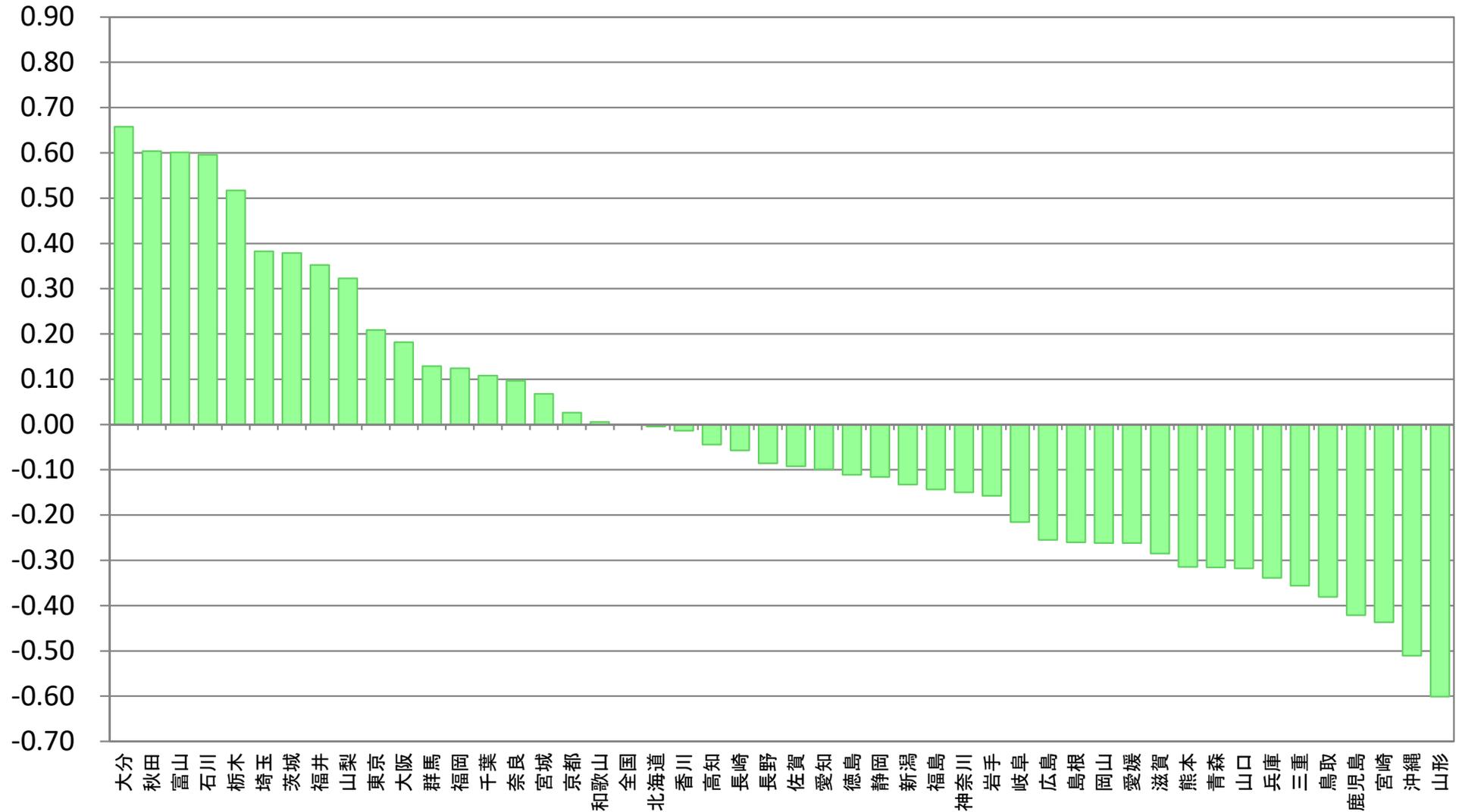
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、骨粗鬆症治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」を表示している。

都道府県別処方箋1枚当たりビタミンK製剤の 薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

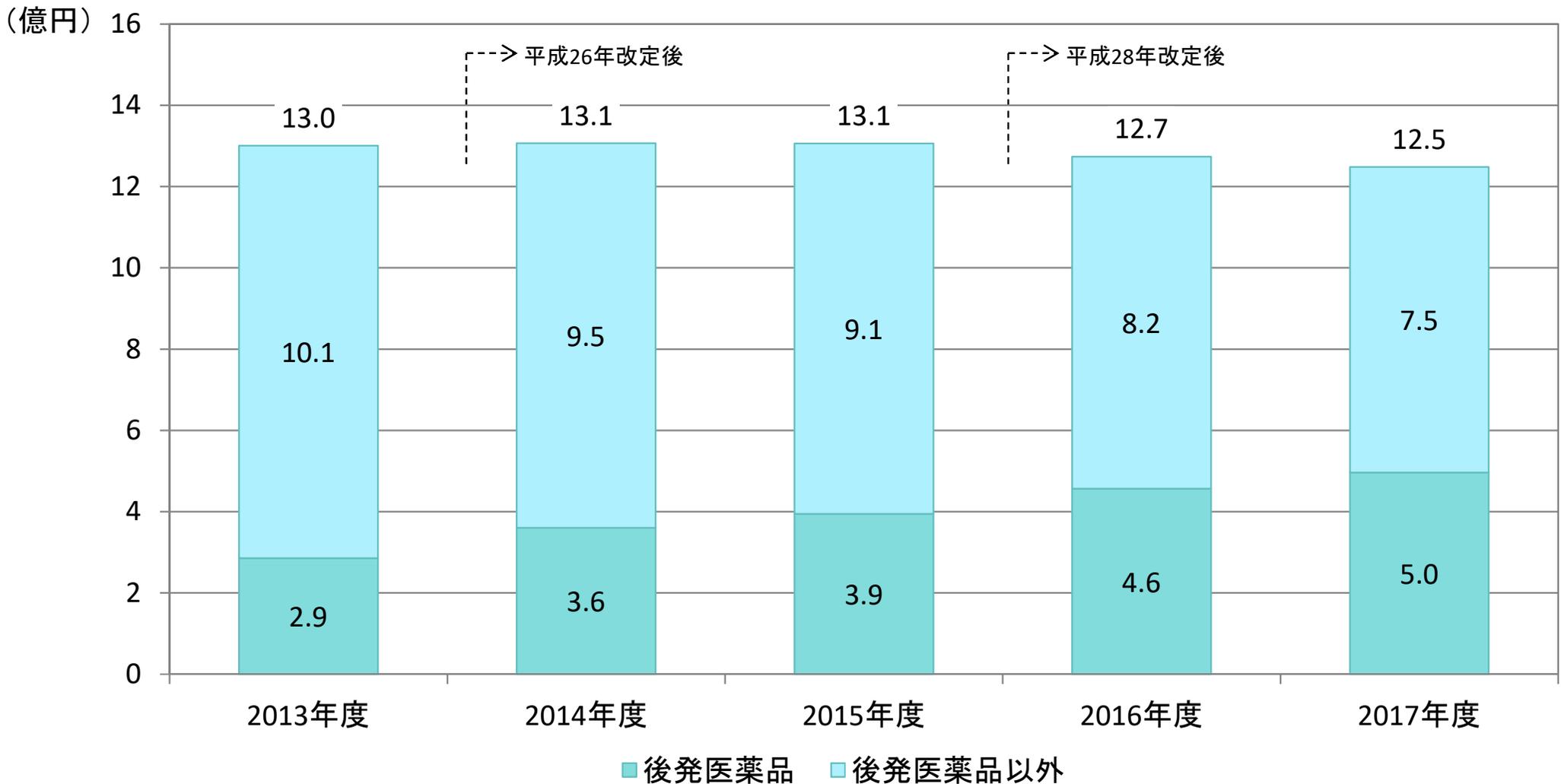
注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、骨粗鬆症治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」の年齢調整後の「(地域差指数) - 1」を表示している。

Ca製剤の薬剤料の推移

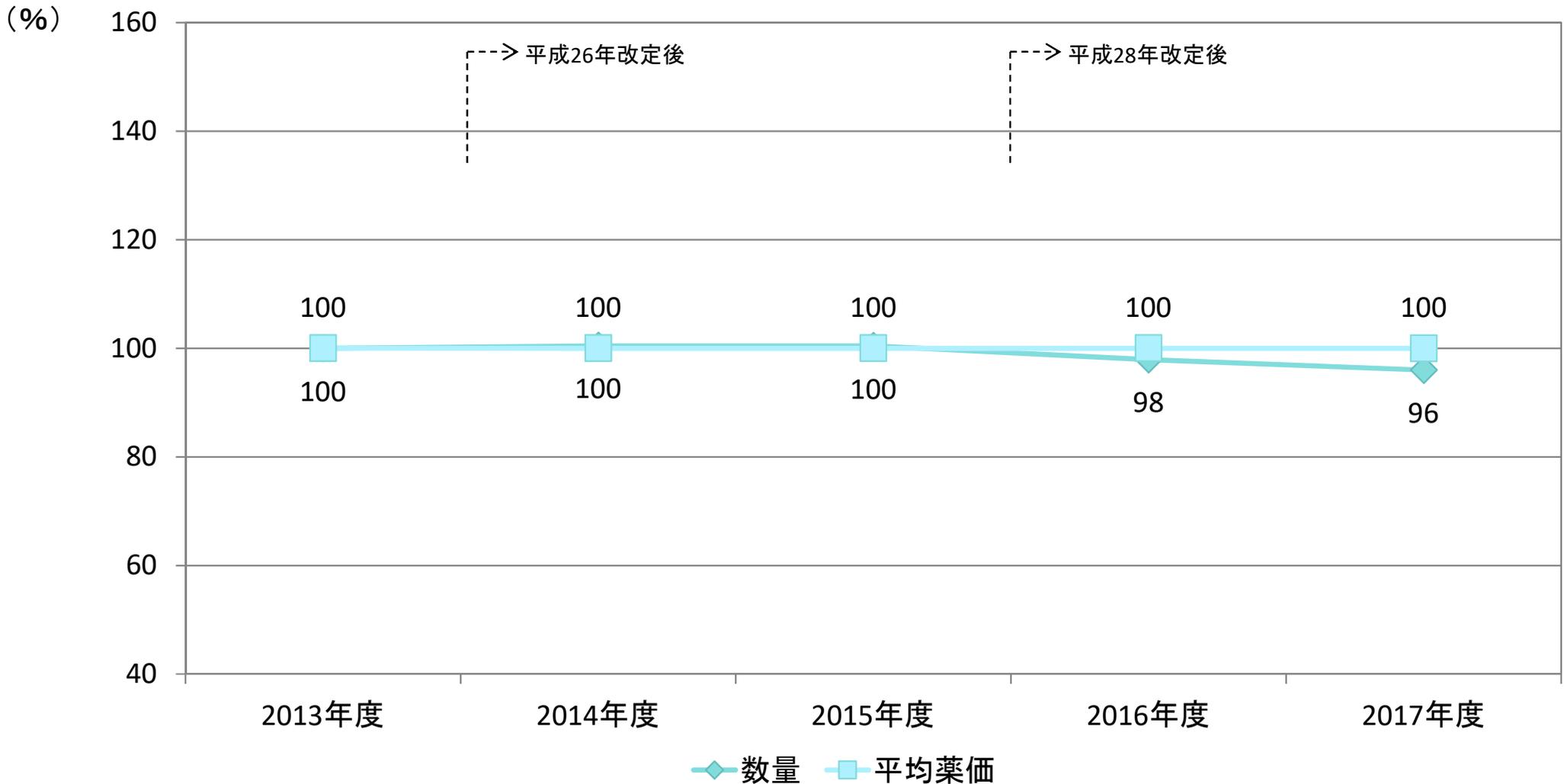
○ 2013年度以降のCa製剤の薬剤料の推移を見ると、後発医薬品は増加傾向にあり、全体としては横ばいから減少傾向にある。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

Ca製剤の数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降のCa製剤の数量と平均薬価の推移を見ると、数量、平均薬価のどちらもおおむね一定である。



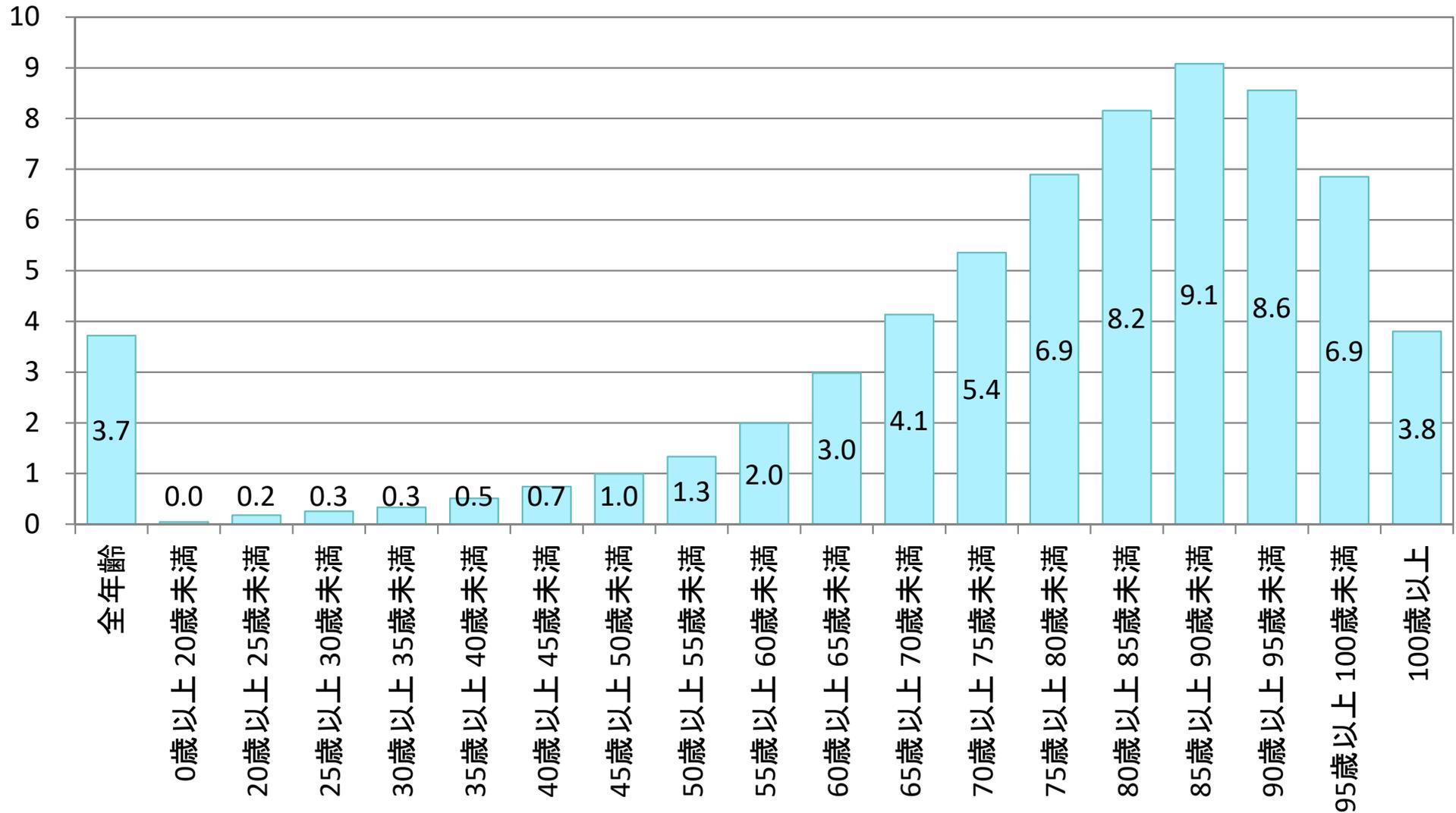
注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。

注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋 1 枚当たりCa製剤の薬剤料 (2017年度)

(円)



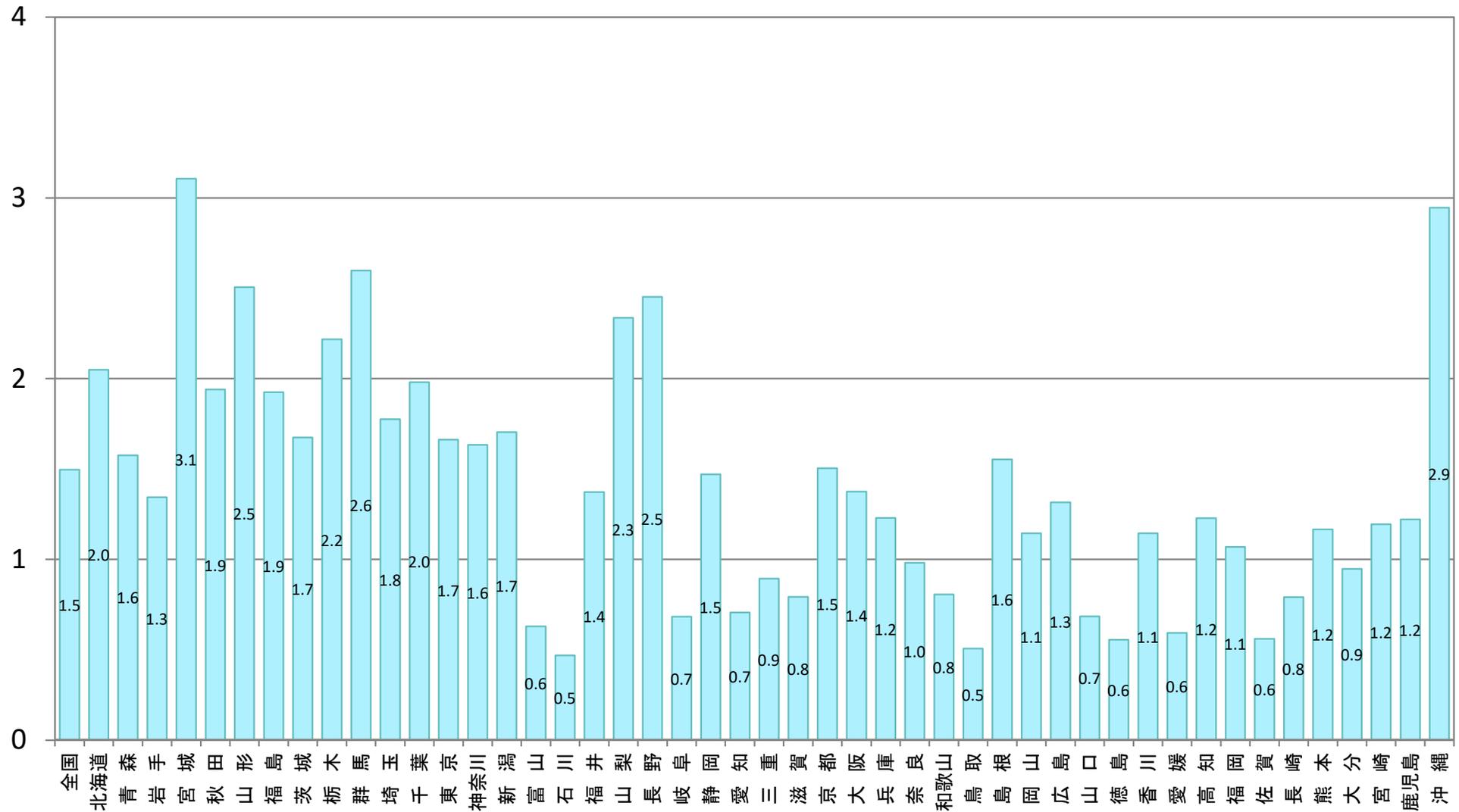
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、骨粗鬆症治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含まれていることに注意が必要である。

都道府県別処方箋 1 枚当たりCa製剤の薬剤料（2017年度）

(円)

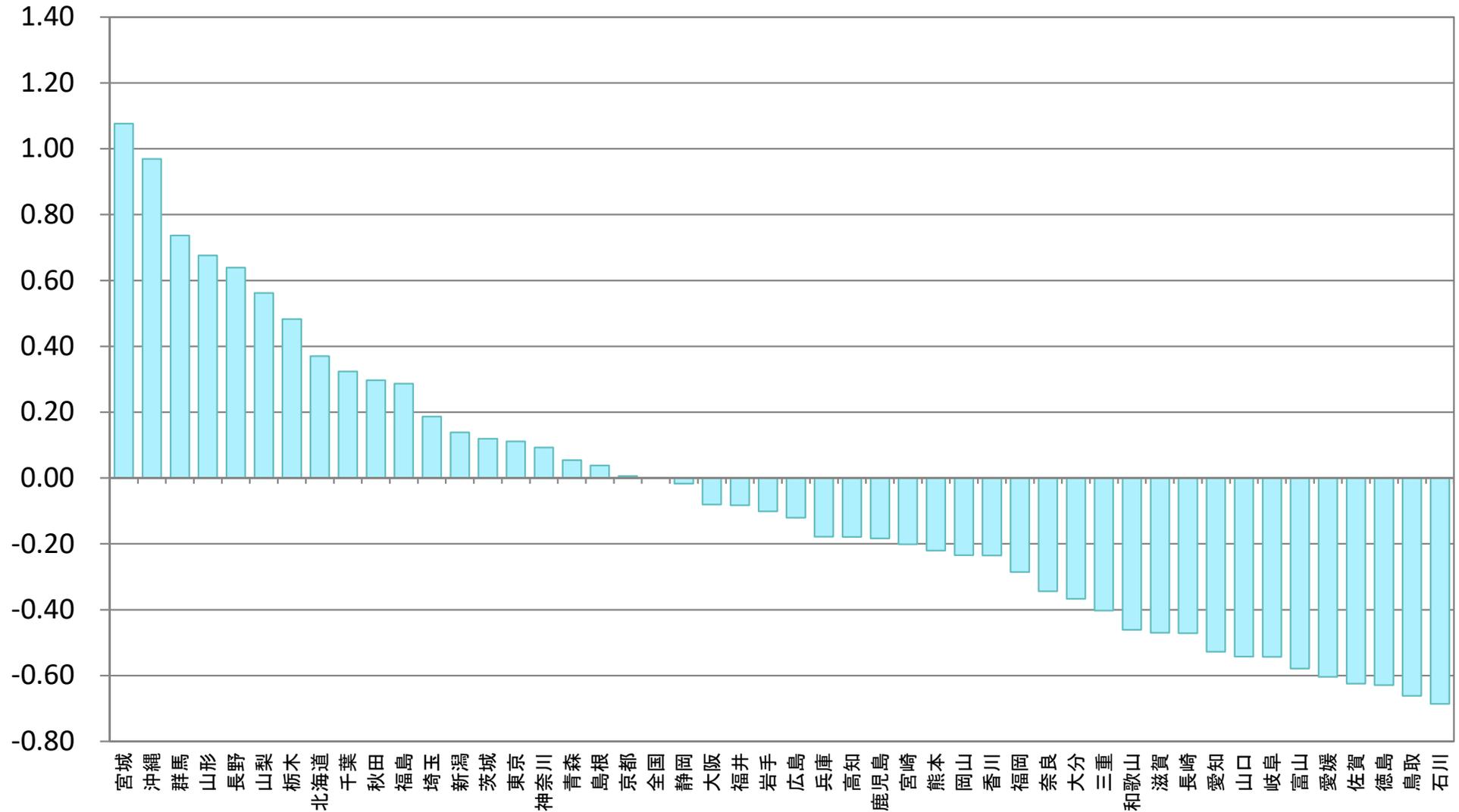


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、骨粗鬆症治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たりCa製剤の 薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



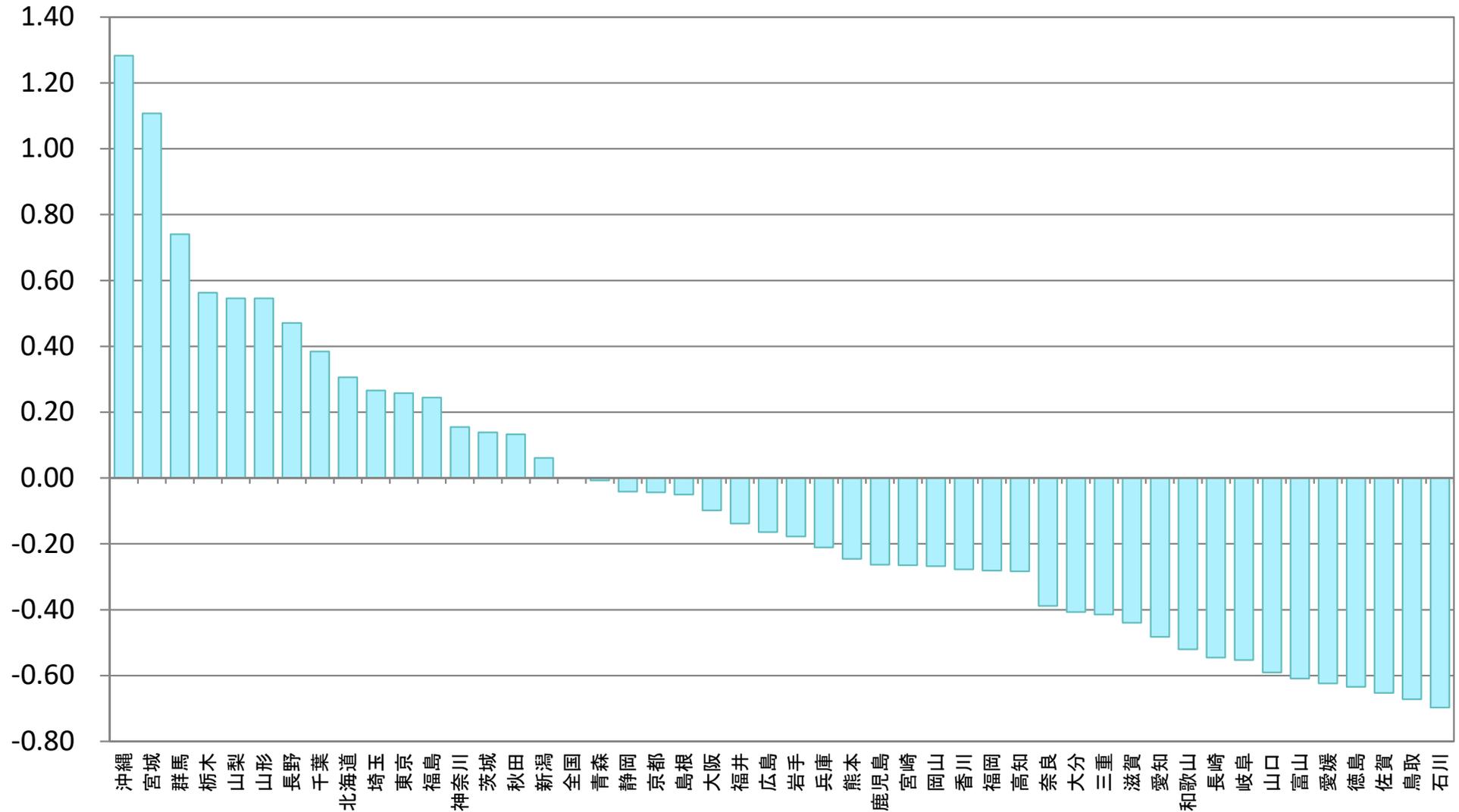
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、骨粗鬆症治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」を表示している。

都道府県別処方箋1枚当たりCa製剤の 薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

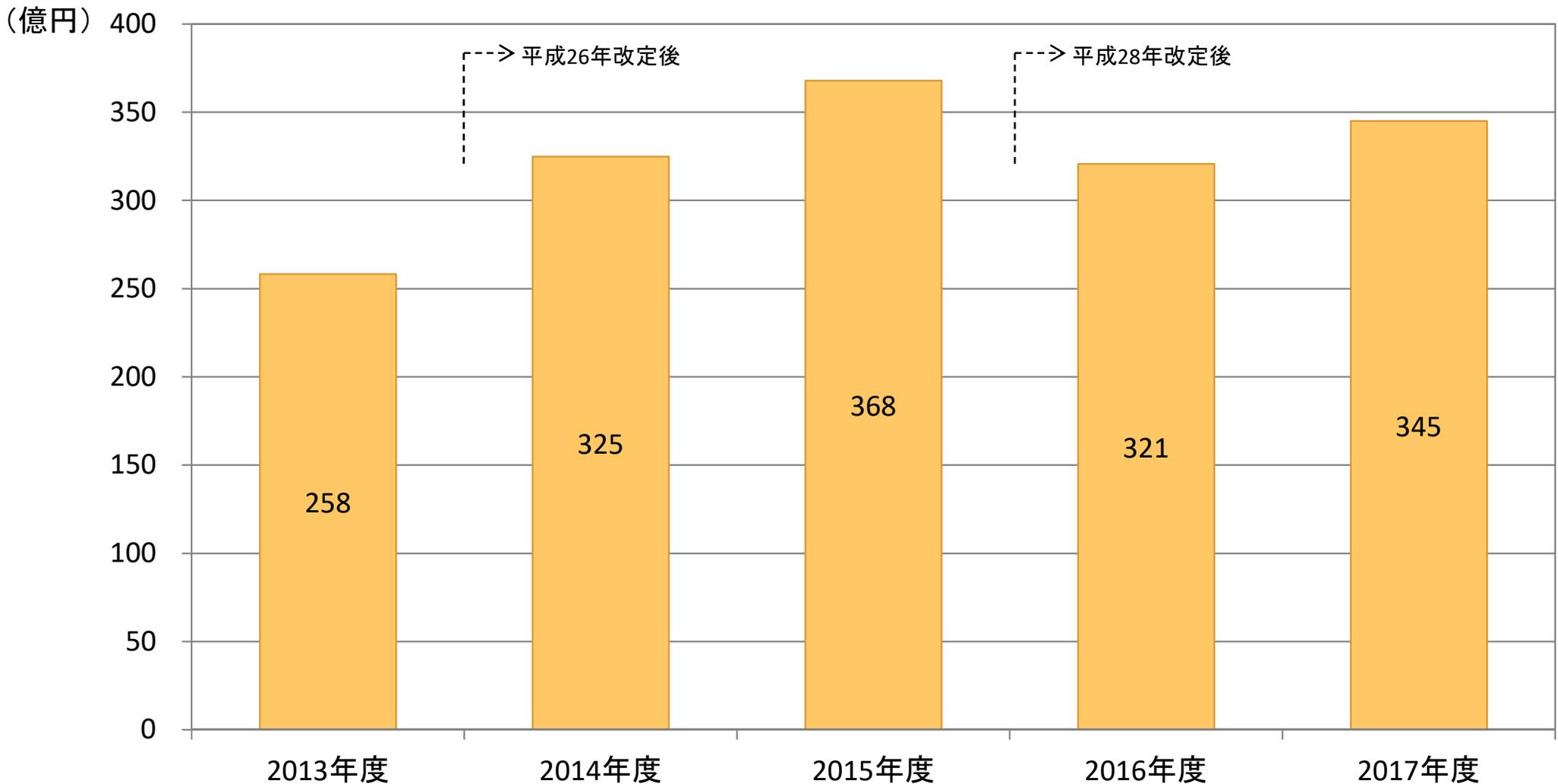
注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、骨粗鬆症治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」の年齢調整後の「(地域差指数) - 1」を表示している。

副甲状腺ホルモン製剤の薬剤料の推移

○ 2013年度以降の副甲状腺ホルモン製剤の薬剤料の推移を見ると、2015年度から2016年度にかけて減少したが、2017年度は増加している。

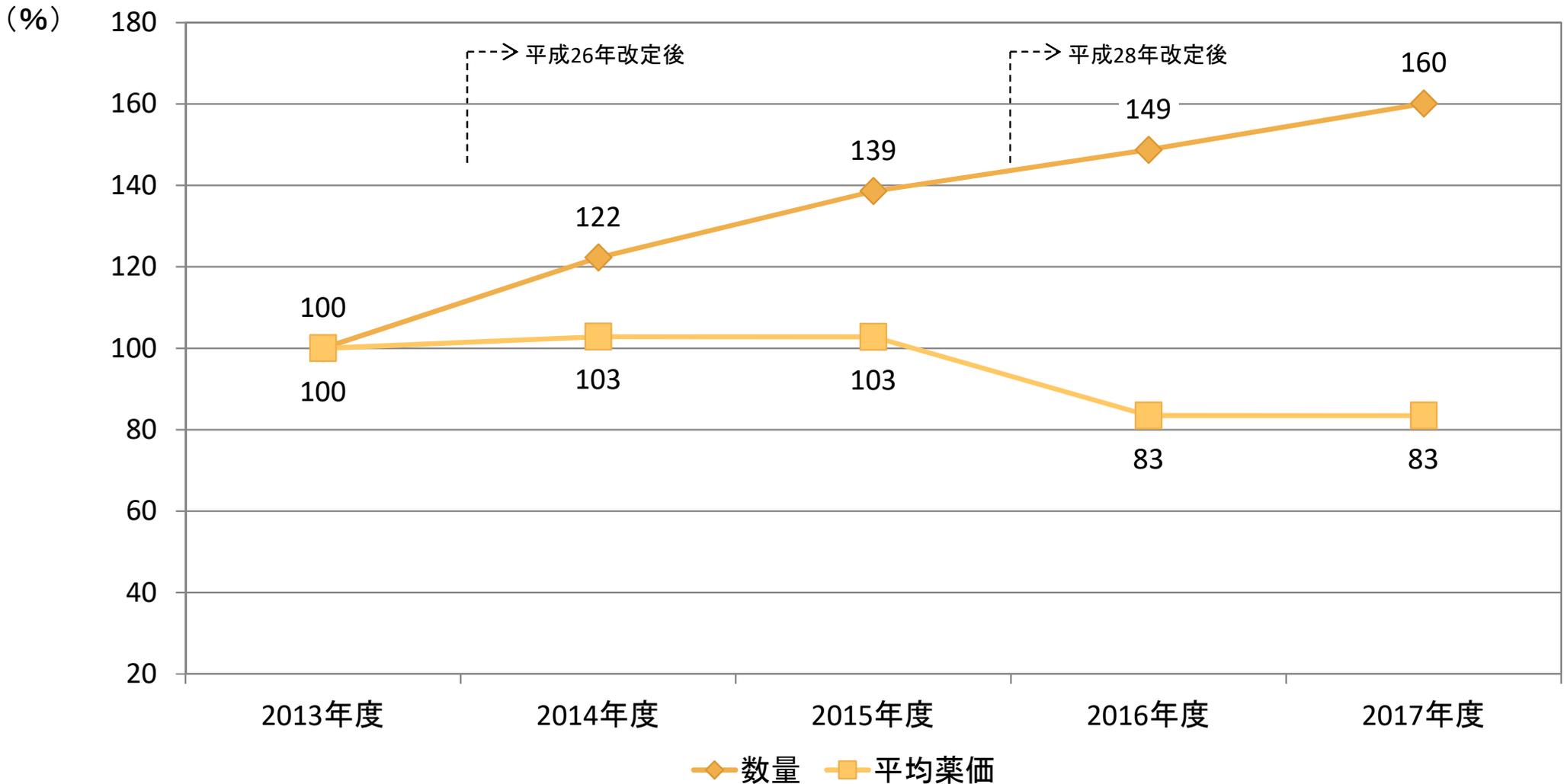


注1) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注2) 副甲状腺ホルモン製剤には該当する後発医薬品が存在しない。

副甲状腺ホルモン製剤の数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降の副甲状腺ホルモン製剤の数量と平均薬価の推移を見ると、数量は上昇傾向にあり、平均薬価は2015年度から2016年度にかけて低下したが、それ以外は横ばいにある。



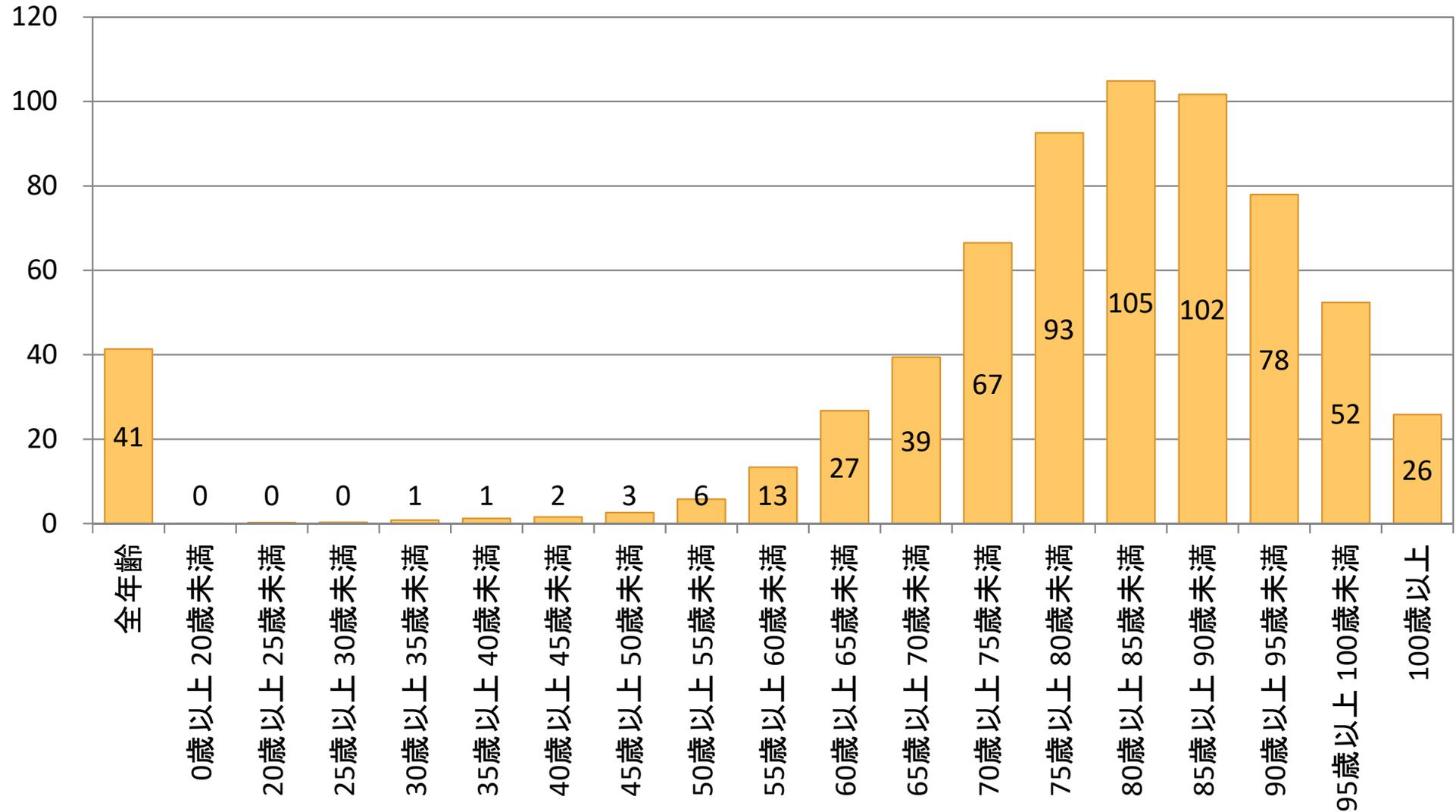
注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。

注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋 1 枚当たり副甲状腺ホルモン製剤の薬剤料（2017年度）

(円)



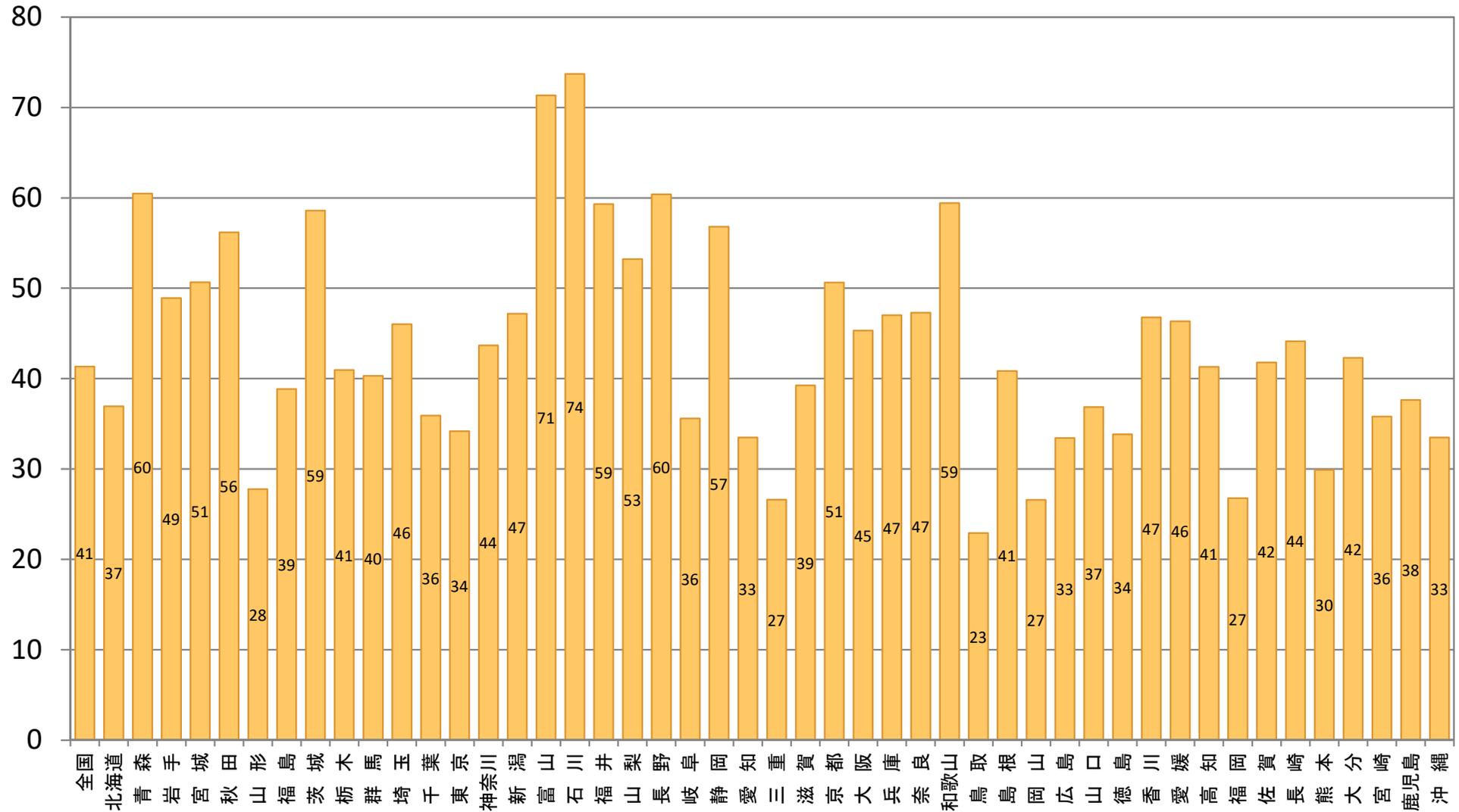
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、骨粗鬆症治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含まれていることに注意が必要である。

都道府県別処方箋 1 枚当たり副甲状腺ホルモン製剤の薬剤料（2017年度）

(円)

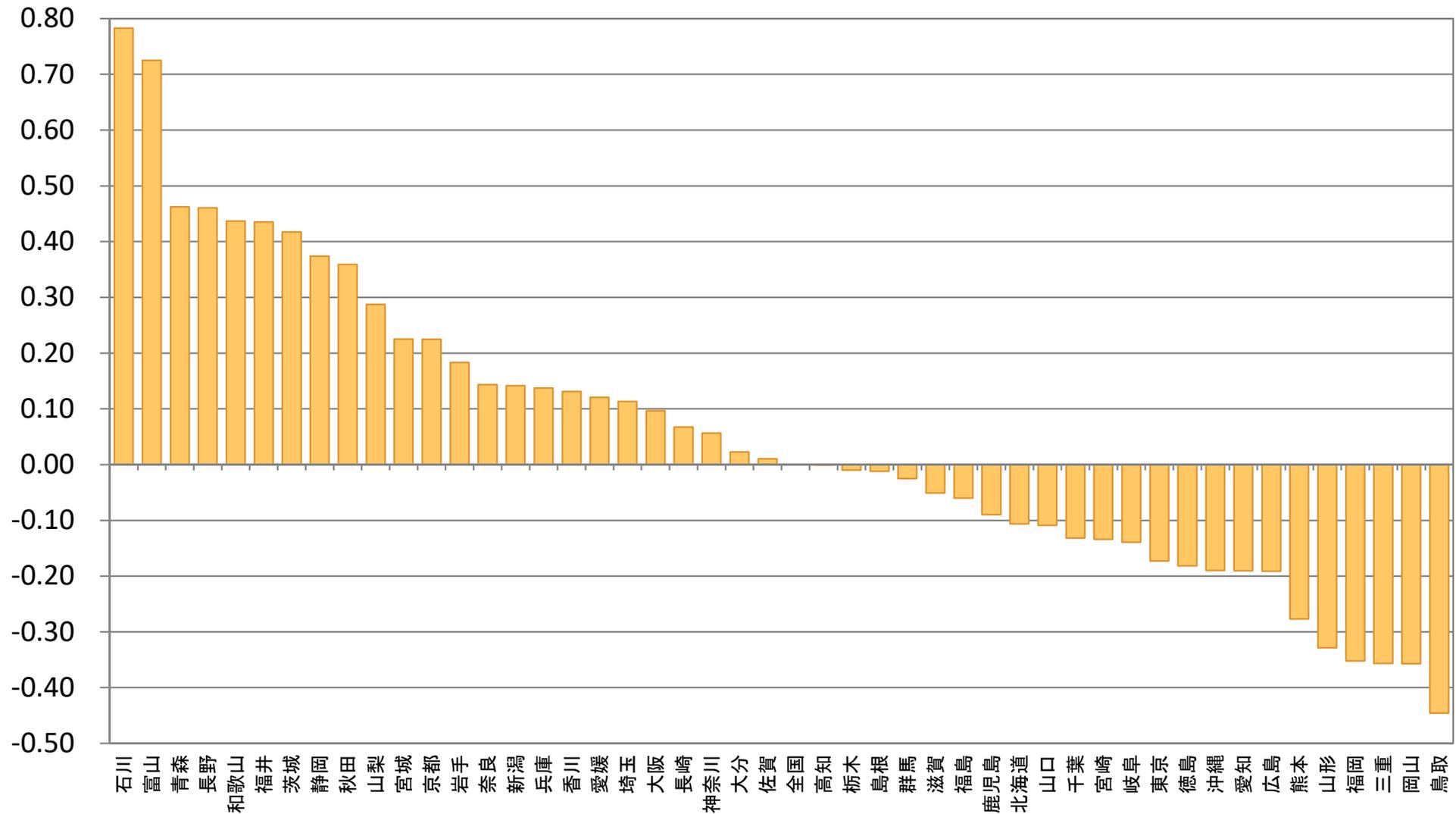


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、骨粗鬆症治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含まれていることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たり副甲状腺ホルモン製剤の 薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



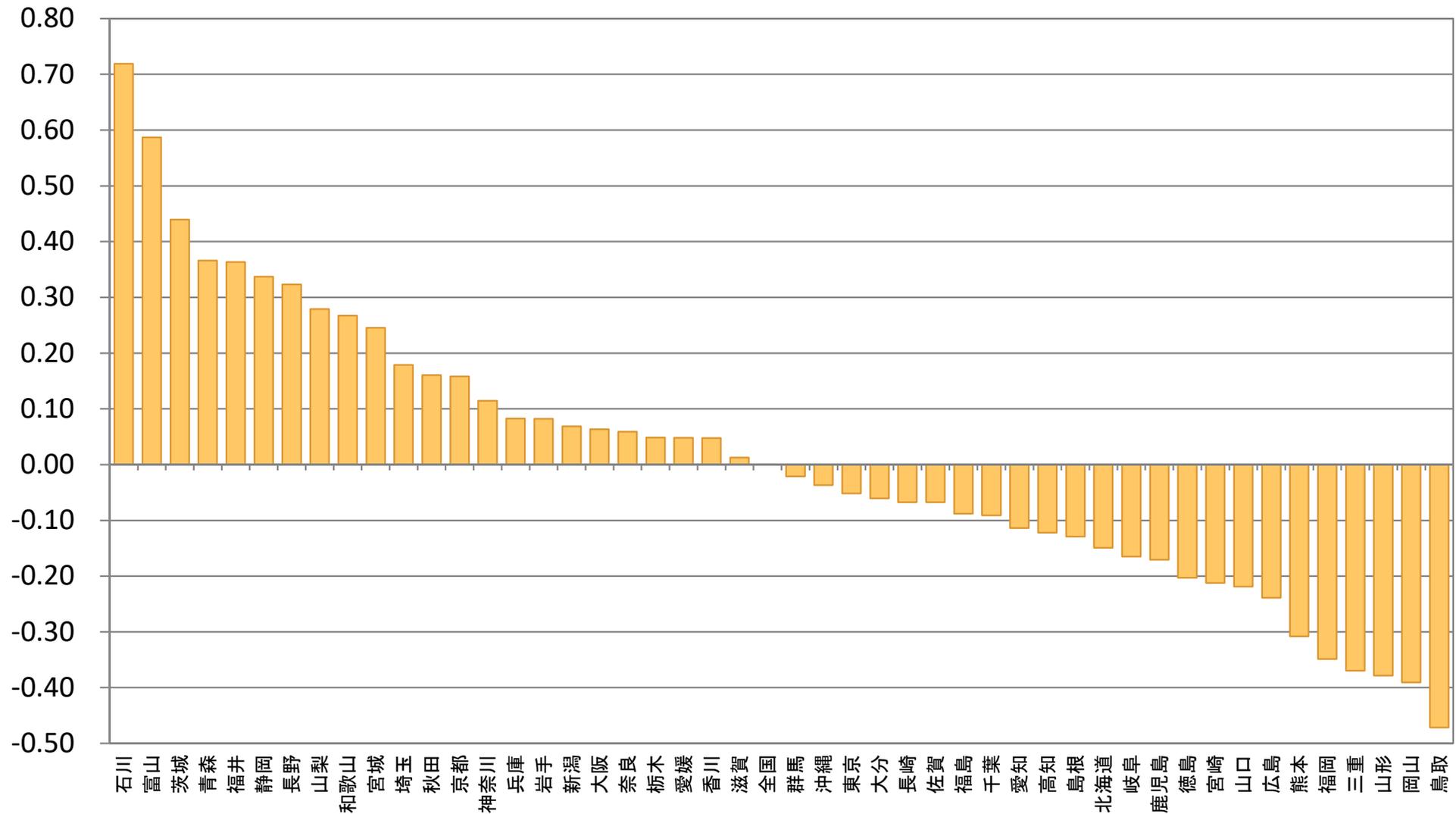
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、骨粗鬆症治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」を表示している。

都道府県別処方箋1枚当たり副甲状腺ホルモン製剤の 薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



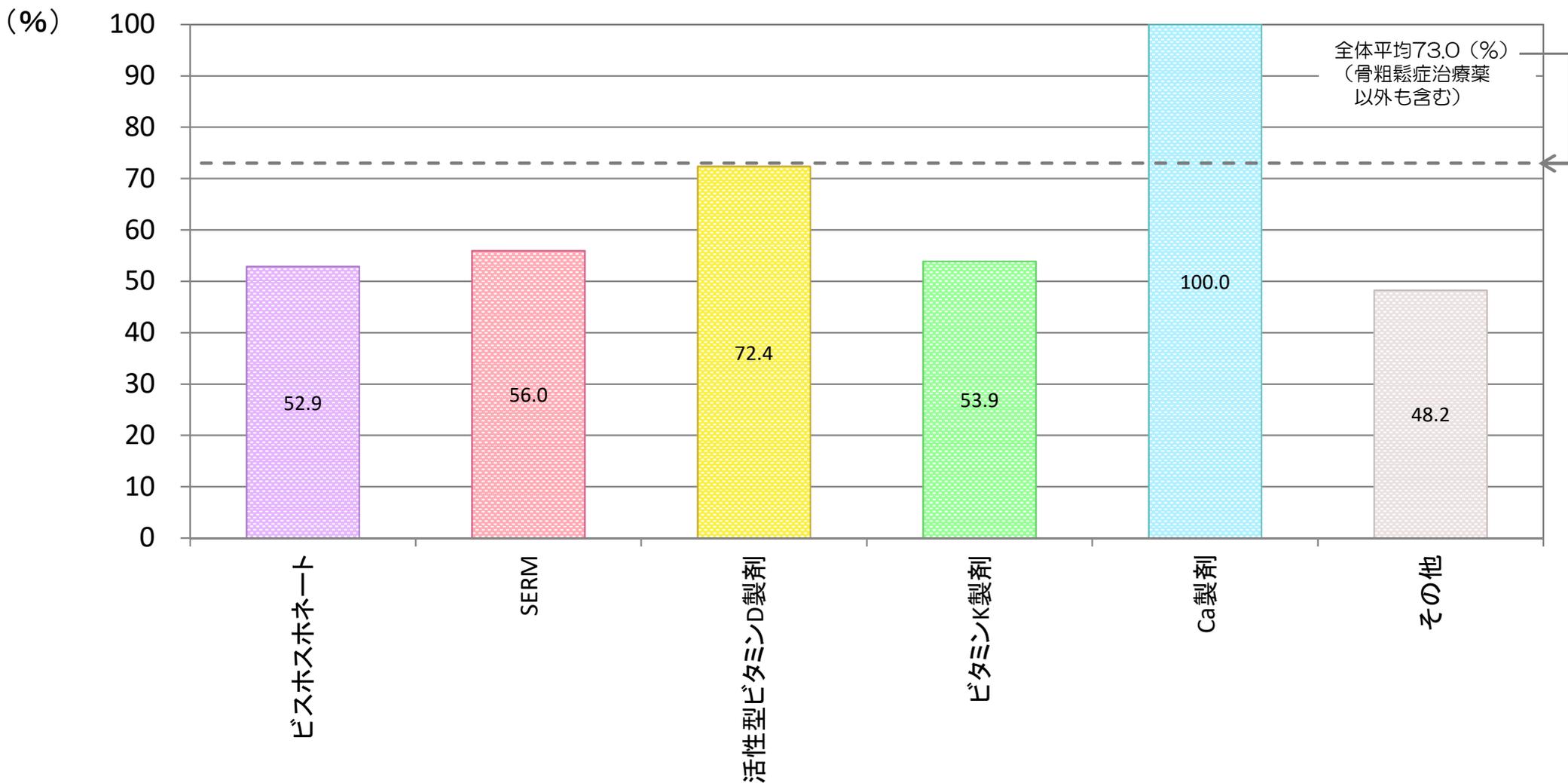
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、骨粗鬆症治療薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」の年齢調整後の「(地域差指数) - 1」を表示している。

骨粗鬆症治療薬種類別に見た 後発医薬品割合（数量ベース）（2018年3月）



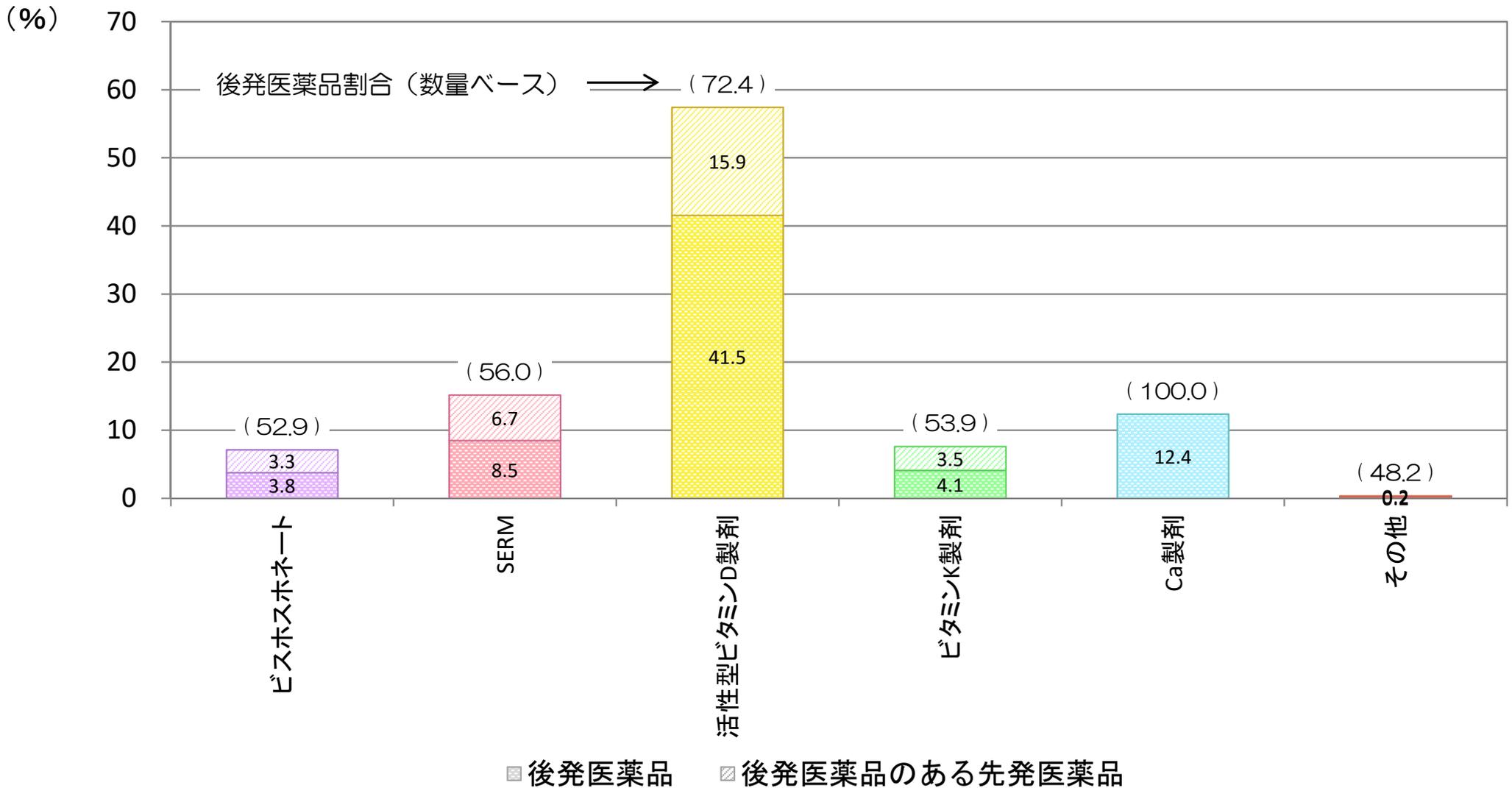
注1) 対象の血糖降下薬の種類別に集計したものである。

注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3) 「後発医薬品割合(数量ベース)」は、 $\frac{[\text{後発医薬品の数量}]}{([\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量}] + [\text{後発医薬品の数量}])}$ で算出している。

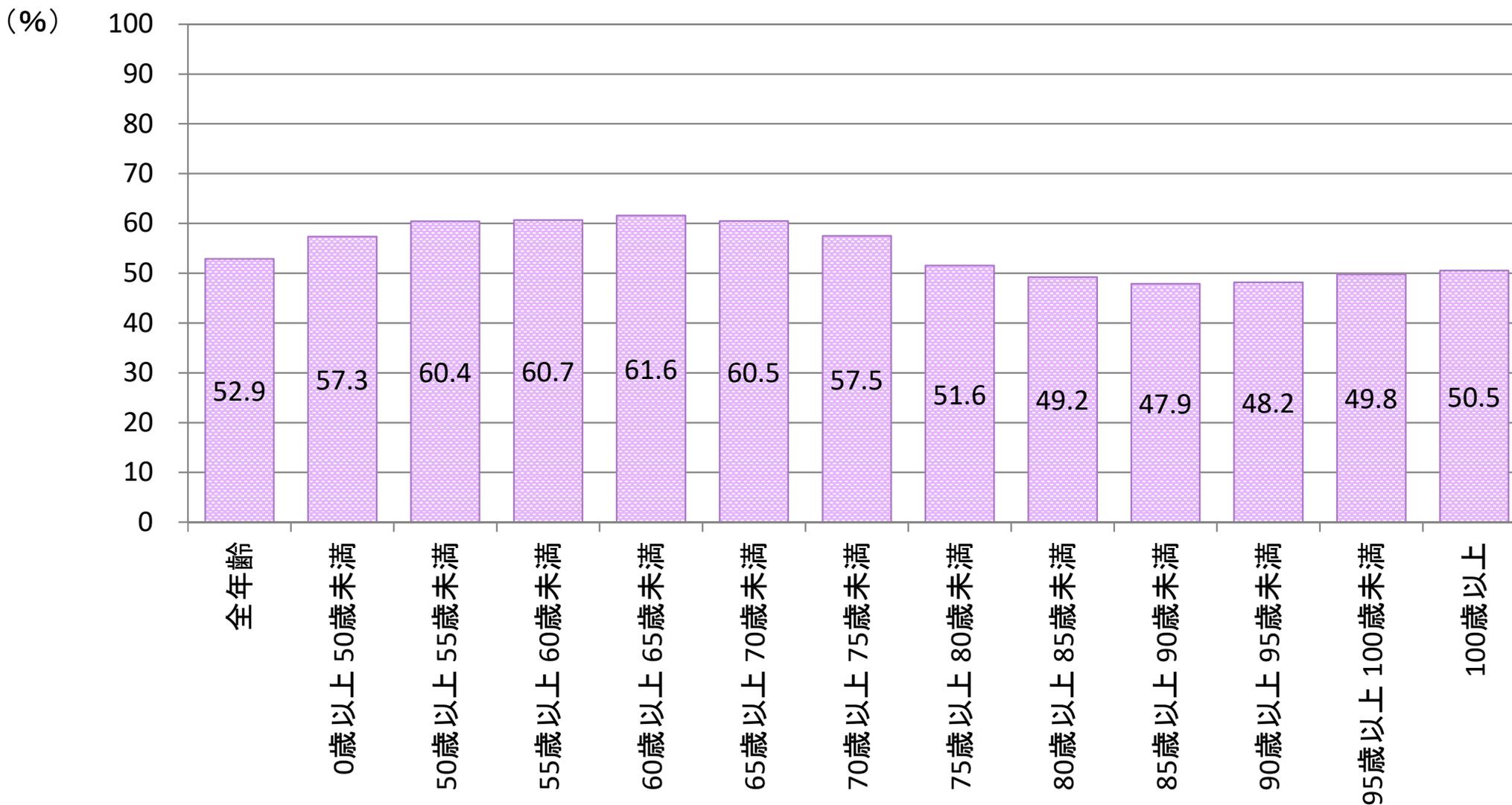
注4) 副甲状腺ホルモン製剤に該当する医薬品はいずれも、後発医薬品、後発医薬品のある先発医薬品に該当しないので表示していない。

骨粗鬆症治療薬類別にみた 後発医薬品割合（数量ベース）の算出対象となる薬剤数量の構成比（2018年3月）



- 注1) 対象の骨粗鬆症治療薬全数量（〔後発医薬品の数量〕+〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕）に対する各種類別のシェアを示したものであり、表示している血糖降下薬全数量を100（%）としたときの薬効分類別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。
- 注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。
- 注3) 「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/（〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕）で算出している。
- 注4) 副甲状腺ホルモン製剤に該当する医薬品はいずれも、後発医薬品、後発医薬品のある先発医薬品に該当しないので表示していない。

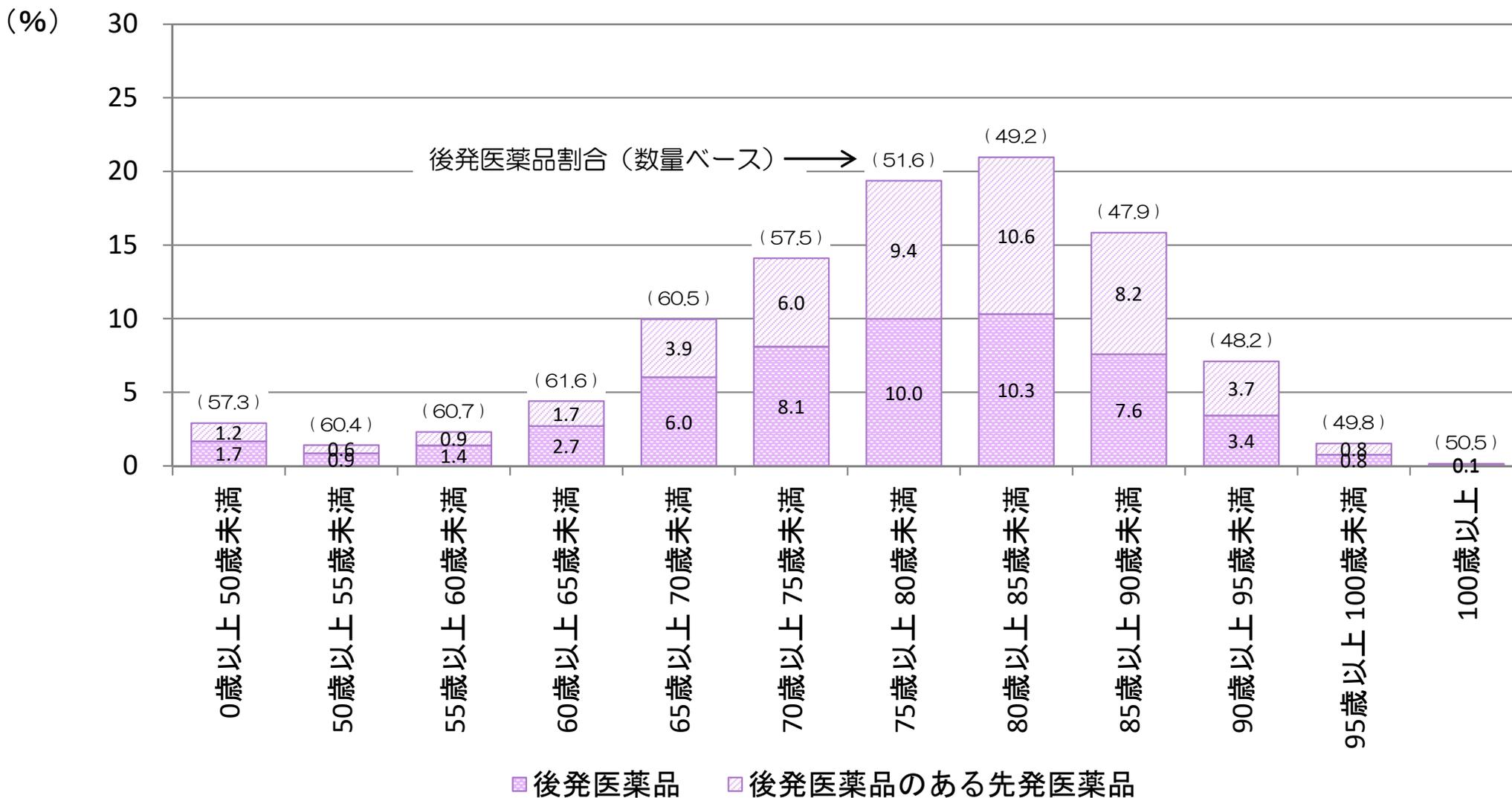
年齢階級別ビスホスホネートの 後発医薬品割合（数量ベース）（2018年3月）



注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「後発医薬品割合(数量ベース)」は、〔後発医薬品の数量〕/〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕で算出している。

年齢階級別ビスホスホネートの 後発医薬品割合（数量ベース）の算出対象となる薬剤数量の構成比（2018年3月）

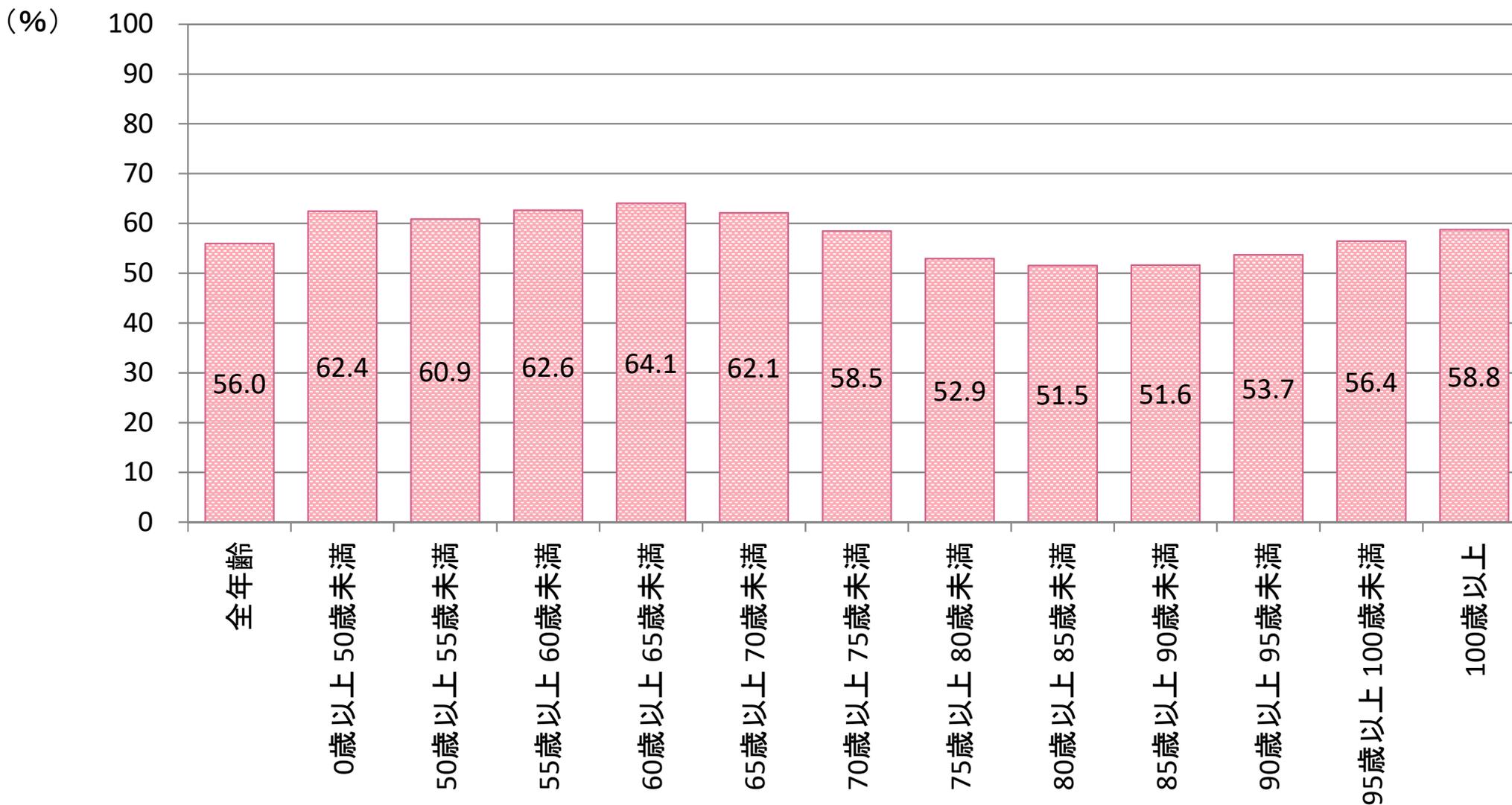


注1) ビスホスホネート全数量（〔後発医薬品の数量〕+〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕）に対する年齢階級別のシェアを示したものであり、全数量を100（%）としたときの年齢階級別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。

注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3) 「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕で算出している。

年齢階級別SERMの 後発医薬品割合（数量ベース）（2018年3月）

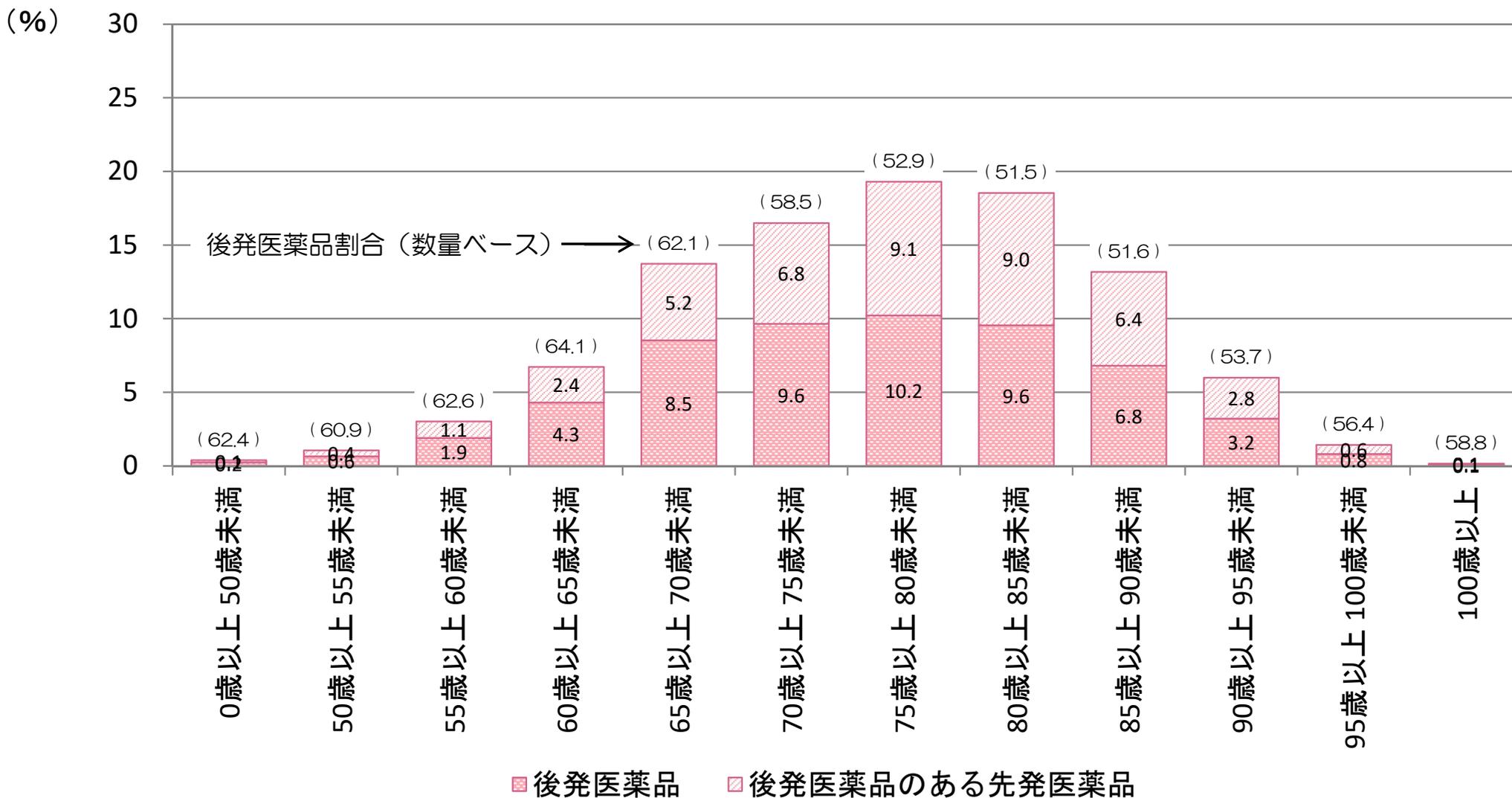


注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「後発医薬品割合(数量ベース)」は、 $\frac{[\text{後発医薬品の数量}]}{([\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量}] + [\text{後発医薬品の数量}])}$ で算出している。

年齢階級別SERMの

後発医薬品割合（数量ベース）の算出対象となる薬剤数量の構成比（2018年3月）

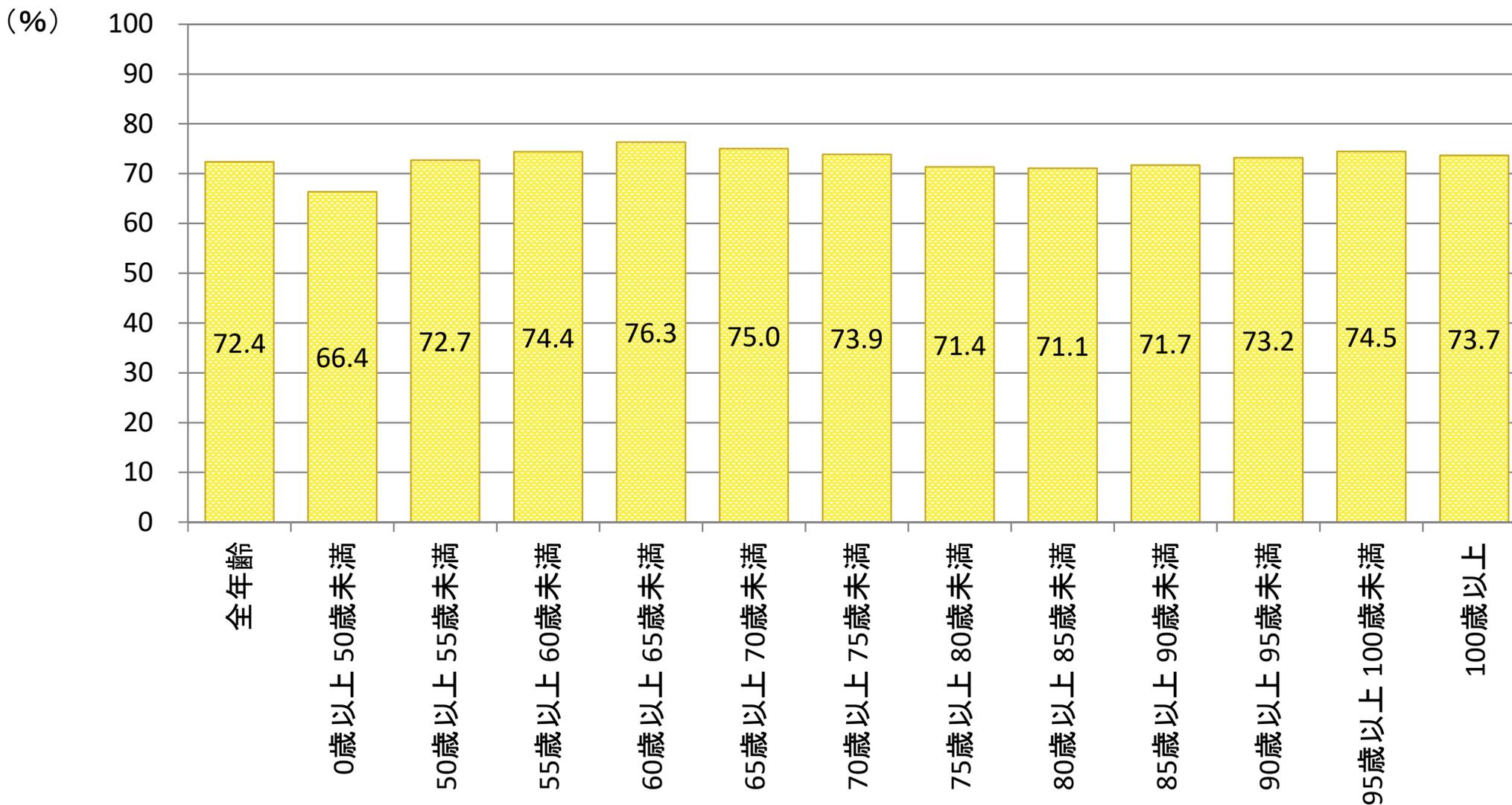


注1) SERM全数量（〔後発医薬品の数量〕+〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕）に対する年齢階級別のシェアを示したものであり、全数量を100(%)としたときの年齢階級別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。

注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3) 「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕で算出している。

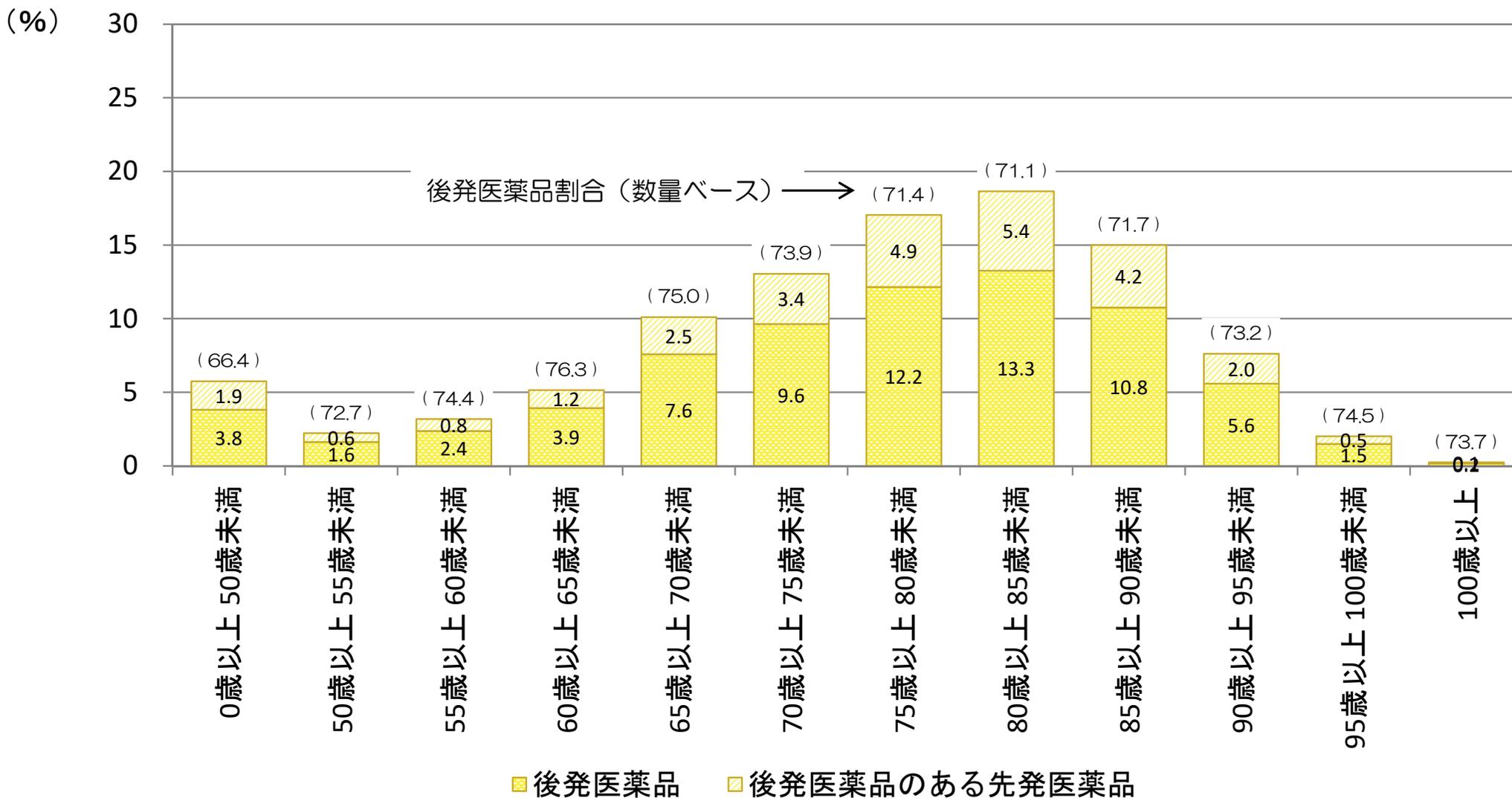
年齢階級別活性型ビタミンD製剤の 後発医薬品割合（数量ベース）（2018年3月）



注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「後発医薬品割合(数量ベース)」は、〔後発医薬品の数量〕/〔〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕〕で算出している。

年齢階級別活性型ビタミンD製剤の 後発医薬品割合（数量ベース）の算出対象となる薬剤数量の構成比（2018年3月）

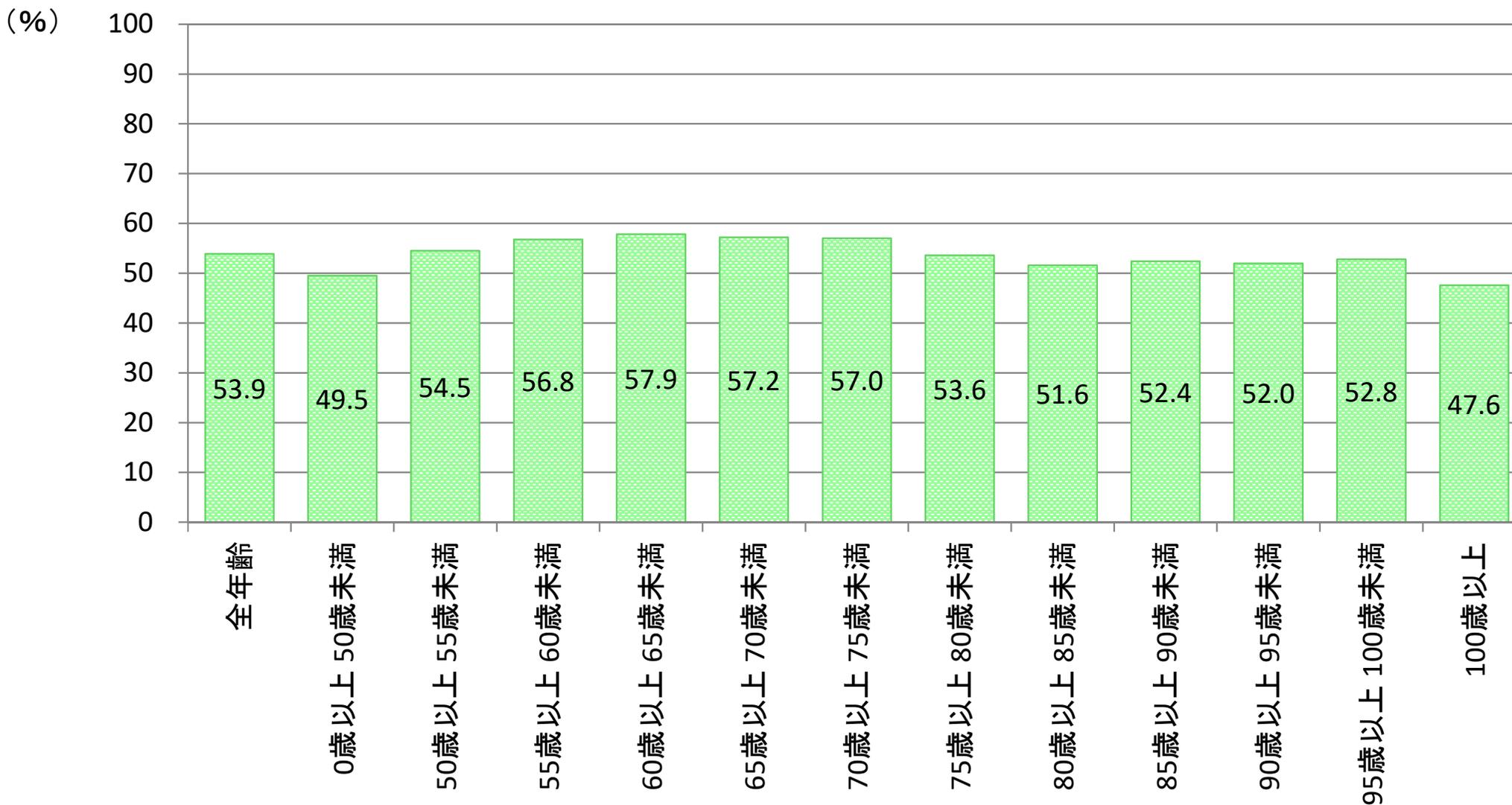


注1) 活性型ビタミンD製剤全数量（〔後発医薬品の数量〕+〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕）に対する年齢階級別のシェアを示したものであり、全数量を100(%)としたときの年齢階級別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。

注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3) 「後発医薬品割合(数量ベース)」は、〔後発医薬品の数量〕/〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕で算出している。

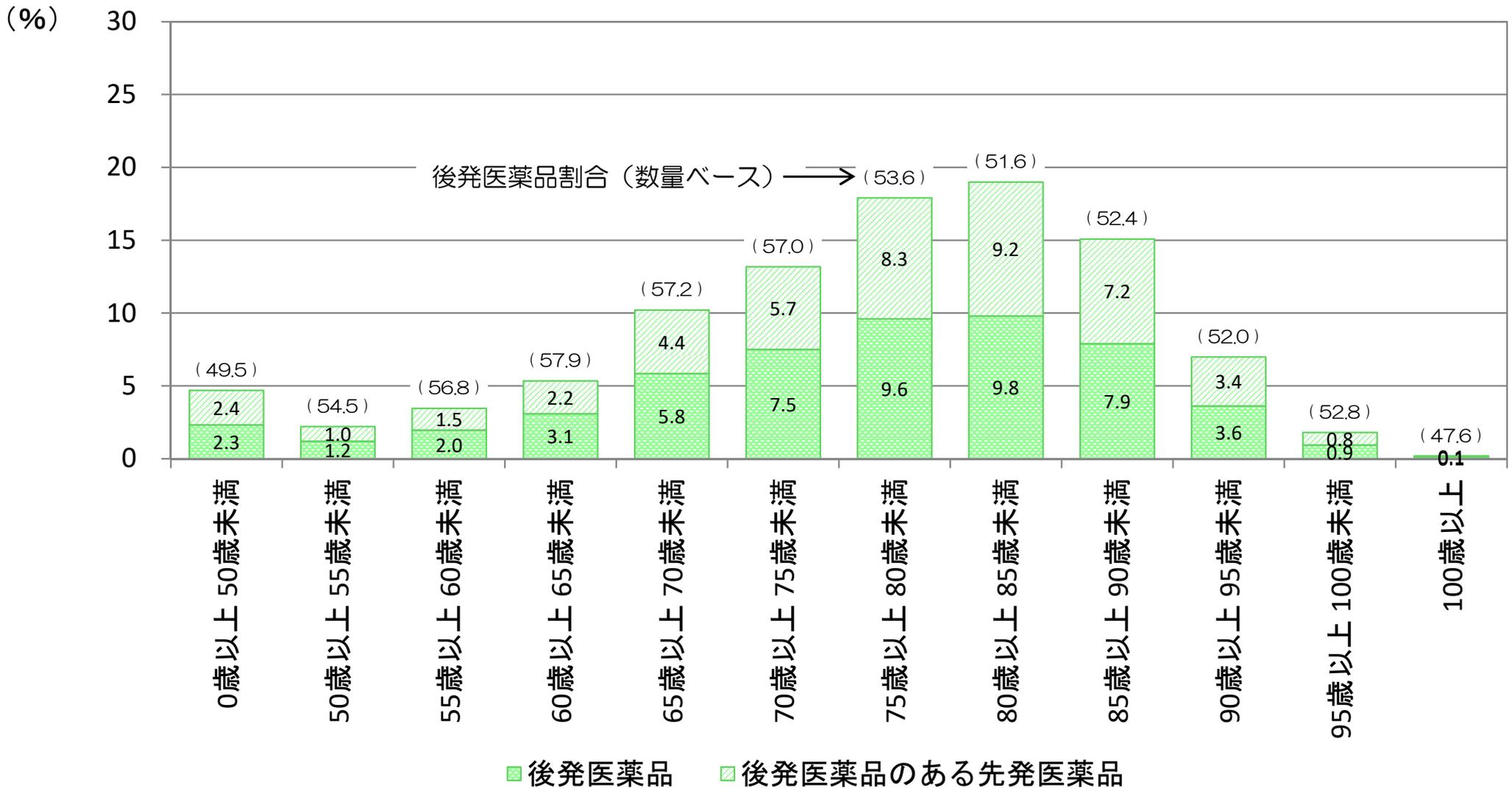
年齢階級別ビタミンK製剤の 後発医薬品割合（数量ベース）（2018年3月）



注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「後発医薬品割合(数量ベース)」は、
$$\frac{\text{後発医薬品の数量}}{[\text{後発医薬品の数量}] + [\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量}]}$$
で算出している。

年齢階級別ビタミンK製剤の 後発医薬品割合（数量ベース）の算出対象となる薬剤数量の構成比（2018年3月）

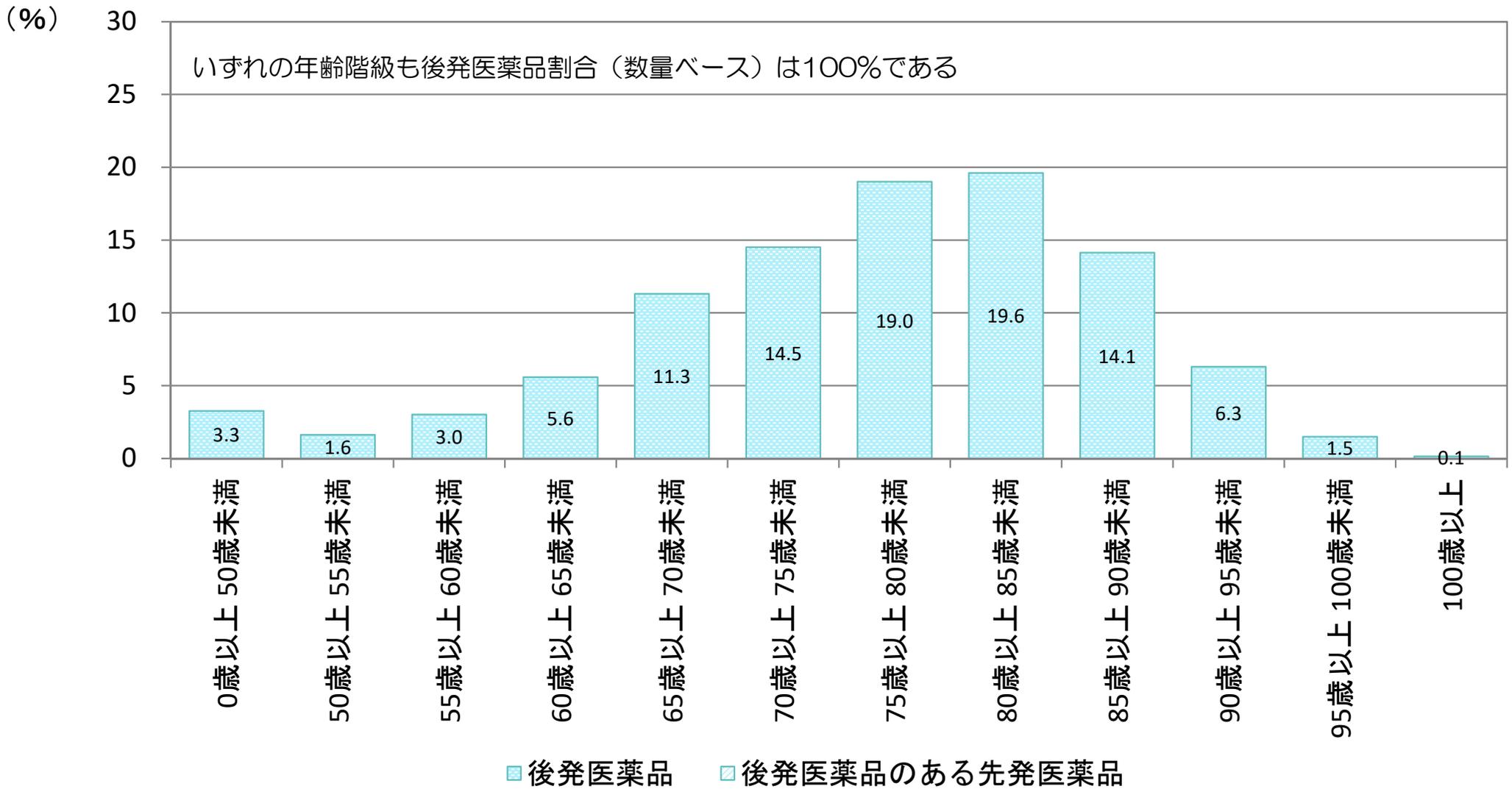


注1) ビタミンK製剤全数量（〔後発医薬品の数量〕+〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕）に対する年齢階級のシェアを示したものであり、全数量を100（%）としたときの年齢階級の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。

注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3) 「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕で算出している。

年齢階級別Ca製剤の 後発医薬品割合（数量ベース）の算出対象となる薬剤数量の構成比（2018年3月）



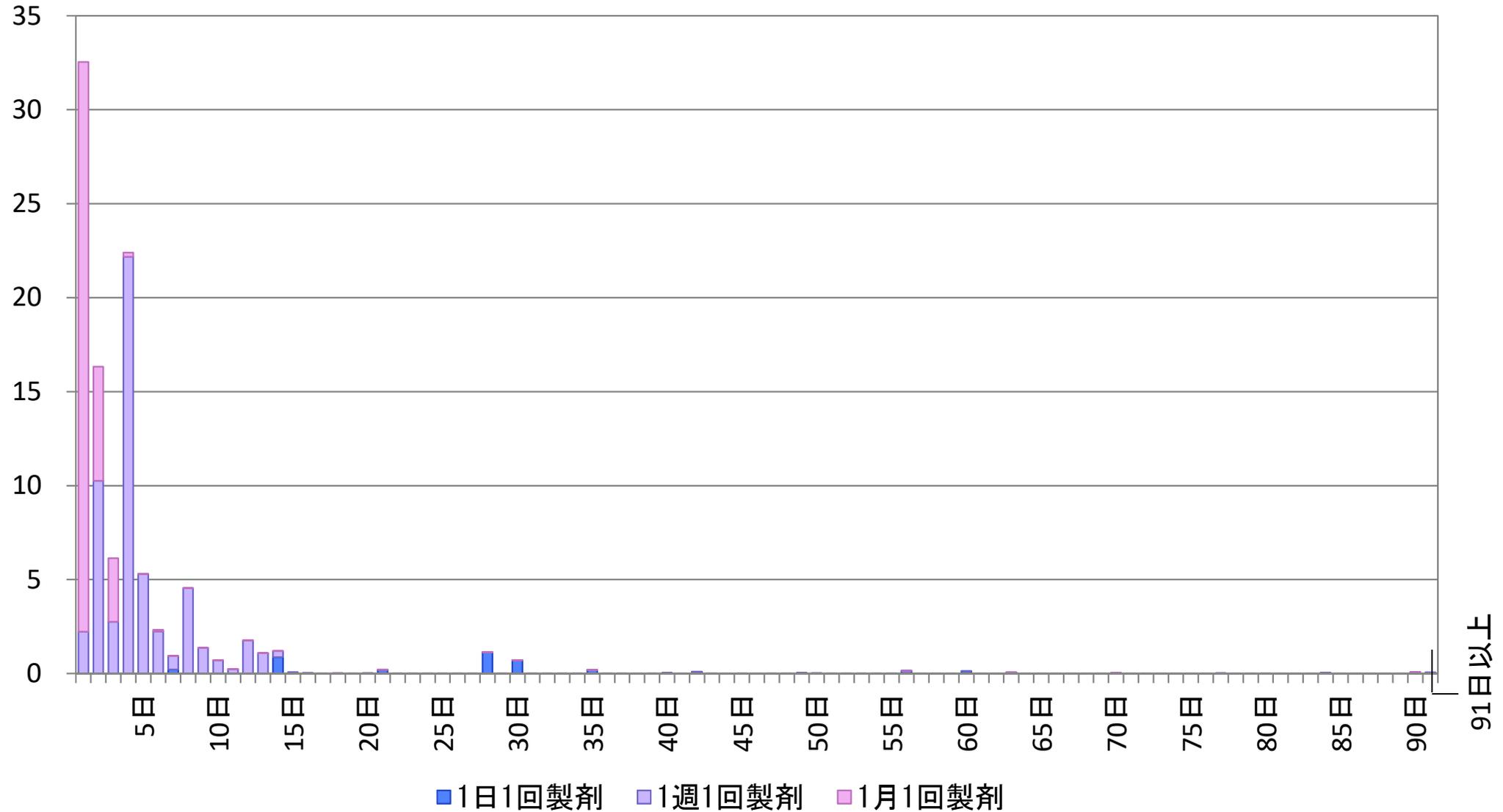
注1) Ca製剤全数量（〔後発医薬品の数量〕+〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕）に対する年齢階級別のシェアを示したものであり、全数量を100(%)としたときの年齢階級別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。

注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3) 「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕で算出している。

ビスホスホネートの投薬日数の分布（2017年度）

(%)



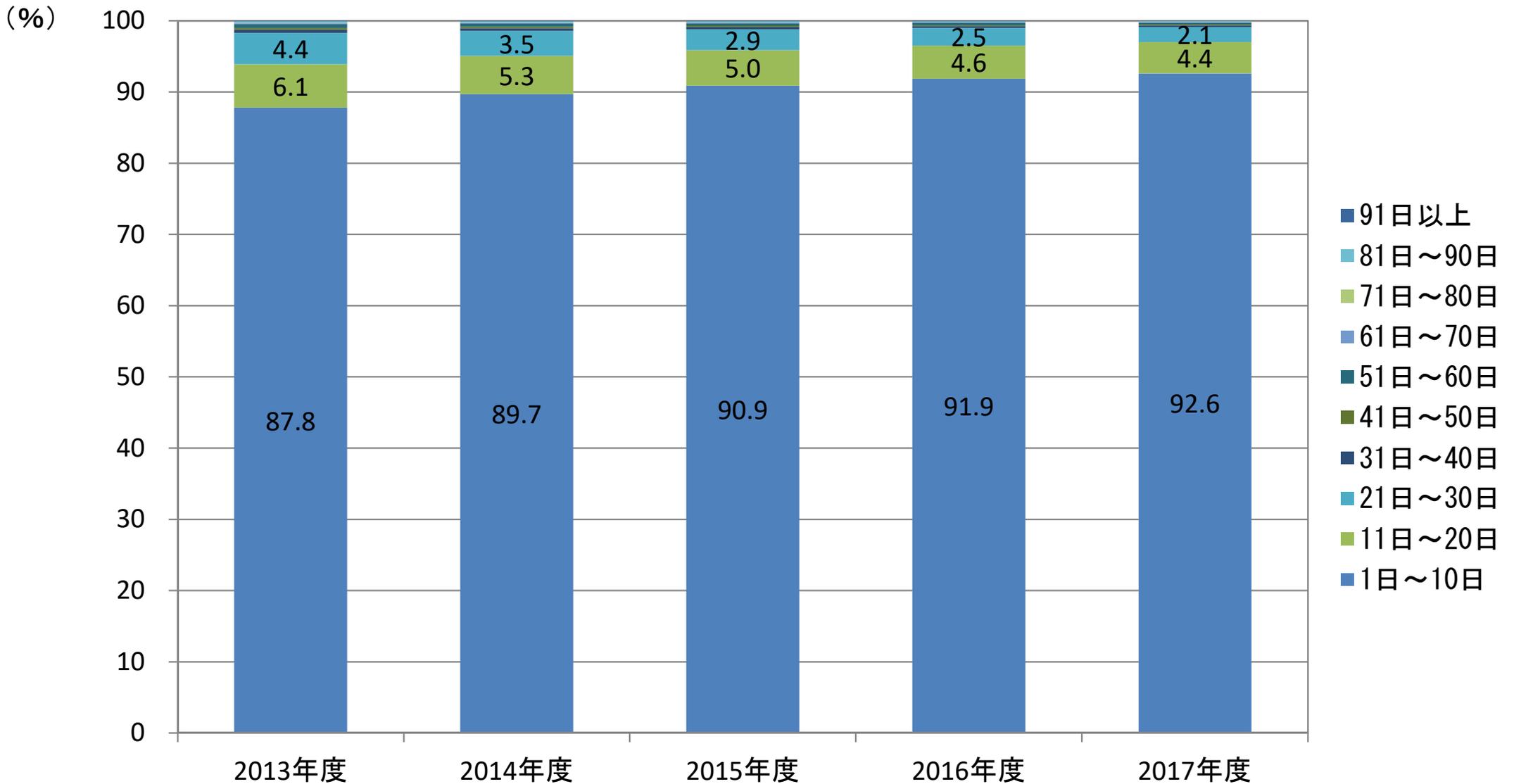
注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布を示したものである。

注4) 1日毎に1回服用する製剤、1週間に1回服用する製剤、1か月(4週間)に1回服用のみを分けて集計対象している。

ビスホスホネートの投薬日数の分布の推移

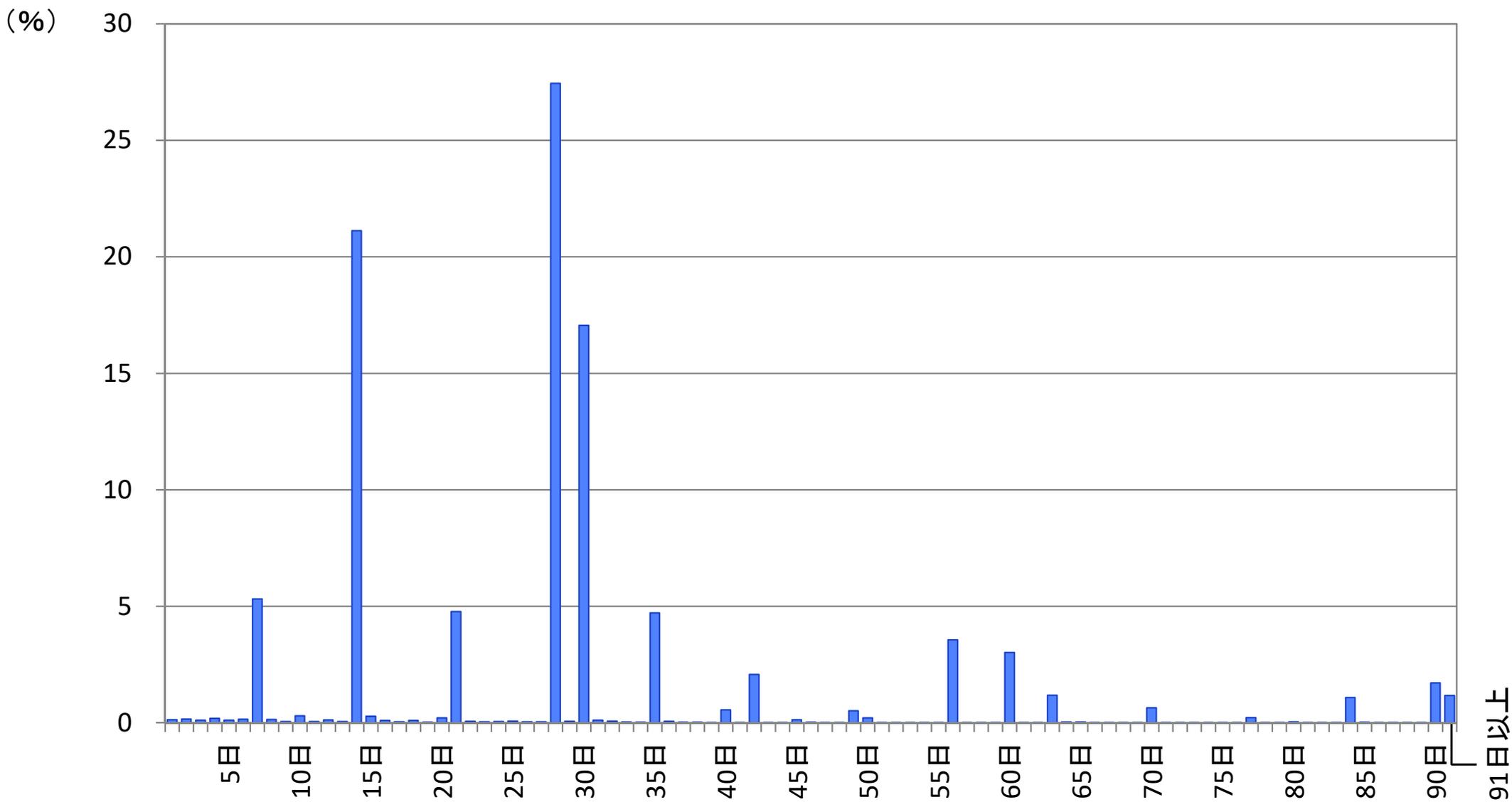


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

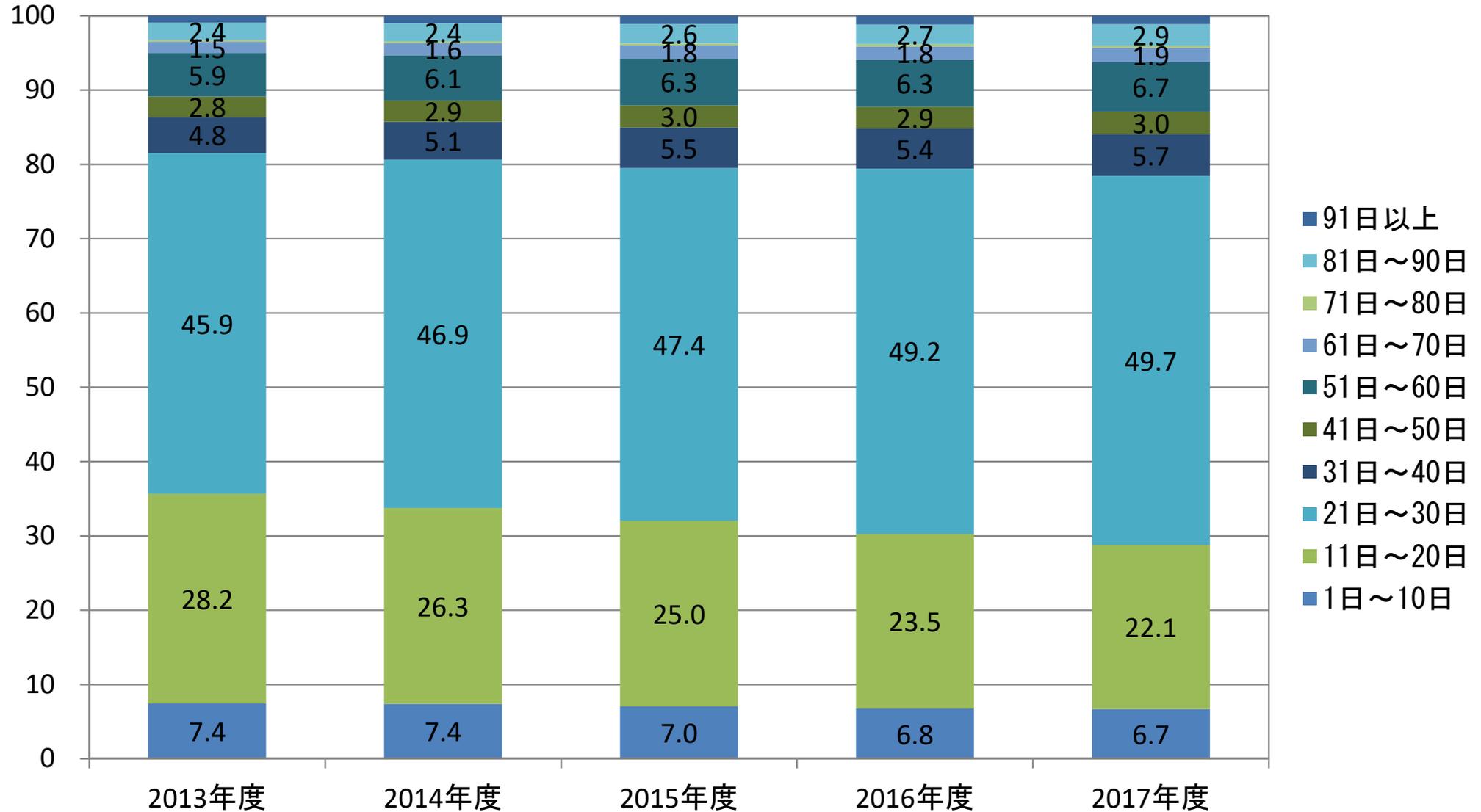
注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布の推移を示したものである。

ビスホスホネート（1日1回製剤）の投薬日数の分布（2017年度）



ビスホスホネート（1日1回製剤）の投薬日数の分布の推移

(%)



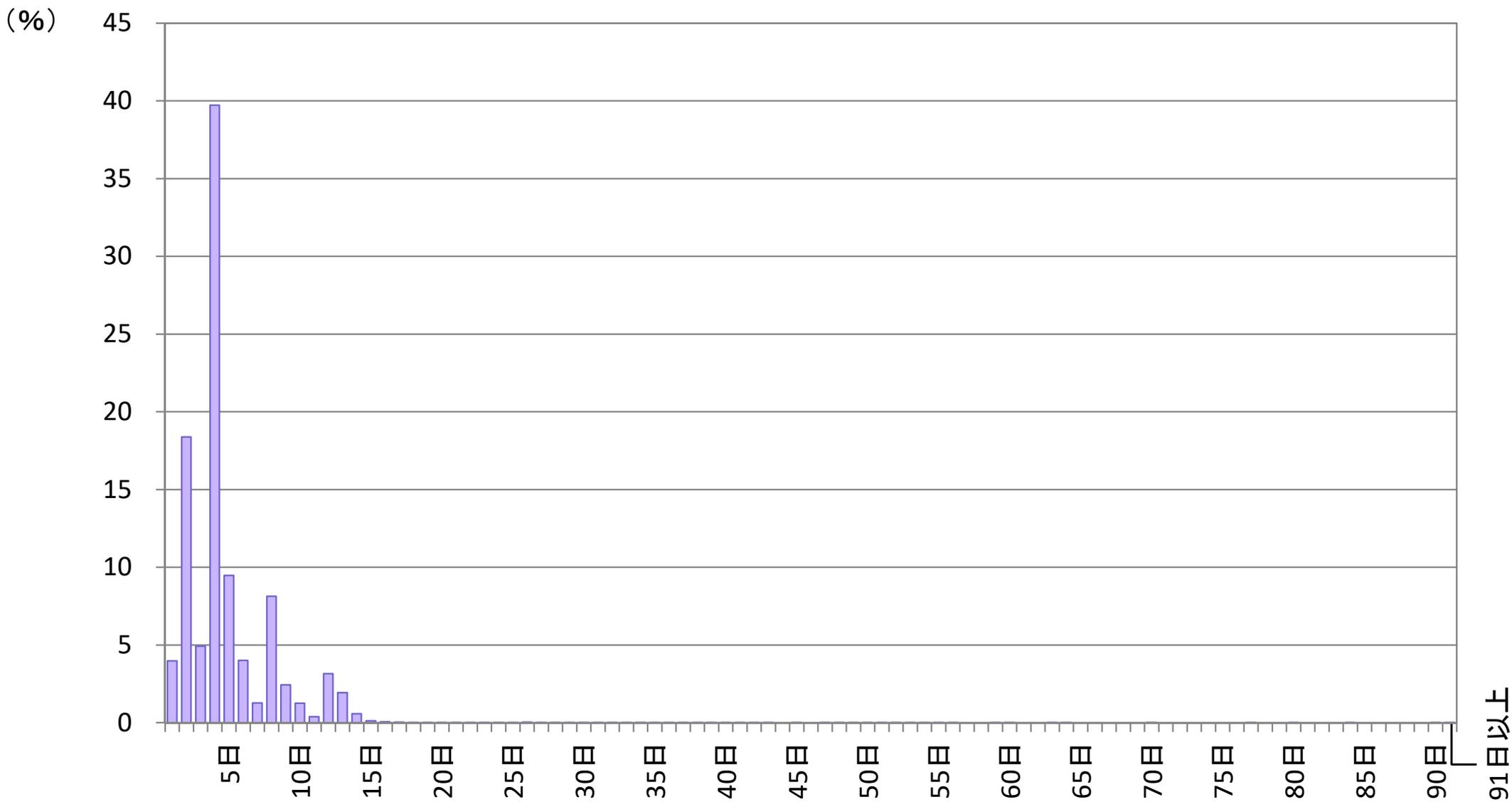
注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布を示したものである。

注4) 1日毎に1回服用する製剤のみを集計対象としている。

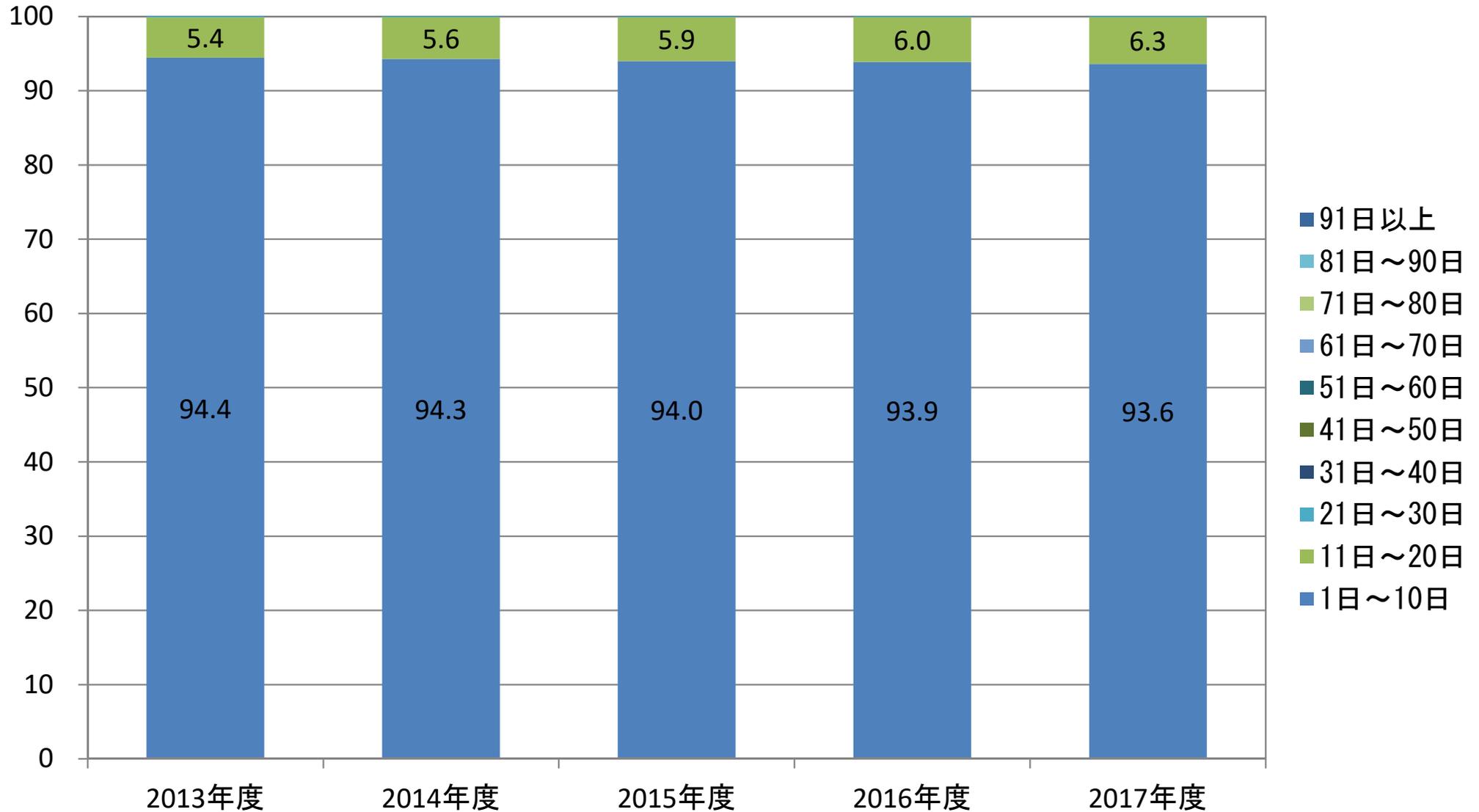
ビスホスホネート（1週1回製剤）の投薬日数の分布（2017年度）



注1) 内服薬のみを集計対象としている。
 注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。
 注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布を示したものである。
 注4) 1週間に1回服用する製剤のみを集計対象としている。

ビスホスホネート（1週1回製剤）の投薬日数の分布の推移

(%)



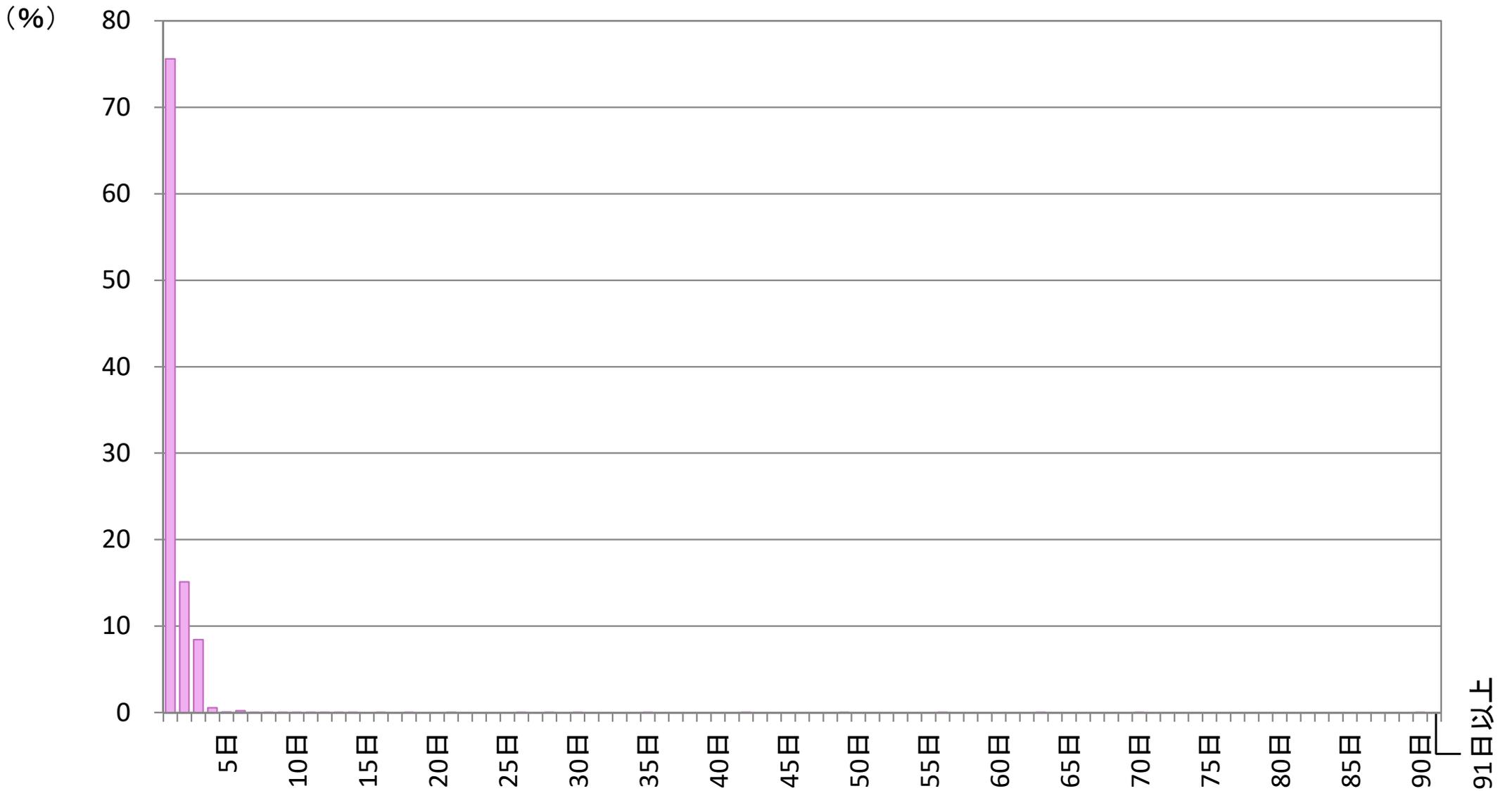
注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布を示したものである。

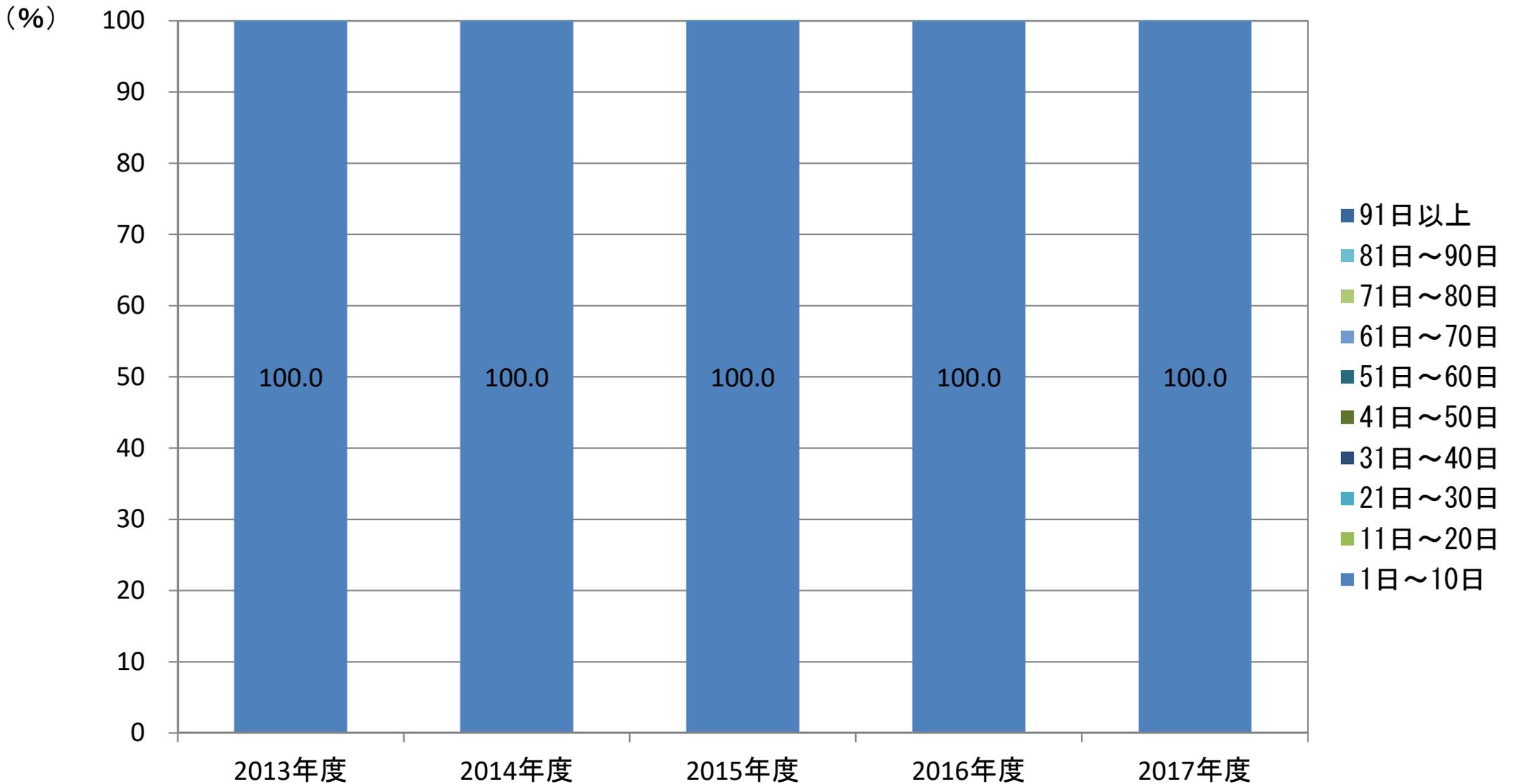
注4) 1週間に1回服用する製剤のみを集計対象としている。

ビスホスホネート（1月1回製剤）の投薬日数の分布（2017年度）



注1) 内服薬のみを集計対象としている。
 注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。
 注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布を示したものである。
 注4) 1か月(4週間)に1回服用する製剤のみを集計対象としている。

ビスホスホネート（1月1回製剤）の投薬日数の分布の推移



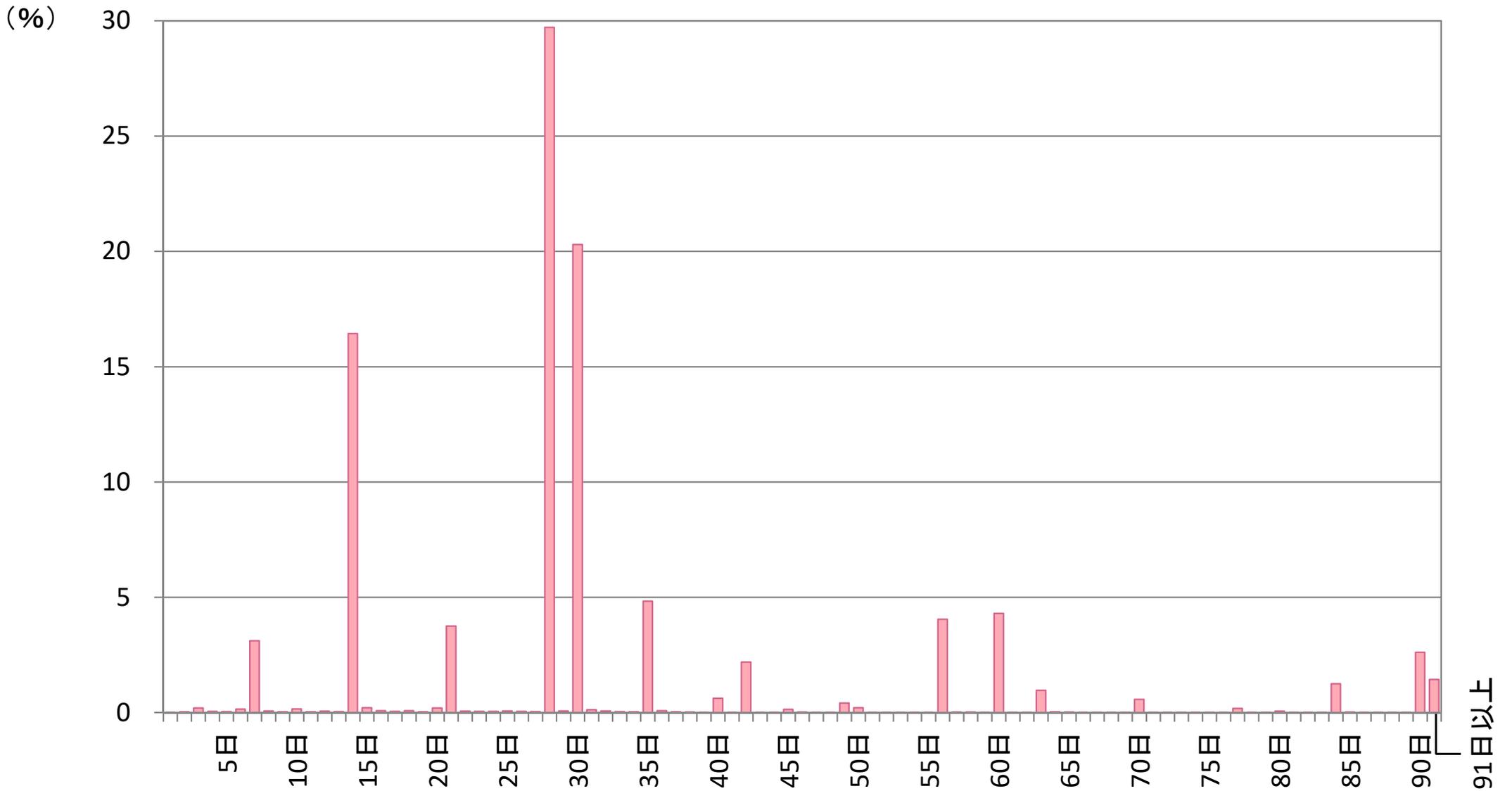
注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布を示したものである。

注4) 1か月(4週間)に1回服用する製剤のみを集計対象としている。

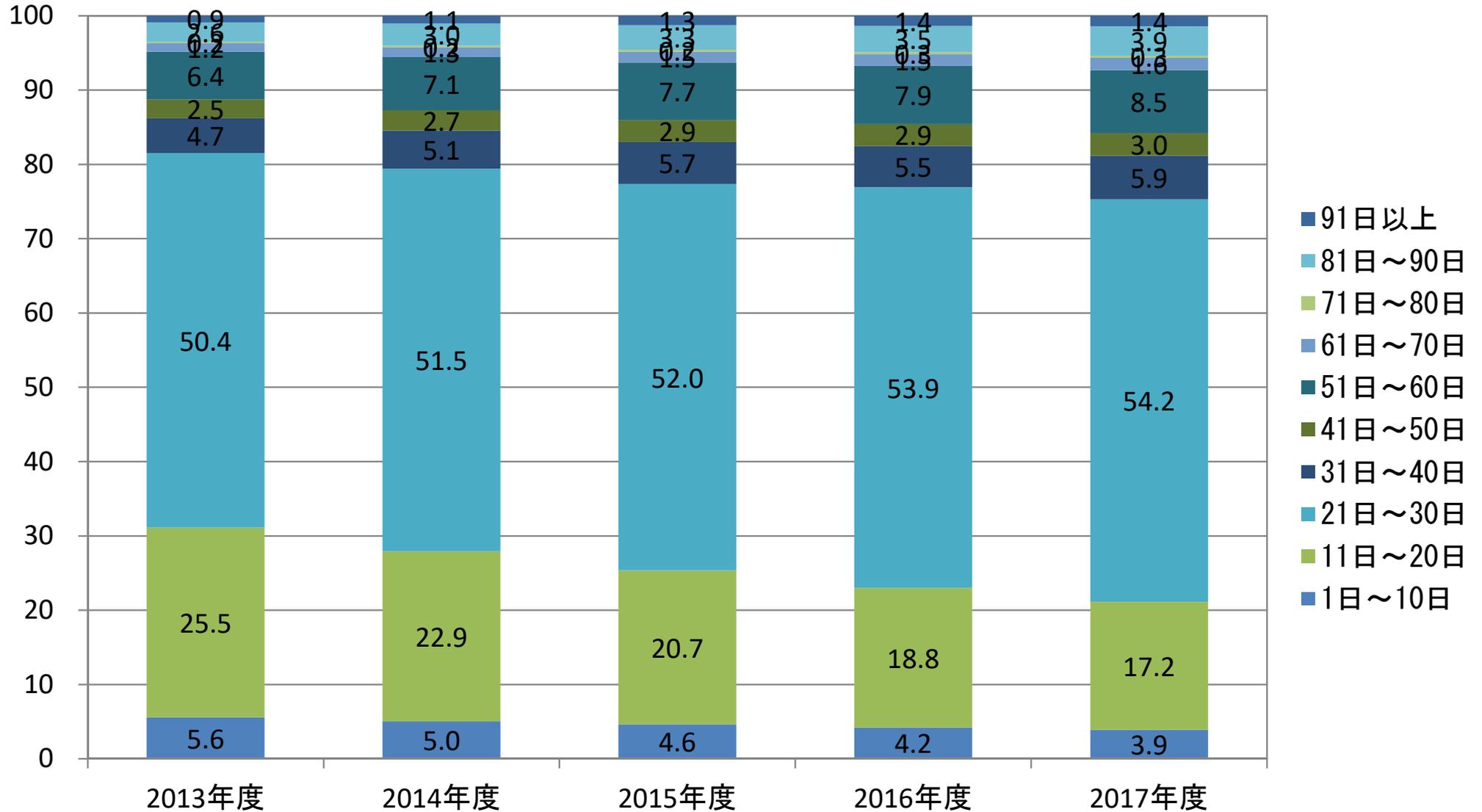
SERMの投薬日数の分布（2017年度）



注1) 内服薬のみを集計対象としている。
 注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。
 注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布を示したものである。

SERMの投薬日数の分布の推移

(%)

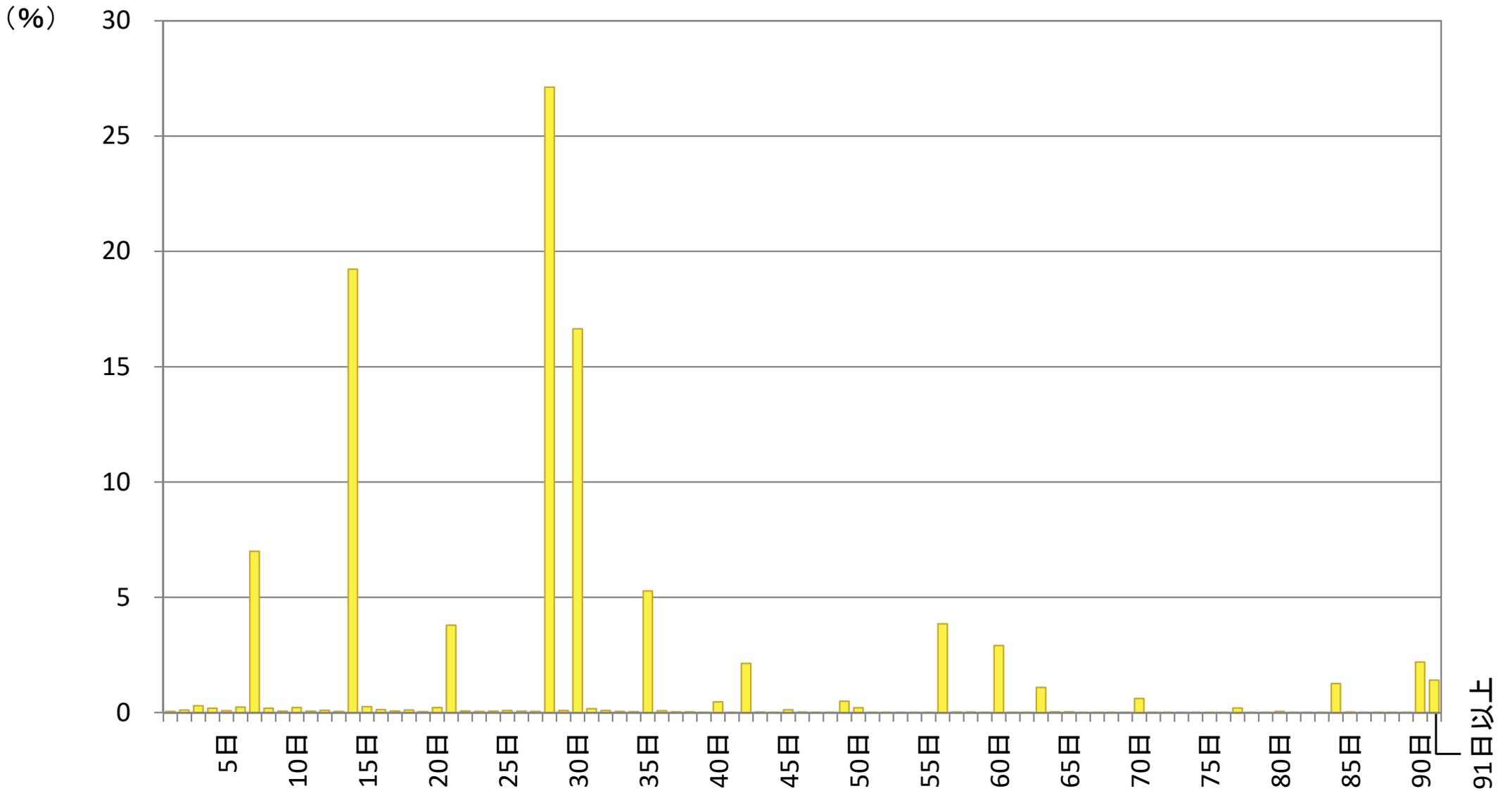


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

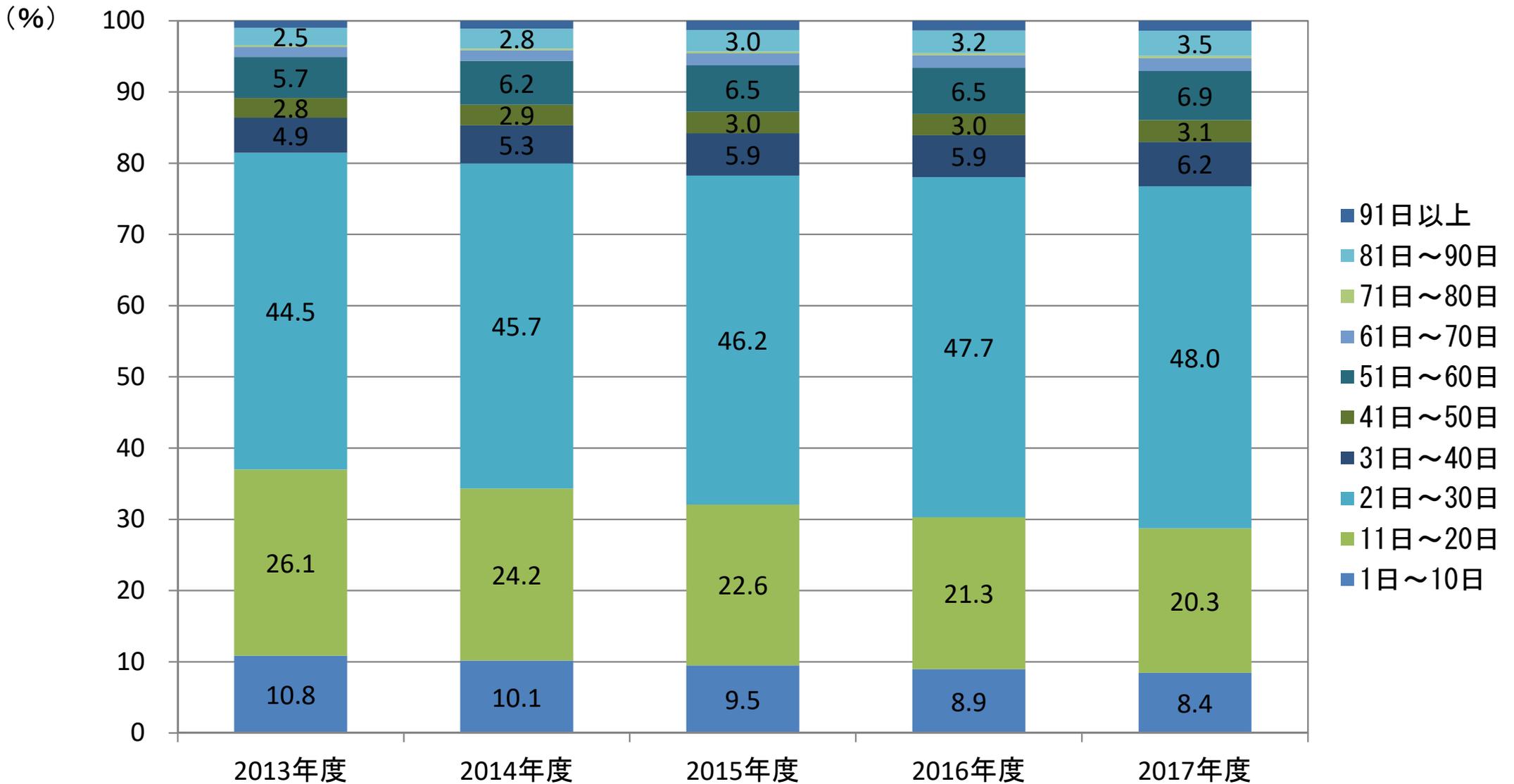
注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布の推移を示したものである。

活性型ビタミンD製剤の投薬日数の分布（2017年度）



活性型ビタミンD製剤の投薬日数の分布の推移

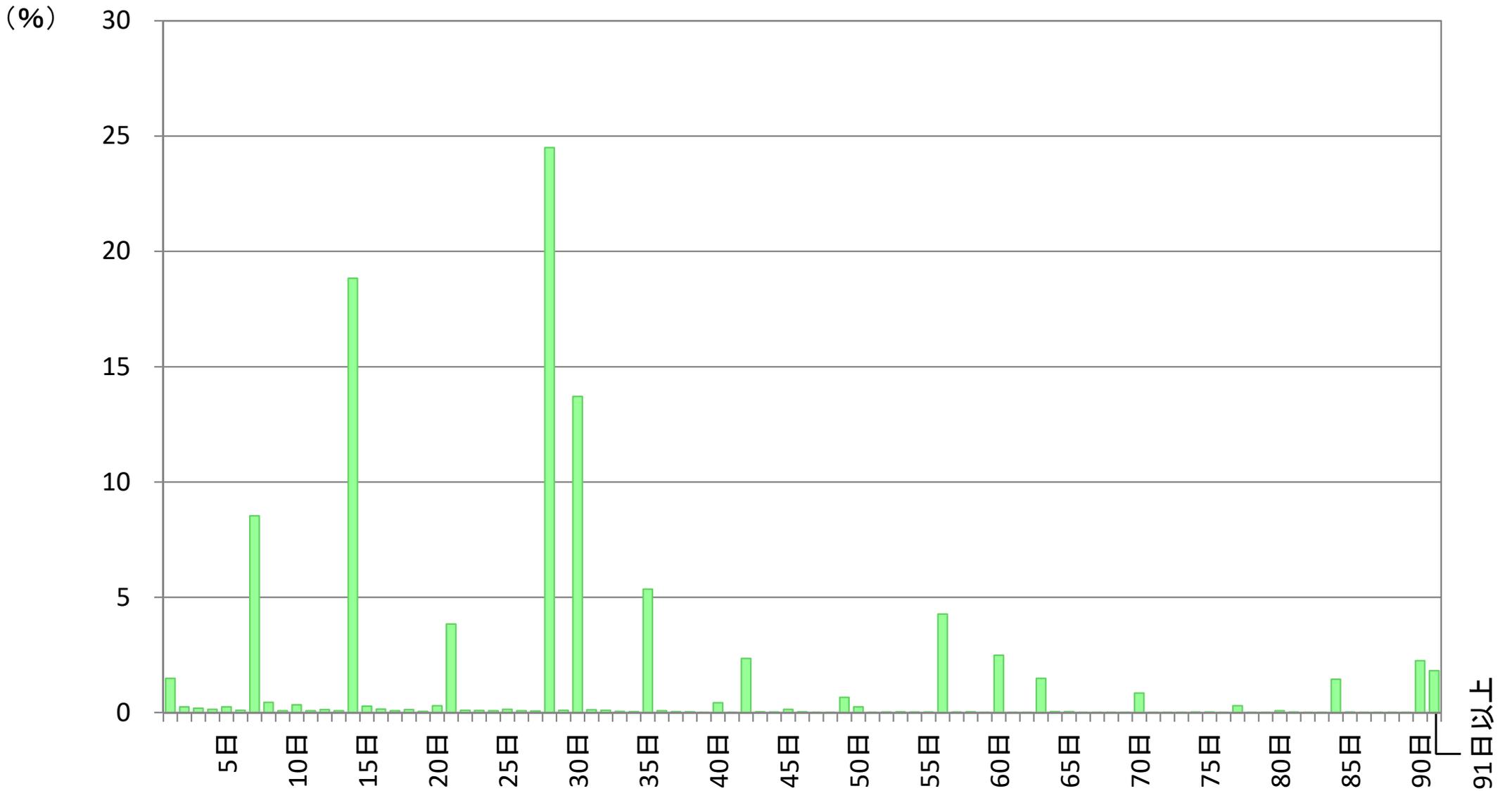


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布の推移を示したものである。

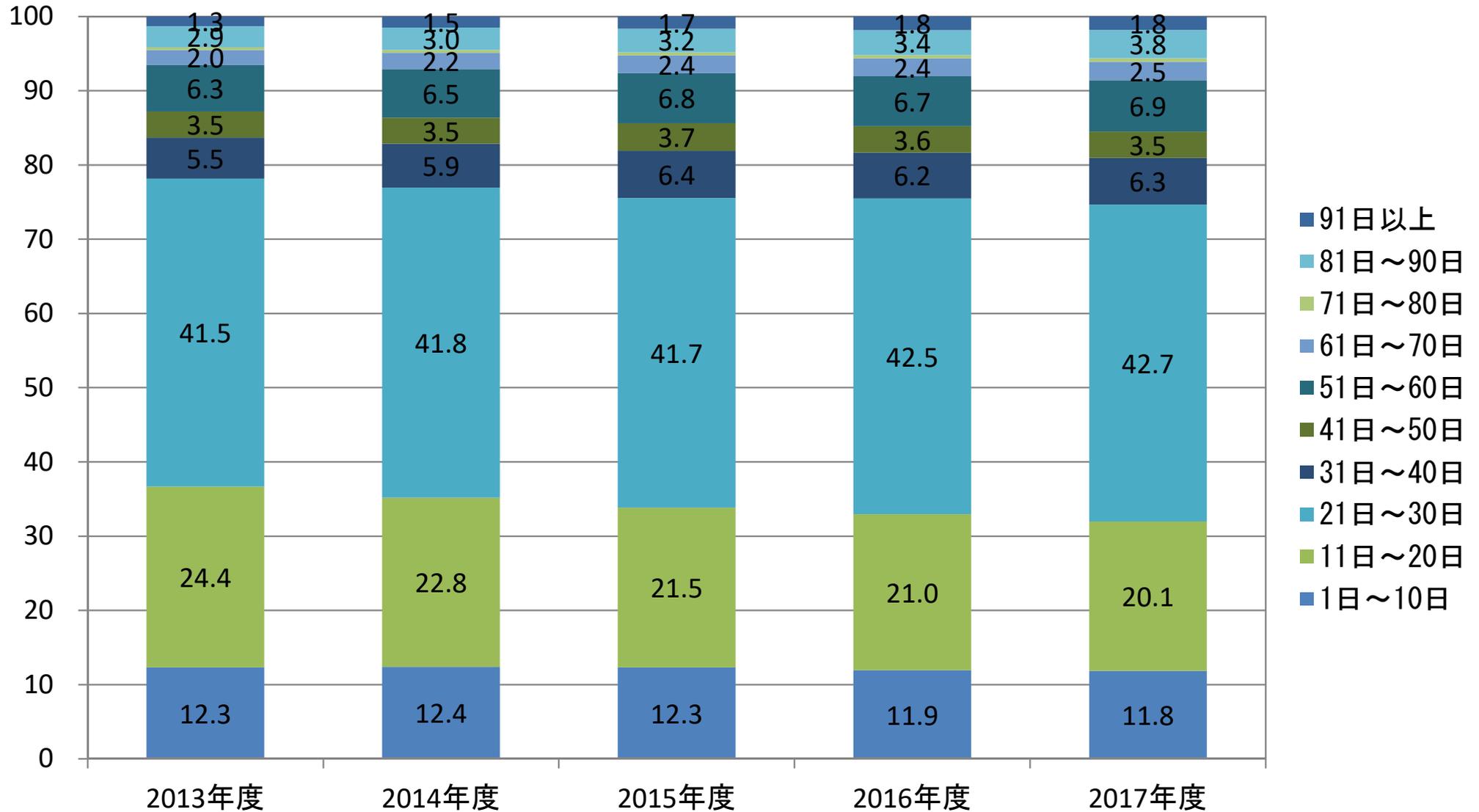
ビタミンK製剤の投薬日数の分布（2017年度）



注1) 内服薬のみを集計対象としている。
 注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。
 注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布を示したものである。

ビタミンK製剤の投薬日数の分布の推移

(%)

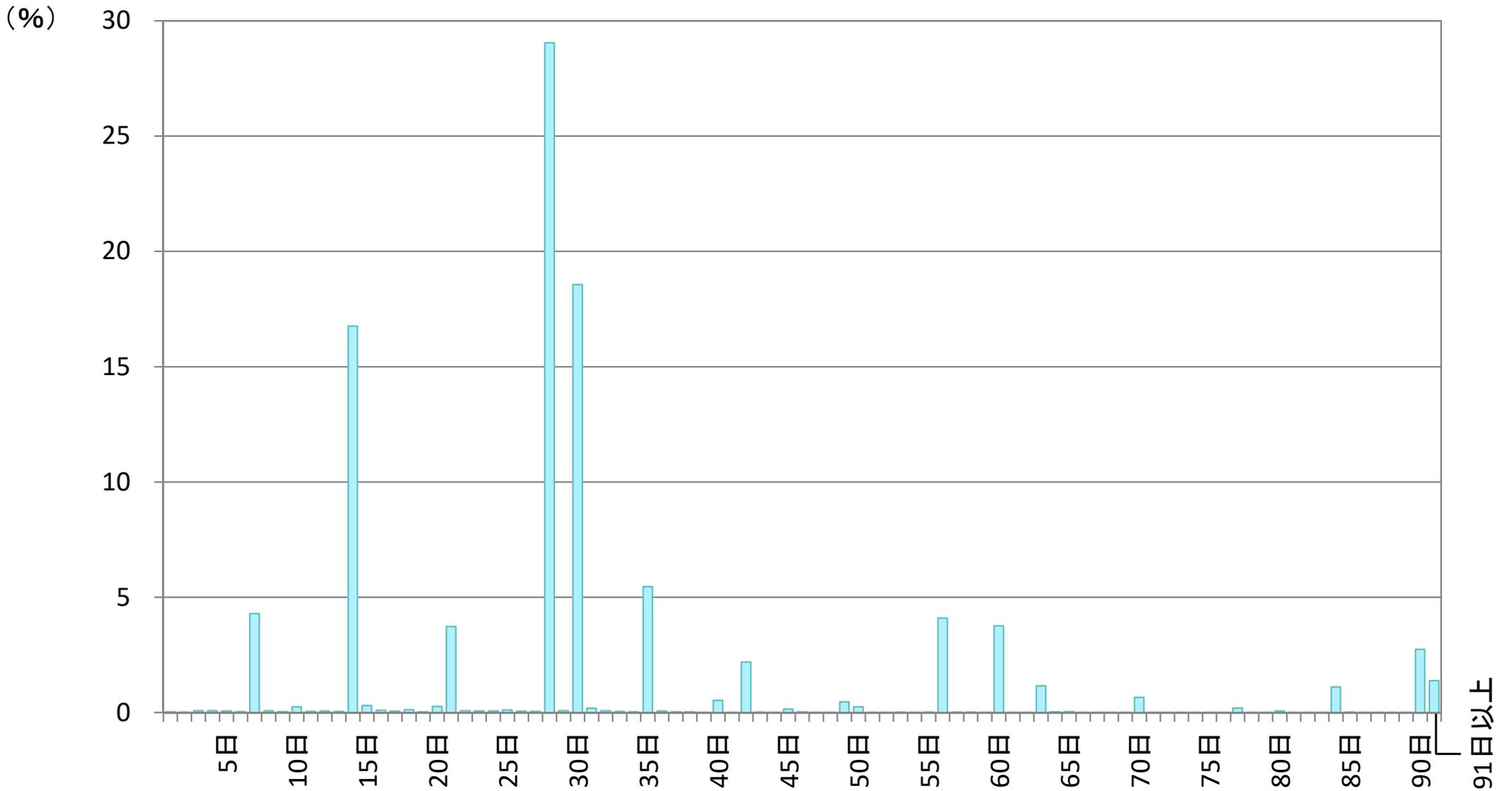


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布の推移を示したものである。

Ca製剤の投薬日数の分布（2017年度）

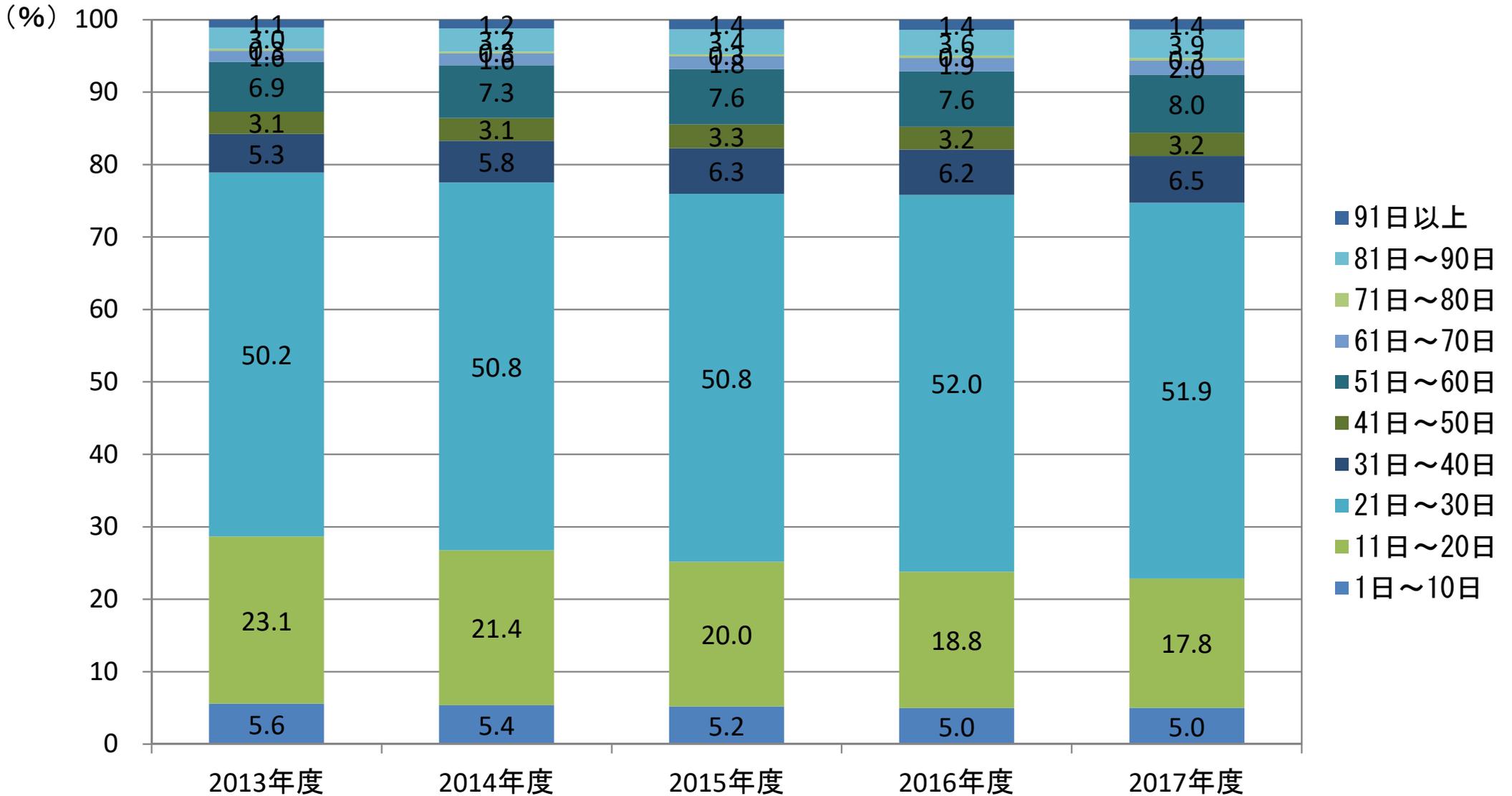


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布を示したものである。

Ca製剤の投薬日数の分布の推移

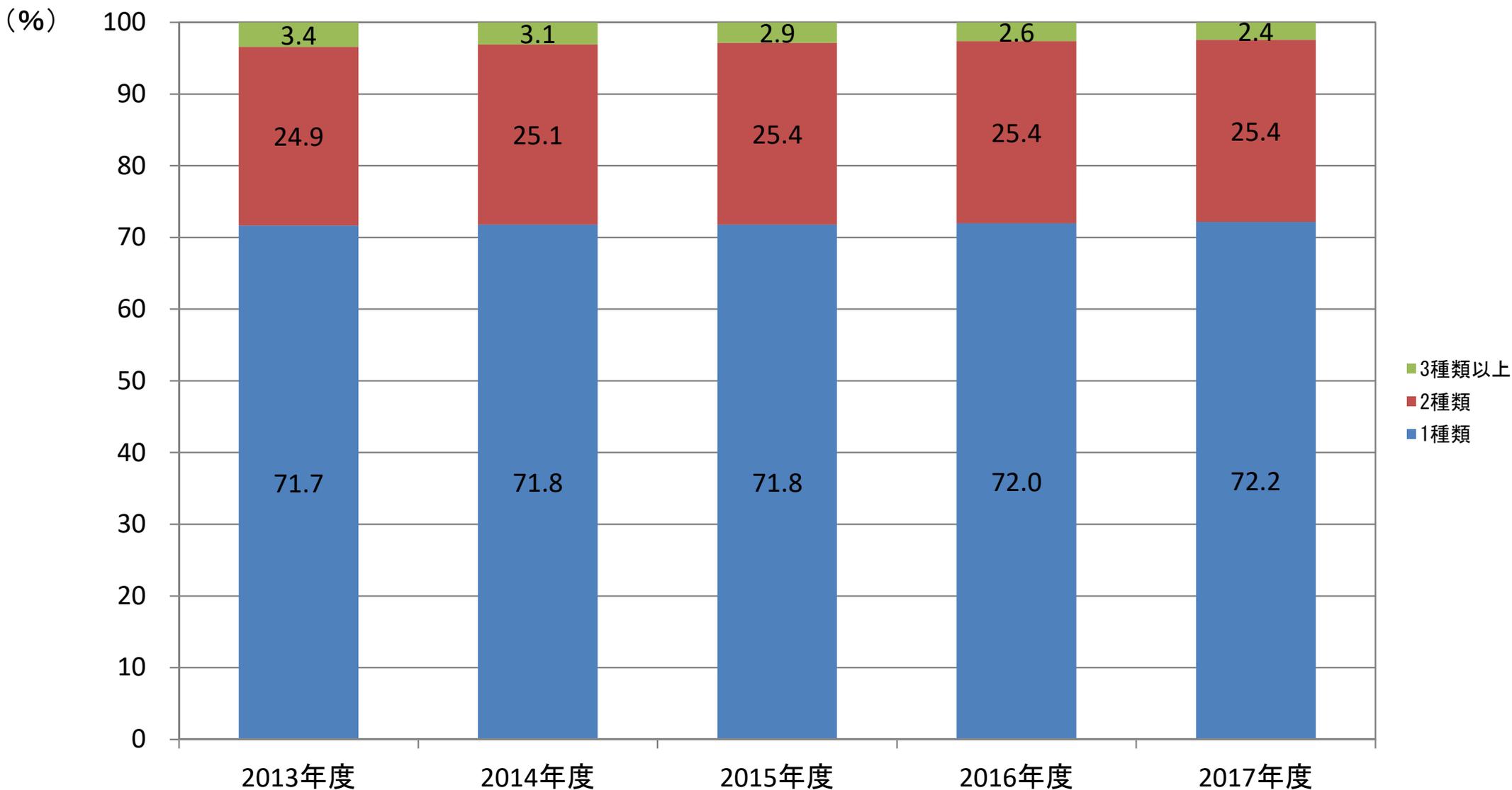


注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

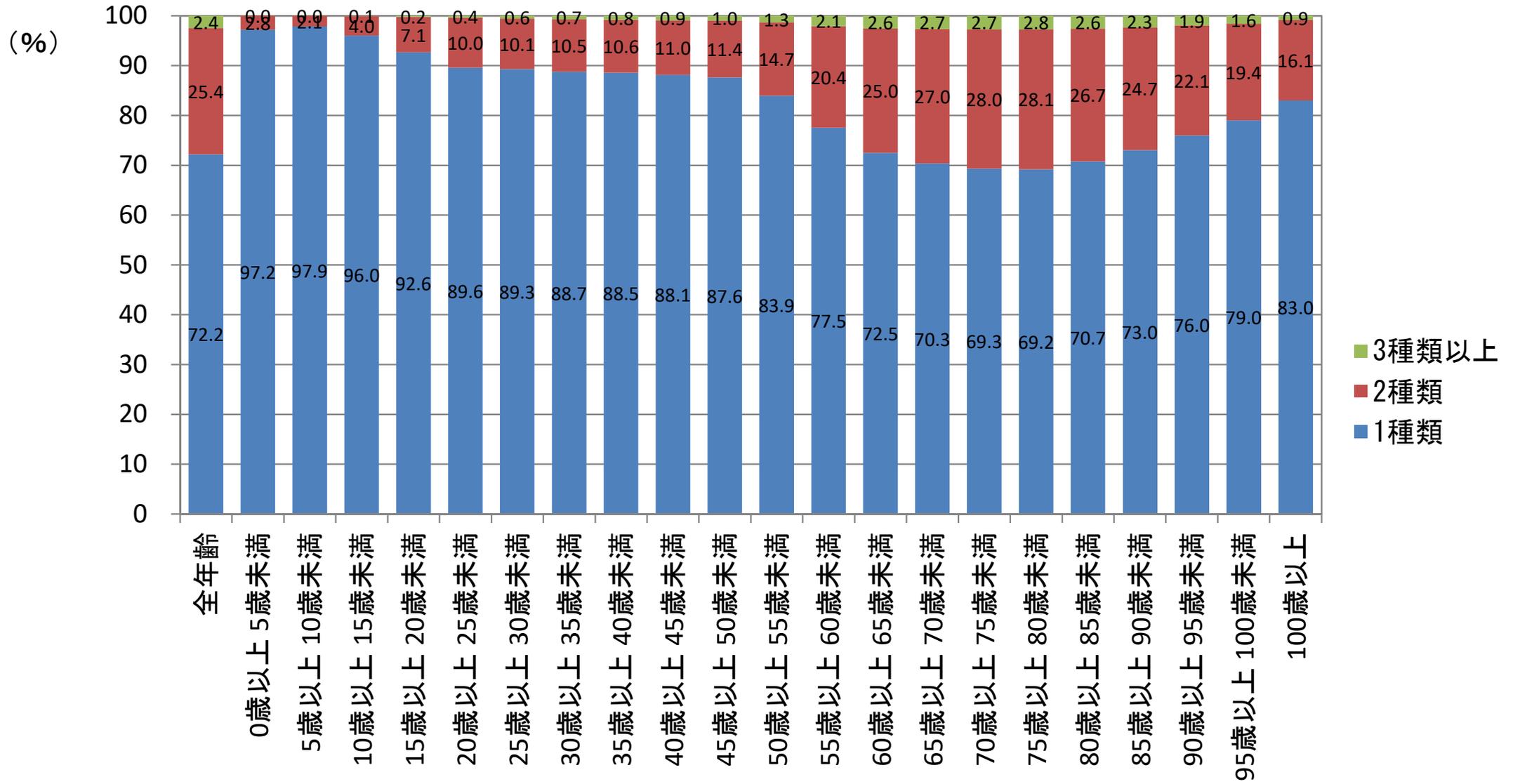
注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布の推移を示したものである。

調剤（処方箋受付）毎の 骨粗鬆症治療薬薬剤種類数の分布の推移



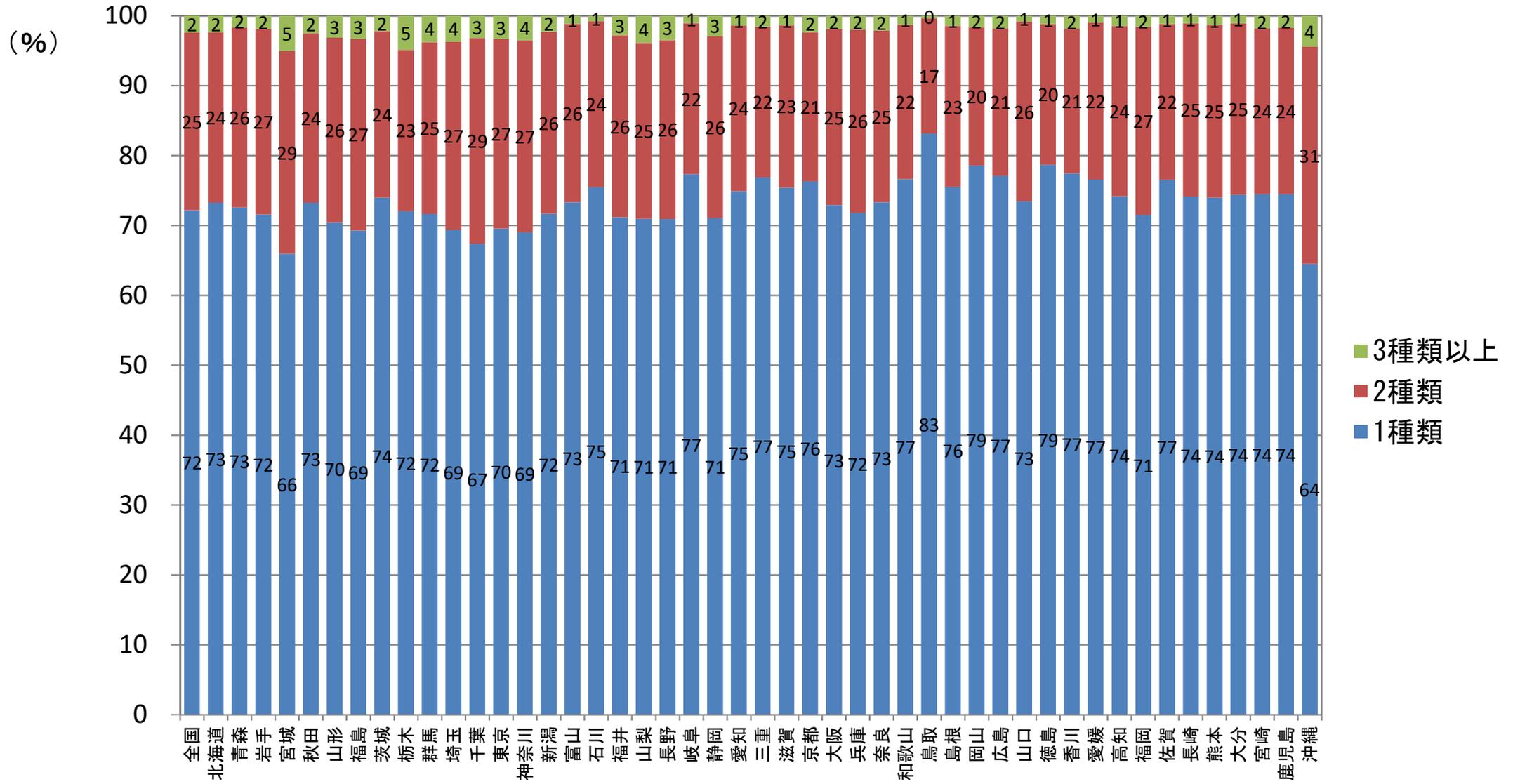
注1) 骨粗鬆症治療薬が調剤された回数(処方箋枚数(受付回数))の総数を100としたものである。
 注2) 骨粗鬆症治療薬が調剤されていないものは含まれていない。

年齢階級別にみた調剤（処方箋受付）毎の 骨粗鬆症治療薬薬剤種類数の分布（2017年度）



注1) 骨粗鬆症治療薬が調剤された回数(処方箋枚数(受付回数))の総数を100としたものである。
 注2) 骨粗鬆症治療薬が調剤されていないものは含まれていない。
 注3) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

都道府県別にみた調剤（処方箋受付）毎の 骨粗鬆症治療薬薬剤種類数の分布（2017年度）



注1) 骨粗鬆症治療薬が調剤された回数(処方箋枚数(受付回数))の総数を100としたものである。
 注2) 骨粗鬆症治療薬が調剤されていないものは含まれていない。
 注3) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

本分析に関する詳細データのURL:

https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/database/zenpan/xls/cyouzai_doukou_topics_h31_03-2.xls

【詳細データの内容】

- 詳細表Ⅰ 骨粗鬆症治療薬種類別年齢階級別薬剤料等(2013年度～2017年度)
- 詳細表Ⅱ 骨粗鬆症治療薬種類別都道府県別薬剤料等(2013年度～2017年度)
- 詳細表Ⅲ 骨粗鬆症治療薬種類別年齢階級別都道府県別薬剤料(2017年度)
- 詳細表Ⅳ 骨粗鬆症治療薬種類別年齢階級別都道府県別後発医薬品割合(数量ベース)(2018年3月)
- 詳細表Ⅴ 骨粗鬆症治療薬種類別数量構成比(2018年3月)
- 詳細表Ⅵ 骨粗鬆症治療薬種類別投薬日数分布推移(2013年度～2017年度)
- 詳細表Ⅶ 骨粗鬆症治療薬薬剤種類数分布推移(2013年度～2017年度)
- 詳細表Ⅷ 骨粗鬆症治療薬年齢階級別薬剤種類数分布(2017年度)
- 詳細表Ⅸ 骨粗鬆症治療薬都道府県別薬剤種類数分布(2017年度)
- 詳細表Ⅹ 年齢階級別都道府県別処方箋枚数(受付回数)(2013年度～2017年度)
- 詳細表Ⅺ 年齢調整前後処方箋1枚当たり骨粗鬆症治療薬薬剤料の地域差指数(2017年度)